第156回社会保障審議会医療保険部会
議事次第

令和４年10月28日（金）
10時00分～12時00分
場所：オンライン開催

（議　題）

１．　医療保険制度改革について

２．　国民健康保険の保険料（税）の賦課（課税）限度額について

３．　オンライン資格確認等システムについて

（配布資料）

資　料　１　　医療保険制度改革について
資　料　２　　国民健康保険の保険料（税）の賦課（課税）限度額について
資　料　３　　オンライン資格確認等システムについて

社会保障審議会医療保険部会　委員名簿

あきやま　ともや 秋山　智弥	日本看護協会副会長
あんどう　のぶき 安藤　伸樹	全国健康保険協会理事長
いけばた　ゆきひこ 池端　幸彦	日本慢性期医療協会副会長
いのくち　ゆうじ 猪口　雄二	日本医師会副会長
いぶか　ようこ 井深　陽子	慶應義塾大学経済学部教授
うちぼり　まさお 内堀　雅雄	全国知事会社会保障常任委員会委員長／福島県知事
かねこ　ひさし 兼子　久	全国老人クラブ連合会理事
きくち　よしみ ○ 菊池　馨実	早稲田大学理事・法学学術院教授
さの　まさひろ 佐野　雅宏	健康保険組合連合会副会長
すがはら　たくま 菅原　琢磨	法政大学経済学部教授
そでい　たかこ 袖井　孝子	NPO法人高齢社会をよくする女性の会副理事長
たなべ　くにあき ◎ 田辺　国昭	国立社会保障・人口問題研究所所長
はた　けんいちろう 羽田　健一郎	全国町村会副会長／長野県長和町長
はやし　まさずみ 林　正純	日本歯科医師会常務理事
はら　かつのり 原　勝則	国民健康保険中央会理事長
ふじい　りゅうた 藤井　隆太	日本商工会議所社会保障専門委員会委員
ほんだ　こういち 本多　孝一	日本経済団体連合会社会保障委員会医療・介護改革部会長
まえば　やすゆき 前葉　泰幸	全国市長会相談役・社会文教委員／津市長
むらかみ　ようこ 村上　陽子	日本労働組合総連合会副事務局長
よこお　としひこ 横尾　俊彦	全国後期高齢者医療広域連合協議会会長／多久市長
わたなべ　だいき 渡邊　大記	日本薬剤師会副会長

◎印は部会長、○印は部会長代理である。　　（五十音順）

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

医療保険制度改革について

高齢者の保険料賦課限度額や高齢者医療制度への支援金の在り方、被用者保険者間の格差是正の方策等

厚生労働省　保険局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

１．高齢者医療制度を取り巻く現状、これまでの議論の状況

医療保険制度の体系

後期高齢者医療制度

約17兆円

- 75歳以上
- 約1,890万人
- 保険者数：47（広域連合）

75歳

前期高齢者財政調整制度（約1,590万人）約7兆円（再掲）※3

65歳

国民健康保険
（都道府県・市町村国保
＋国保組合）

- 自営業者、年金生活者、非正規雇用者等
- 約2,850万人
- 保険者数：約1,900

約9兆円

協会けんぽ（旧政管健保）

- 中小企業のサラリーマン
- 約3,930万人
- 保険者数：1

約6兆円

健康保険組合

- 大企業のサラリーマン
- 約2,830万人
- 保険者数：約1,400

共済組合

- 公務員
- 約910万人
- 保険者数：85

健保組合・共済等 約5兆円

※1　加入者数・保険者数、金額（給付費）は、令和4年度予算ベースの数値。
※2　上記のほか、法第3条第2項被保険者（対象者約2万人）、船員保険（対象者約10万人）、経過措置として退職者医療がある。
※3　前期高齢者数（約1,590万人）の内訳は、国保約1,170万人、協会けんぽ約310万人、健保組合約100万人、共済組合約20万人。

高齢者医療制度の財政

○　国保と被用者保険の二本立てで国民皆保険を実現しているが、所得が高く医療費の低い現役世代は被用者保険に多く加入する一方、退職して所得が下がり医療費が高い高齢期になると国保に加入するといった構造的な課題がある。このため、高齢者医療を社会全体で支える観点に立って、75歳以上について現役世代からの支援金と公費で約９割を賄うとともに、65歳～74歳について保険者間の財政調整を行う仕組みを設けている。

○　旧老人保健制度において「若人と高齢者の費用負担関係が不明確」といった批判があったことを踏まえ、75歳以上を対象とする制度を設け、世代間の負担の明確化等を図っている。

後期高齢者医療制度

＜対象者数＞
７５歳以上の高齢者　約１，８９０万人

＜後期高齢者医療費＞
１８.４兆円（令和４年度予算ベース）
給付費　　１７.０兆円
患者負担　　１.５兆円

＜保険料額（令和４・５年度見込）＞
全国平均　約６，４７０円／月
※　基礎年金のみを受給されている方は
約１，１９０円／月

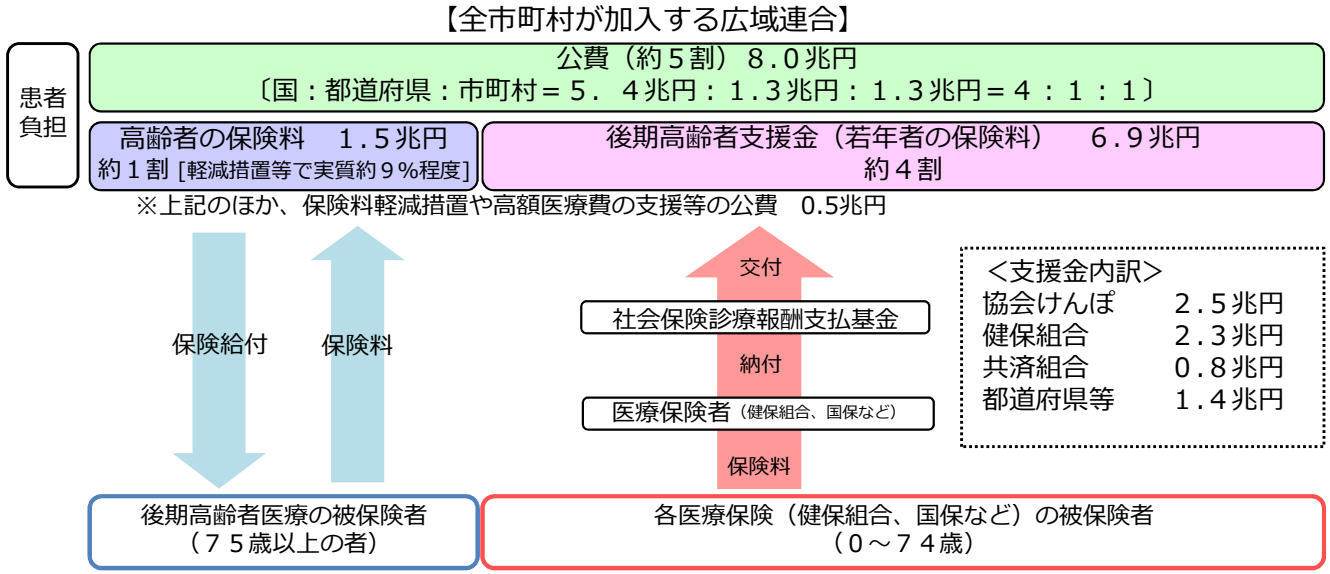

前期高齢者に係る財政調整

＜対象者数＞
６５～７４歳の高齢者
約１,５９０万人

＜前期高齢者給付費＞
６．７兆円
（令和４年度予算ベース）

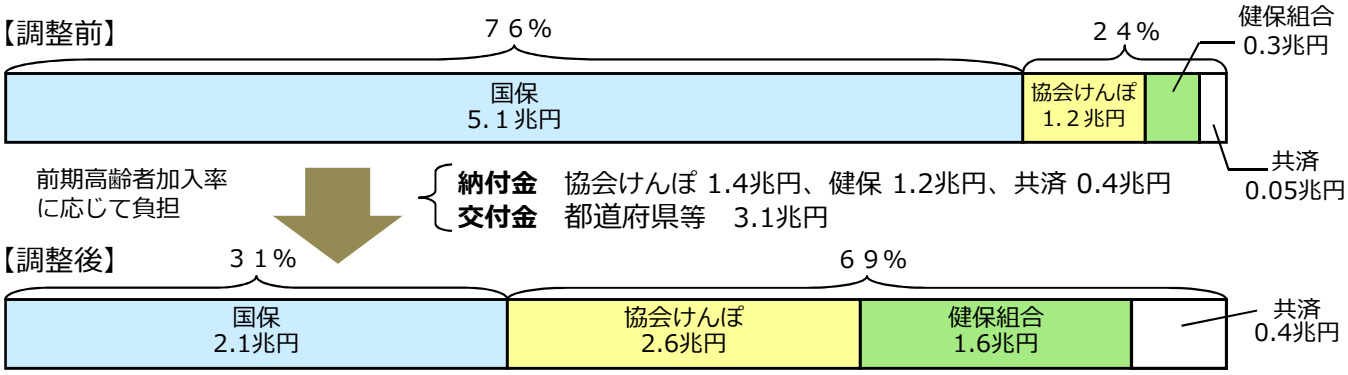

※各医療保険者が負担する後期高齢者支援金は、後期高齢者支援金に係る前期財政調整を含む。

※　数値は令和４年度予算ベース。

後期高齢者医療制度の財政の概要

（令和４年度予算ベース）

医療給付費総額：１７．０兆円

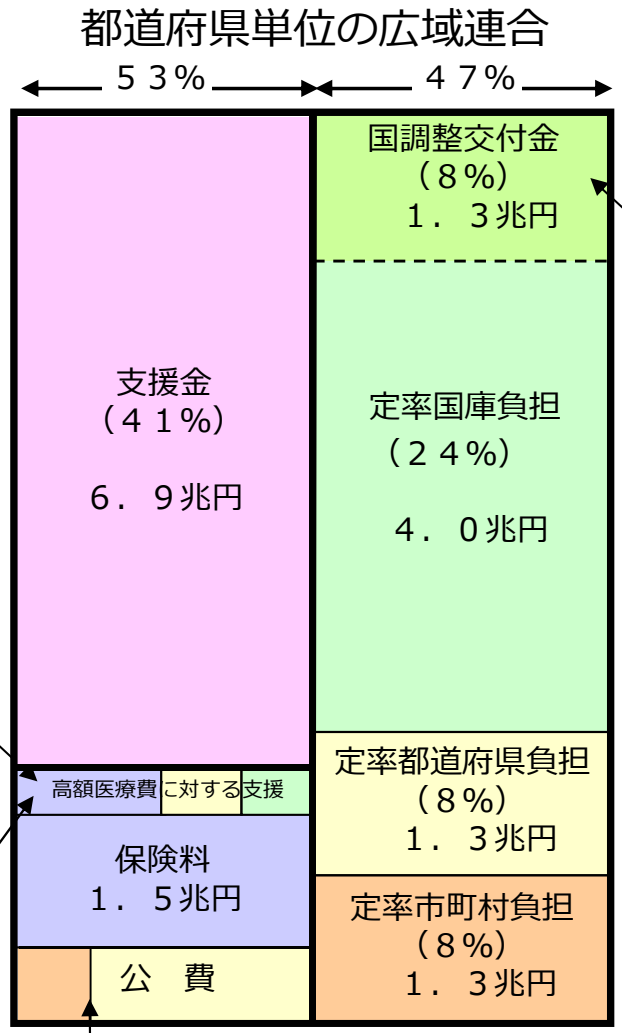

財政安定化基金

○保険料未納リスク、給付増リスクに対応するため、国・都道府県・広域連合（保険料）が１／３ずつ拠出して、都道府県に基金を設置し、貸付等を行う。

０.２兆円程度（基金残高）

高額医療費に対する支援

○高額な医療費による財政影響を緩和するため、１件８０万円を超えるレセプトに係る医療費の一定部分について、国・都道府県が１／４ずつ負担する。

０.４兆円

特別高額医療費共同事業

○著しく高額な医療費による財政影響を緩和するため、広域連合からの拠出により、１件４００万円を超えるレセプトに係る医療費の２００万円超分について、財政調整を行う。（国費１０億円）

調整交付金（国）

○普通調整交付金（調整交付金の９／１０）
・・・広域連合間の所得格差による財政力不均衡を調整するために交付する。
○特別調整交付金（調整交付金の１／１０）
・・・災害その他特別の事情を考慮して交付する。

・保険基盤安定制度（低所得者等の保険料軽減）

○保険基盤安定制度
・低所得者等の保険料軽減
・・・均等割７割・５割・２割軽減、被扶養者の５割軽減（資格取得後２年間分）
＜市町村１／４、都道府県３／４＞

０.３兆円程度

※　現役並み所得を有する高齢者の医療給付費には公費負担がなく、その分は現役世代の支援金による負担となっていることから、公費負担割合は４７％となっている。

前期高齢者納付金の推移

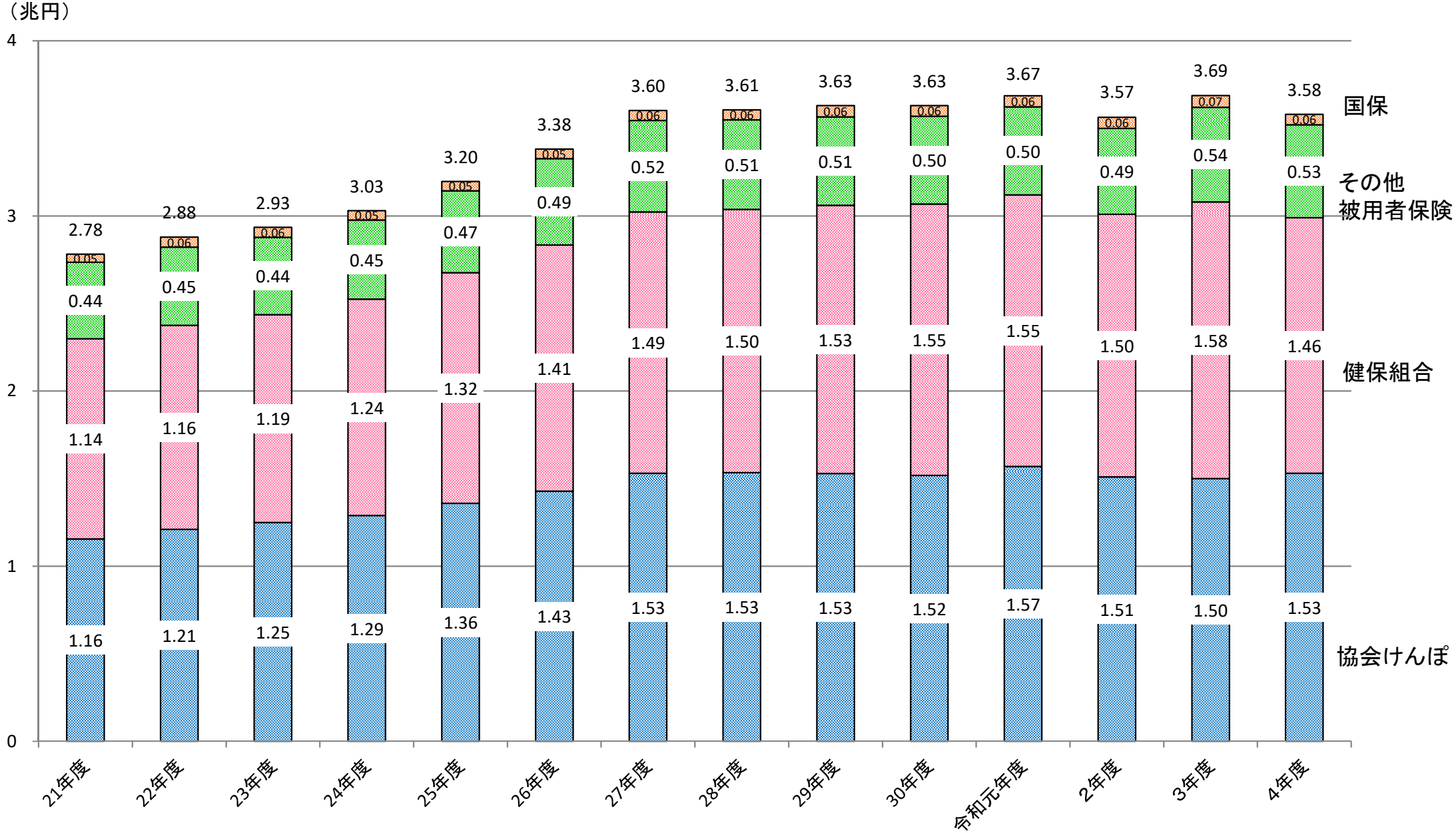

※　令和元年度以前は確定賦課ベース（出典：医療保険に関する基礎資料～令和元年度の医療費等の状況～（令和4年1月））。
　令和2年度は確定賦課ベース、令和3年度及び令和4年度は概算賦課ベース。
※　協会けんぽは日雇を含む。

後期高齢者支援金の推移

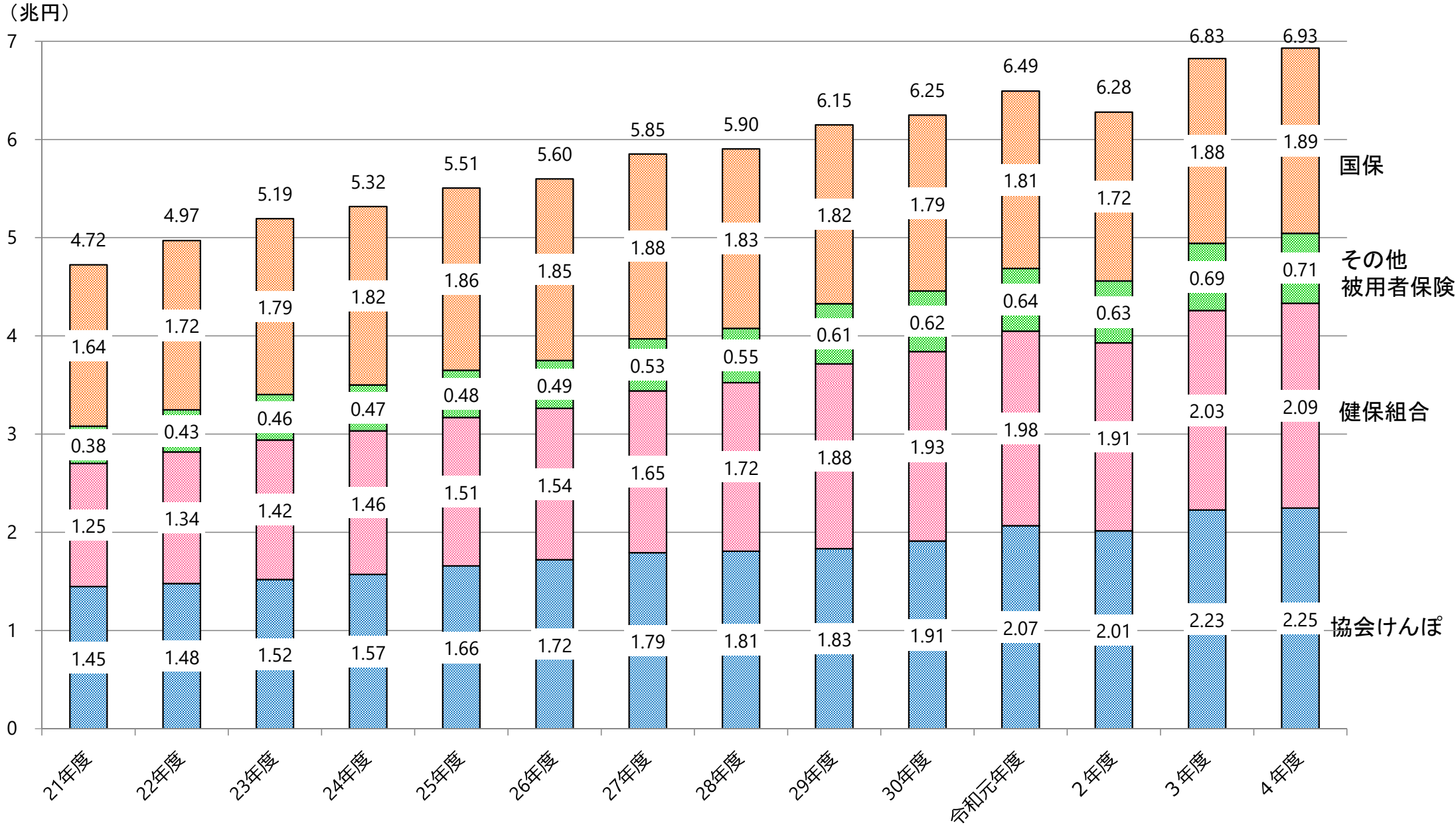

※　令和元年度以前は確定賦課ベース（出典：医療保険に関する基礎資料～令和元年度の医療費等の状況～（令和4年1月））。
　令和2年度は確定賦課ベース、令和3年度及び令和4年度は概算賦課ベースである。
※　協会けんぽは日雇を含む。

後期高齢者１人当たり保険料、現役１人当たり支援金の推移

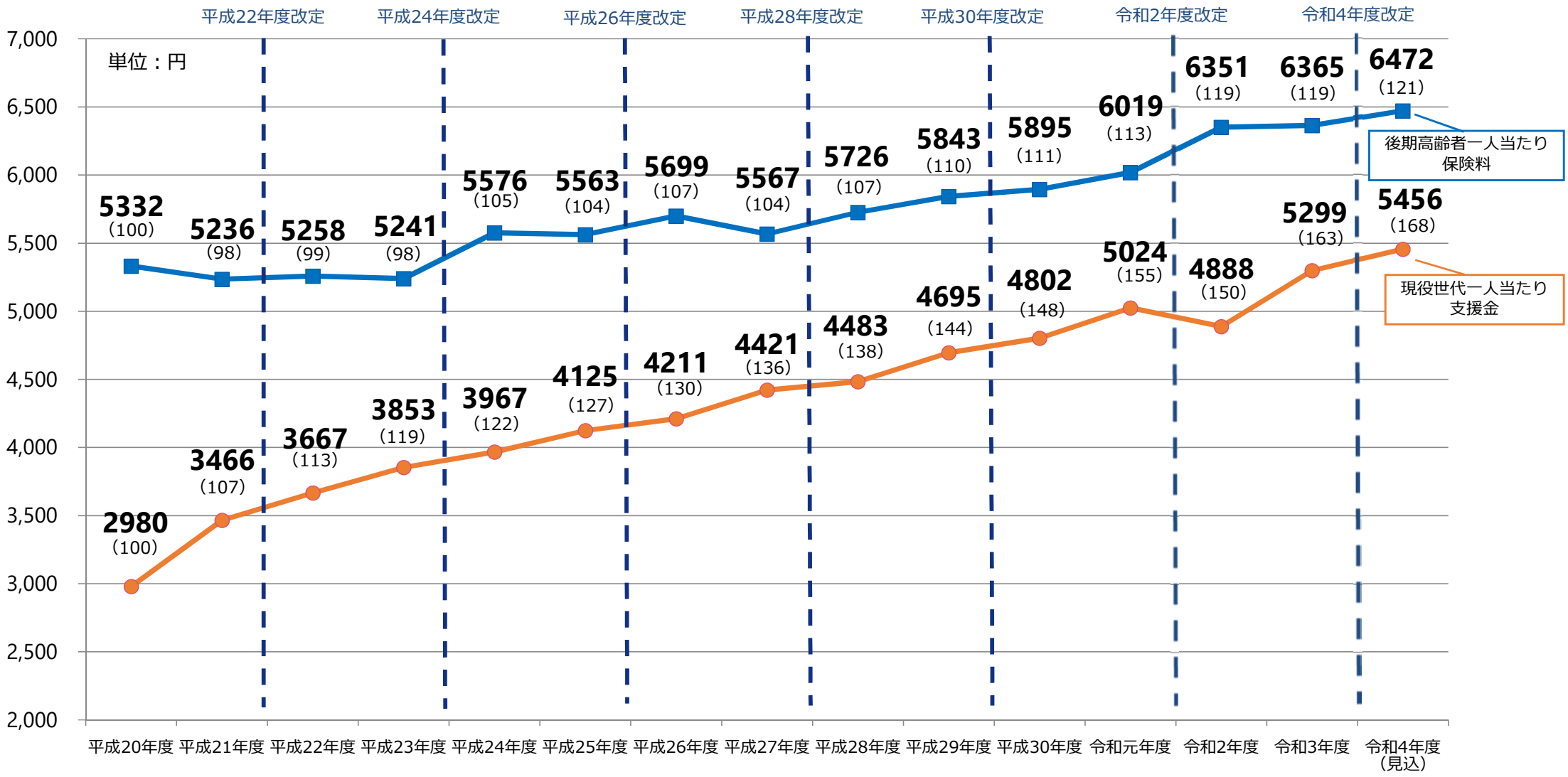

※　後期高齢者一人当たり保険料額は、平成20～令和３年度は後期高齢者医療制度被保険者実態調査報告に基づく実績額、令和４年度は保険料改定時見込み。
※　現役世代一人当たり支援金額は、平成20～令和２年度は確定賦課、令和３年度及び令和４年度は概算賦課ベース。
※　現役世代一人当たり支援金額の伸びは、満年度化の影響排除のため、平成20年度の金額に12/11を乗じたものを基準に計算。
※　平成28年度の現役世代一人当たり支援金額は、平成28年10月以降の適用拡大を含めた金額。
※　（）内の数値は、平成20年度の数値を100とした場合の指数。

高齢者医療の歩み

昭48

老人医療費の無料化（70歳～）（自治体レベルでは昭和35年～）

昭58

老人保健法を制定（老健制度）

・・・↓「サロン化・社会的入院」といった弊害の指摘もあった
・・・高齢者の多い国保の運営厳しく
老人医療費が急増

平9

政府等で新しい制度の検討を開始 ↓ 新制度まとまらず、次の課題に

・・・保険者（国保や健保など）からの拠出金（仕送り）と公費で運営
・・・市町村が運営主体
患者負担を導入（外来一月4百円、入院一日3百円）

平15.3

医療保険制度体系等に関する基本方針を閣議決定

・・・公費負担割合を引き上げ（3割→5割）（～平19）
・・・老健制度の対象年齢を引き上げ（70歳→75歳）（～平19）
一部負担を定率1割に

平17.12

医療制度改革大綱を政府・与党で決定

・高齢者医療制度は、75歳以上の後期高齢者と65歳から74歳までの前期高齢者のそれぞれの特性に応じた新たな制度とする。

平18.6

健康保険法等改正法成立

・・前期高齢者について、保険者間の負担の不均衡を調整する仕組みを創設
後期高齢者について、独立した医療制度を創設

平20.4

後期高齢者医療制度等施行

平22.12

高齢者医療制度改革会議最終とりまとめ

・・地域保険は国保に一本化し、都道府県単位で運営。
後期高齢者医療制度は廃止し、高齢者も国保か被用者保険に加入。

平24.8

社会保障制度改革推進法成立

・今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得る。

平25.8

社会保障制度改革国民会議報告書

・後期高齢者医療制度は十分定着。現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ、必要な改善を行っていく。

平25.12

プログラム法成立

・医療制度改革の実施状況等を踏まえ、高齢者医療制度の在り方について必要に応じ見直しに向けた検討を行う。
・後期高齢者支援金の全面総報酬割、高齢者医療の費用負担の在り方等を検討し、平成27年国保法等改正法により措置。

平28.12

医療保険制度の見直し内容の決定

・・70歳以上の高齢者の高額療養費の上限を見直し（平成29年8月～）
保険料軽減特例の見直し（平成29年4月～）

令2.12

全世代型社会保障改革の方針

・・現役並み所得者（3割負担）を除き、後期高齢者のうち一定以上所得のある方の窓口負担割合を1割から2割に引き上げ（令和4年10月～）

令3.6

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律成立

医療・介護制度の改革について

2040年を視野に入れて、高齢化への対応とあわせて、人口減少に対応した全世代型の社会保障制度を構築していくことが必要。特に2025年までに全ての団塊の世代が後期高齢者となる中で、制度的な対応が急務。

このため、負担能力に応じて、全ての世代で、増加する医療費を公平に支え合う仕組みを強化するとともに、社会経済の変化に対応した医療・介護の提供体制を構築するための改革を実現することが必要。

このため、以下の点について検討することとしてはどうか。

○　医療分野

（１）医療保険関係

- 子育て世代の支援のための出産育児一時金の大幅な増額と、その際、医療保険全体の中で支え合うことについて
- 負担能力に応じて、全ての世代で、増加する医療費を公平に支え合う仕組みを強化する観点を踏まえた、高齢者の保険料賦課限度額や高齢者医療制度への支援金の在り方、被用者保険者間の格差是正の方策等について
- 更なる国民の負担軽減の観点から、医療費の伸びを適正化するため、給付の効率化を含め、より実効的な取組について

医療保険制度改革に係る主な意見（第154回医療保険部会）②

※委員のご発言に基づき、事務局で適宜整理したもの

２．後期高齢者支援金/後期高齢者保険料関係

＜後期高齢者支援金関係＞

○現行の仕組みは、高齢世代の人口変動は考慮されず、現役世代の人口減の２分の１のみ反映するため、現役世代の１人あたり支援金額の伸びは後期高齢者１人あたりの保険料の伸びより大きくいびつな構造。世代間の公平の観点からも、現役世代の１人あたり保険料負担額の伸び率を少なくとも、後期高齢者１人あたり保険料負担額の伸び率と同程度以下となるよう、後期高齢者の保険料負担割合の見直しを行うべき。

＜後期高齢者保険料関係＞

○世代間の公平だけでなく、世代内の公平も必要。高齢者は所得が両極化。所得が少ない人も多く、賦課限度額の引き上げにより、高所得の高齢者には相応の負担を求めていくことが必要。

○昨今の物価変動・円安の中で高齢者特に年金生活者は生活が厳しく、消費税をはじめ、制度も年々逆進性が強まっている。また、高齢者はこれまで社会を支えてきたということも考慮が必要。負担が大きくのしかからないようにして欲しい。

＜その他＞

○現役並み所得の後期高齢者に公費負担が行われておらず、その分現役世代の負担が重くなっていることに関し、見直しが必要。

○定年後も仕事をしている人は健保に残る形で制度を支える側になってもいいのではないか。

医療保険制度改革に係る主な意見（第154回医療保険部会）③

※委員のご発言に基づき、事務局で適宜整理したもの

３．被用者保険者間の格差是正関係

＜格差是正の考え方＞

○現在の保険料分布をみると、健保組合の保険料率は上がってきている。協会けんぽより保険料が高い健保組合もあり、組合の解散、協会への移行が危惧される。ばらつきも大きく格差是正は重要な課題。

○被用者保険者間の格差是正は、健保組合のこれまでの取組や保険者機能を後退させないよう、十分な配慮や対応とともに、健保組合における負担軽減も必要。

○保険者ごとに自立的な取組を促す保険者機能の強化、保険者インセンティブということが行われている。そうした方向性と矛盾のない形でこの格差是正に対する取組を進める必要がある。

○被用者保険者間の保険料率の格差の原因が何か分析が必要。

○将来的には、保険料率の一本化についても一つの検討課題になるのではないか

＜前期財政調整関係＞

○保険者機能・独自性を踏まえつつ、格差是正のためには、前期財政調整についても、精緻化の議論が必要。

○諸外国では保険者間のリスク構造調整も進んでいる。我が国の財政調整は、年齢構成と被保険者の数のみで行われており、様々な構造調整を行うべきではないか。

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

２．高齢者の保険料賦課限度額や高齢者医療制度への支援金の在り方について

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和４・５年度の後期高齢者負担率について

- 後期高齢者医療制度の医療給付費については、高齢世代が約１割、現役世代が約４割、公費が約５割を負担することとされている。高齢世代の負担割合については、後期高齢者負担率により定めている。
- 後期高齢者負担率については、平成20年度の10%を起点として、人口が減少する現役世代１人当たりの負担の増加に配慮し、２年ごとに「現役世代人口の減少」による現役世代１人当たりの負担の増加分を、高齢者と現役世代で折半し、設定する仕組みになっている。
- これに基づき、令和４・５年度の後期高齢者負担率を11.72%に定める。

後期高齢者負担率

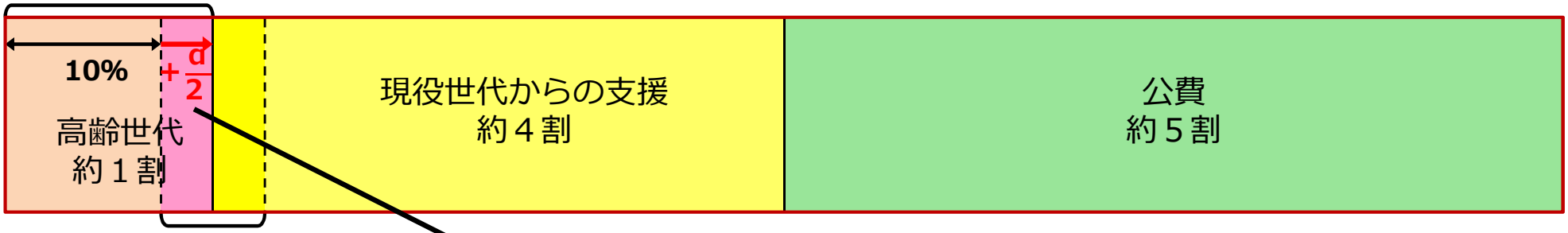

現役世代人口の減少による現役世代１人当たりの負担の増加分（α）

＜後期高齢者負担率＞
「現役世代人口の減少」による現役世代１人当たりの負担の増加分 α を、高齢者と現役世代で折半。折半した分 α/２ について、高齢者の負担率が増加することとなる。

＜後期高齢者負担率の推移＞

	平成20-21年度	平成22-23年度	平成24-25年度	平成26-27年度	平成28-29年度	平成30年度 令和元年度	令和２-３年度	令和４-５年度
後期高齢者負担率	10 %	10.26 %	10.51 %	10.73 %	10.99 %	11.18 %	11.41%	11.72%

人口構成の変化による
後期高齢者と現役世代の負担への影響①

- 後期高齢者医療の給付費の増により、後期高齢者、現役世代の1人当たりの負担額は増加していくが、
  - ✓ 後期高齢者1人当たりの負担は、「後期高齢者数の増による給付費の増」は「後期高齢者の増」で相殺できる一方
  - ✓ 現役世代1人当たりの負担は、「後期高齢者の増」と「現役世代の減」の両方の影響を受けて増加することになる。
- 制度創設時に、**現役世代の減少の影響による現役世代1人当たりの支援金増を抑制**するため、後期高齢者の保険料負担割合（**高齢者負担率**）を**引き上げていく仕組み**を導入。
  - ✓ 制度創設当初の負担割合を固定した場合よりは、現役世代1人当たりの支援金増は抑制。
  - ✓ それでも、**後期高齢者1人当たりの負担より、現役世代1人当たりの支援金の伸びが大きいという課題**。

負担割合を固定した場合（イメージ）

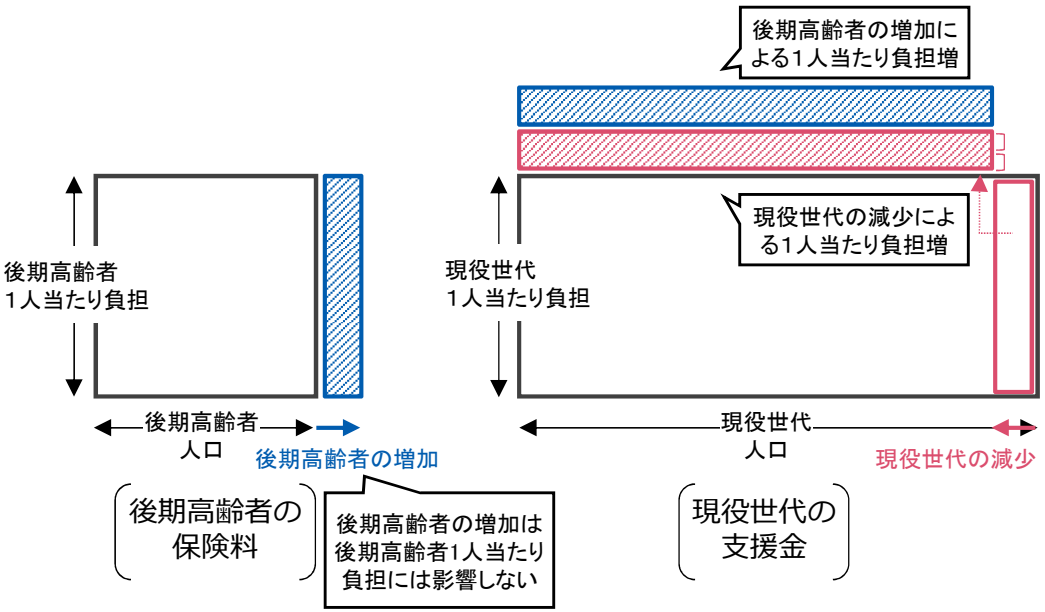

現行の仕組み（後期高齢者増・現役世代減 ）（イメージ）

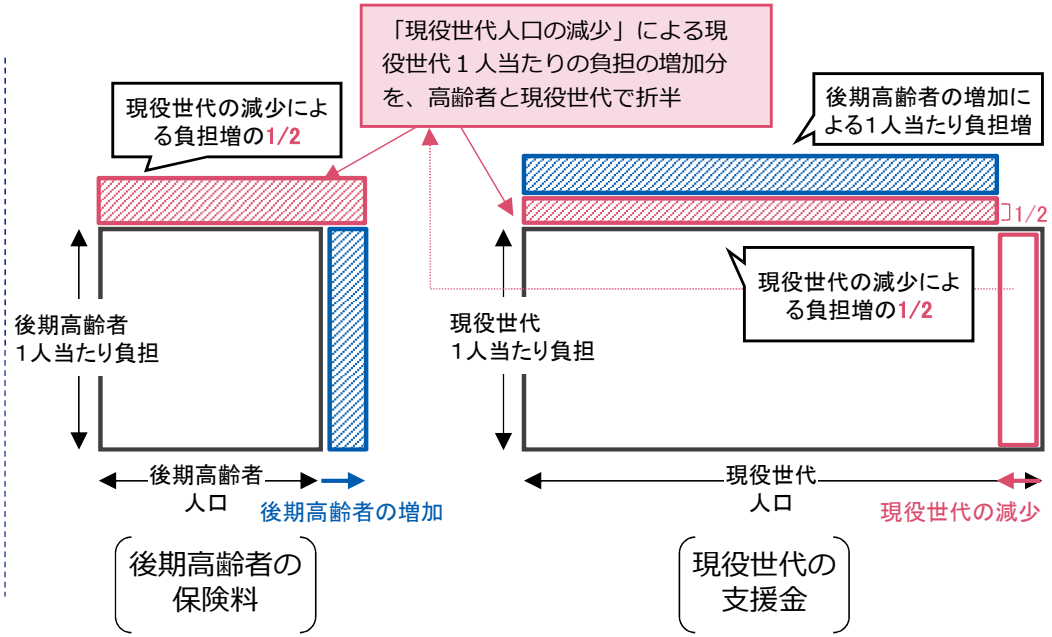

※医療の高度化等による1人当たり医療費の伸び等は勘案していない

人口構成の変化による
後期高齢者と現役世代の負担への影響②

- 2025年までに団塊の世代全員が後期高齢者となる一方で、長期的には、後期高齢者数は安定し、その後減少。
  ※ 2030年まで増加し、その後緩やかに減少した後、団塊ジュニア世代が後期高齢者となる2050年頃まで再度増加し、それをピークに減少。
- こうした人口動態を念頭に置いた場合、現行の高齢者負担率の仕組みには、
  ✓ 現役世代人口の減少による現役世代１人当たりの負担の増加分のみに着目していることで、
  ✓ 2030年以降や、団塊ジュニア世代の後期高齢者入り後の後期高齢者の減少局面においても、
  後期高齢者の負担する割合が増加し続けてしまうという課題がある。

人口動態・負担率の見通し（推計）

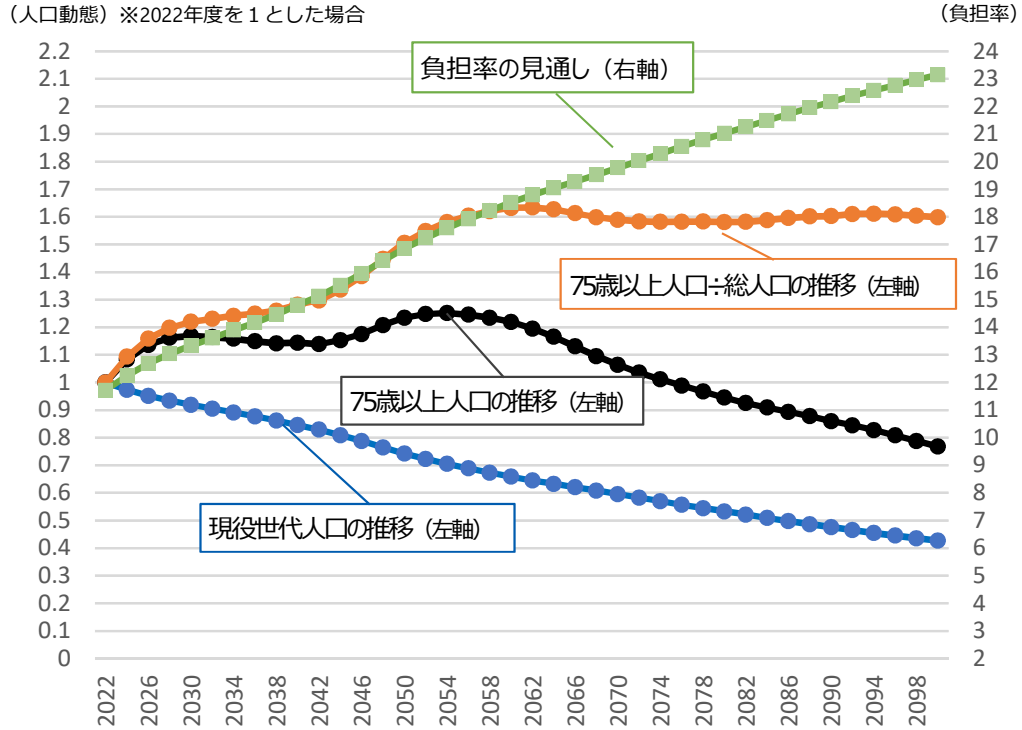

現行の仕組み（後期高齢者減・現役世代減 ）（イメージ）

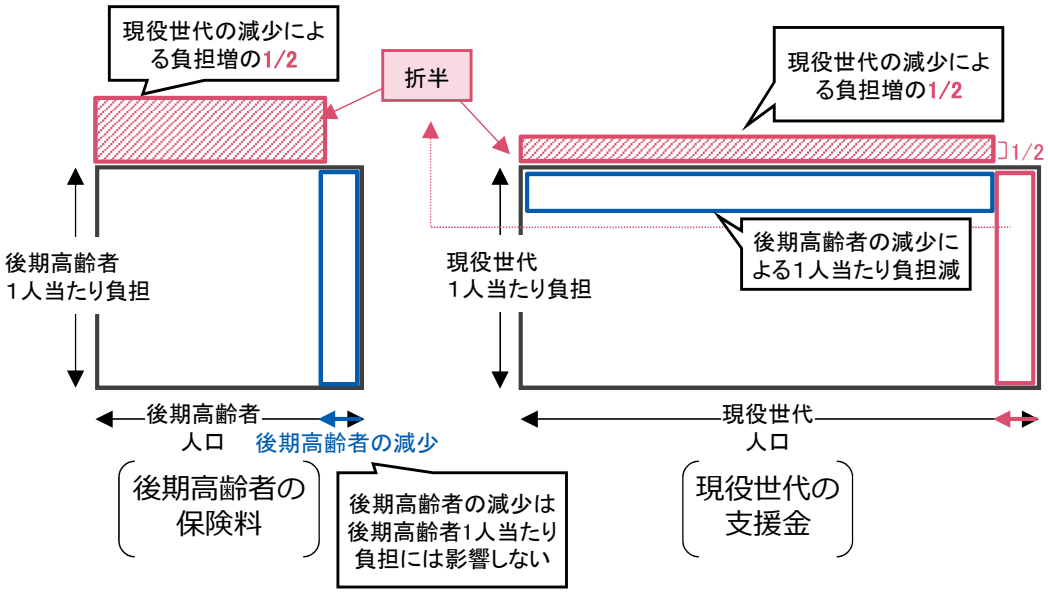

※医療の高度化等による1人当たり医療費の伸び等は勘案していない

※人口動態については、2022年度を1とした場合（資料出所：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（2017年））
負担率の見通しについては、将来推計人口に基づく現役世代人口の減少率を用いて算出している。

後期高齢者医療・介護保険制度における高齢者と現役世代の負担割合

後期高齢者医療

- ２年に１度、**現役世代人口の減少による増加分を高齢者と現役世代で折半**するように高齢者負担率（高齢者が保険料で賄う割合）を見直し

<イメージ>

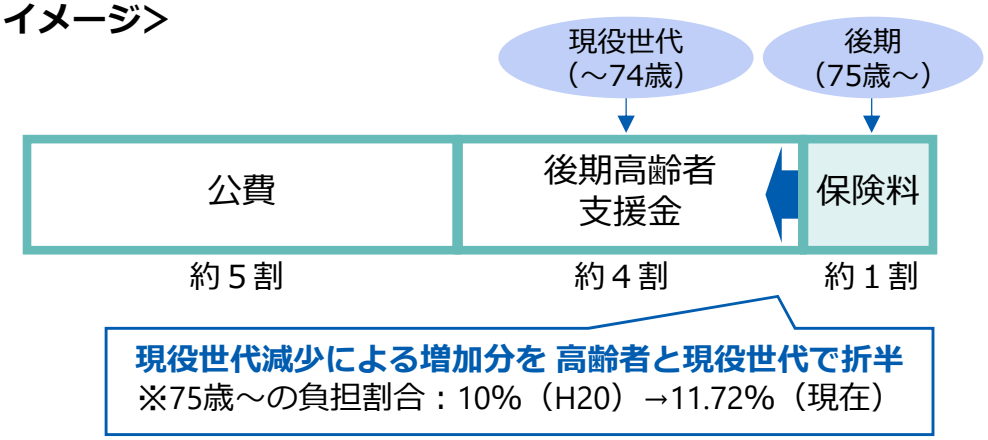

<1人当たり保険料・後期高齢者支援金の推移>

※H20 の数値を100とした場合の指数

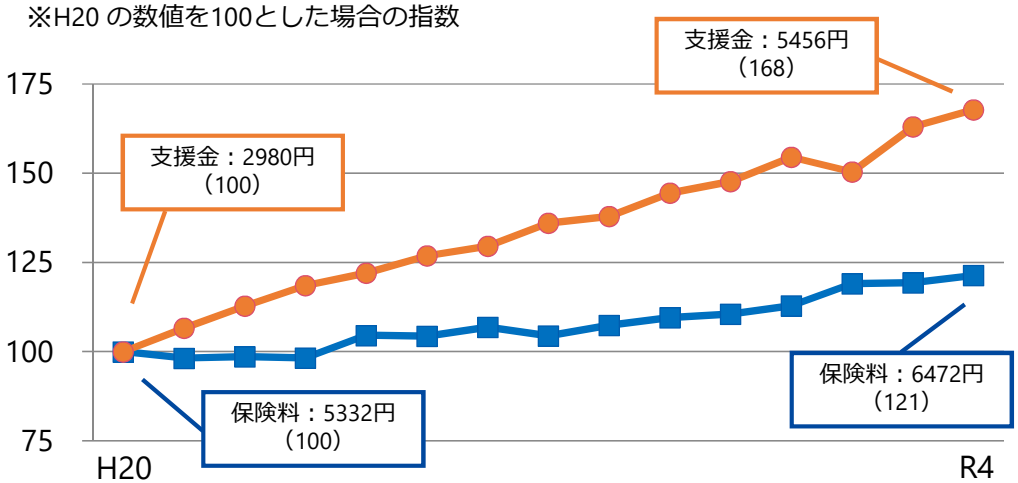

介護保険

- ３年に１度、第1号被保険者と第２号被保険者の**人口比に応じて負担割合を見直し**

→ **第１号被保険者と第２号被保険者の１人当たり保険料額は概ね同じ**になる

<イメージ>

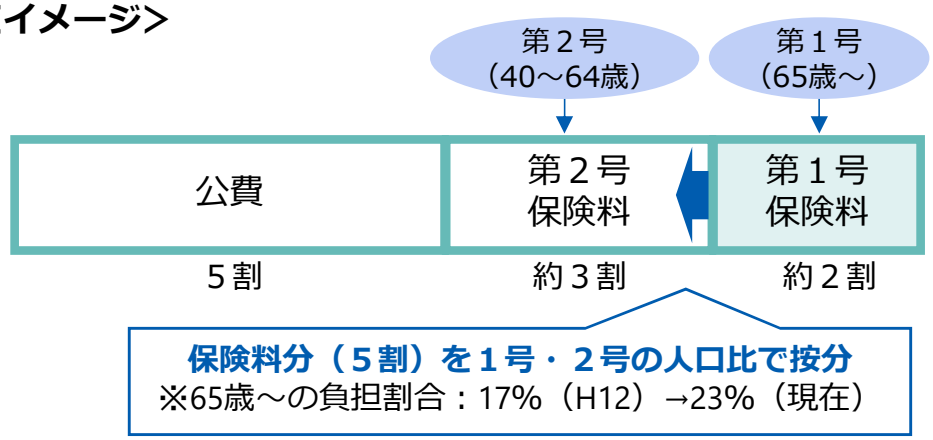

<1人当たり第１号・第２号保険料の推移>

※H20の数値を100とした場合の指数

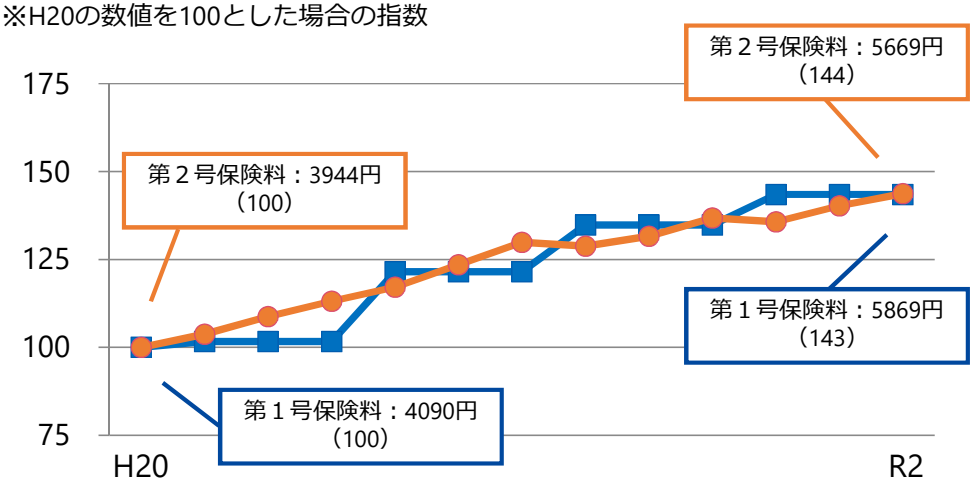

後期高齢者医療の保険料について

- 被保険者の保険料は、条例により後期高齢者医療広域連合が決定し、毎年度、個人単位で賦課（２年ごとに保険料率を改定）。
- 保険料額は、**①被保険者全員が負担する均等割**と、**②所得に応じて負担する所得割**で構成される。

➢ **①均等割の総額と②所得割の総額の比率**は、**１：１**。

➢ **世帯の所得が一定以下の場合**には、**①均等割の７割／５割／２割を軽減**。

➢ 元被扶養者（※）については、75歳に到達後２年間に限り、所得にかかわらず、①均等割を５割軽減。②所得割は賦課されない。

※　後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険の被扶養者（被用者の配偶者や親など）であった者

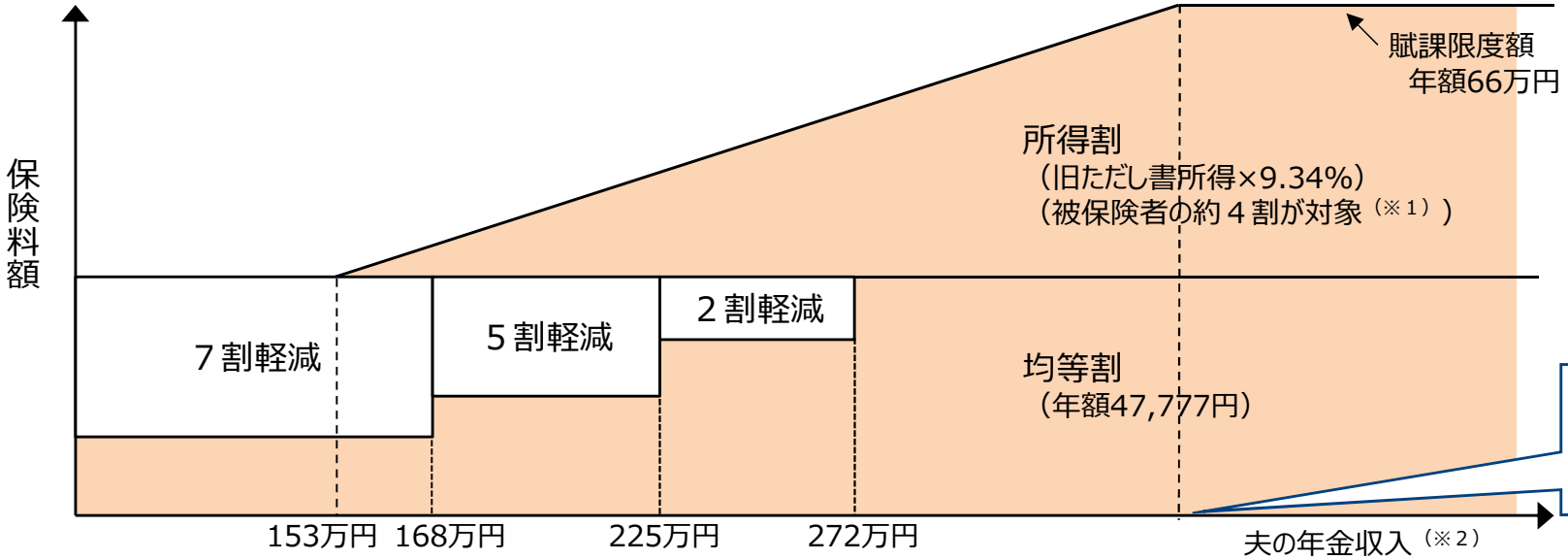

令和４・５年度 全国平均保険料率	
均等割	所得割
年額47,777円	9.34%

１人当たり平均
年額77,663円（月額6,472円）

・年金・給与収入が同程度の場合：収入996万円（年金所得349万円・給与所得349万円）
・年金収入のみの場合：収入888万円（年金所得698万円）
※令和４・５年度の全国平均料率に基づき算定（均等割47,777円、所得割率9.34%）

均等割の軽減割合	対象者の所得要件（令和４年度）	年金収入額の例		被保険者に占める割合
		夫婦２人世帯（※２）	単身世帯	
７割軽減	43万円以下	168万円以下	168万円以下	41.5%
５割軽減	43万円（※３）＋28.5万円×（被保険者数）以下	225万円以下	196.5万円以下	11.7%
２割軽減	43万円（※３）＋　52万円×（被保険者数）以下	272万円以下	220万円以下	11.2%

（※１）　令和３年度は被保険者の38.9%（令和３年度　後期高齢者医療制度被保険者実態調査報告）
（※２）　夫婦二人世帯で妻の年金収入80万円以下の場合における、夫の年金収入額。
（※３）　被保険者等のうち給与所得者等の数が２以上の場合は、43万円＋10万円×（給与所得者等の数－１）

後期高齢者医療の保険料賦課限度額について

【考え方】

- 後期高齢者医療の保険料は均等割と所得割を半分ずつ賦課しているが、給付と保険料負担のバランスを失すれば被保険者の納付意識に悪影響を及ぼす等の理由から、年間保険料に賦課限度額を設けている。

【経緯】

➢ 制度施行時（平成20年度）

- 保険料の賦課について、国民健康保険は世帯単位、後期高齢者医療は個人単位という違い。
- 国保の賦課限度額の水準（平成19年 56万円）を参考に、国保で賦課限度額を負担する層について、後期高齢者になった際、その賦課限度額と同程度までの負担となるよう50万円に設定。

➢ 保険料率改定時（２年毎）

- 国保の賦課限度額引上げの状況、保険料率上昇見込み等を踏まえ、平成24年度に55万円（＋５万円）、平成26年度に57万円（＋２万円）、平成30年度に62万円（＋５万円）、令和２年度に64万円（＋２万円）、令和４年度に66万円（＋２万円）に設定。

		平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	２年度	３年度	４年度
後期高齢者	賦課限度額（20年度基準）［対前年変化幅］	50万円（100）	50万円（100）	50万円（100）	50万円（100）	55万円（110）［5万円、10.0%］	55万円（110）	57万円（114）［2万円、3.7%］	57万円（114）	57万円（114）	57万円（114）	62万円（124）［5万円、8.8%］	62万円（124）	64万円（128）［2万円、3.2%］	64万円（128）	66万円（132）［2万円、3.1%］
	賦課限度額超過被保険者割合	1.65%	1.52%	1.44%	1.42%	1.36%	1.36%	1.45%	1.42%	1.50%	1.48%	1.31%	1.30%	1.29%	1.25%	1.29%（推計値）
国保	賦課限度額（医療分）（20年度基準）［対前年変化幅］	59万円（100）	59万円（100）	63万円（107）［4万円、6.8%］	65万円（110）［2万円、3.2%］	65万円（110）	65万円（110）	67万円（114）［2万円、3.1%］	69万円（117）［2万円、3.0%］	73万円（124）［4万円、5.8%］	73万円（124）	77万円（131）［4万円、5.5%］	80万円（136）［3万円、3.9%］	82万円（139）［2万円、2.5%］	82万円（139）	85万円（144）［3万円、3.7%］
	賦課限度額超過世帯割合（医療分）	3.46%	3.10%	2.60%	2.40%	2.35%	2.43%	2.50%	2.34%	2.26%	2.35%	1.97%	1.72%	1.63%	1.91%（推計値）	1.77%（推計値）

※ 協会けんぽの場合（保険料率平均10%）：最高224万円（うち本人112万円）/年。
※ 賦課限度額に達する年金収入：各年度の全国平均保険料率を基に算定。
※ 年金所得＝年金収入－公的年金等控除
※ 賦課限度額超過被保険者割合：後期高齢者医療制度被保険者実態調査報告による。令和４年度は、令和２年度後期高齢者医療制度被保険者実態調査に基づき、令和４年度における状況を推計したもの。
国民健康保険の賦課限度額超過世帯割合は国民健康保険実態調査報告による（令和３年度・令和４年度は、同報告に基づき推計）。

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

３．被用者保険者間の格差是正について

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

健保組合・協会けんぽの保険料率の推移

○　健保組合の令和3年度決算見込における平均保険料率は9.2%。平成15年度に1.0パーセント減少し、平成19年度以降は毎年上昇していたが、近年はほぼ横ばいとなっている。
○　協会けんぽの令和3年度における平均保険料率は10.0%。平成21年度まではほぼ横ばいで推移しているものの、平成22年度においては1.1%上昇している。

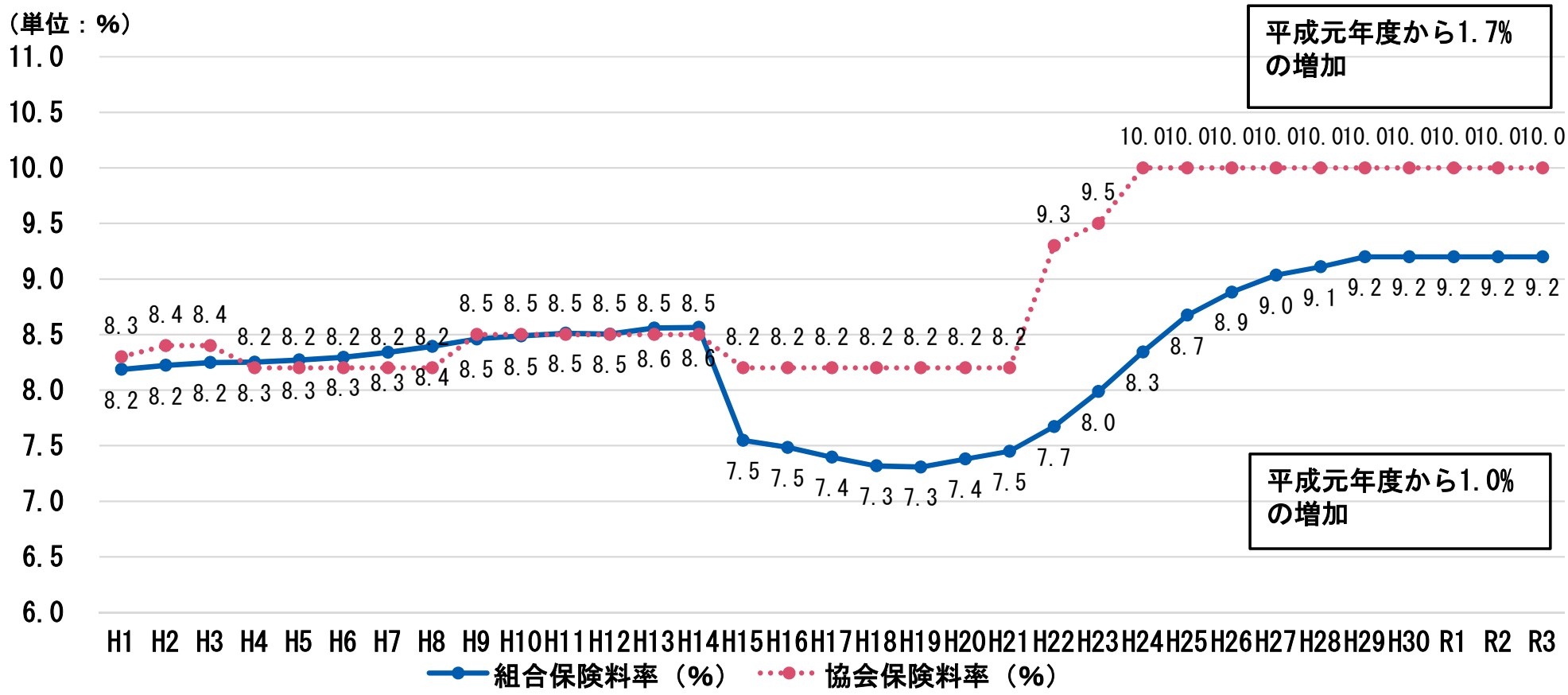

※健保組合については、平成元年度から令和２年度までは決算、令和３年度は決算見込の数値を使用している
※協会けんぽについては、平成19年度までは政府管掌健康保険の数値を使用している。

健康保険組合の保険料率の分布

○ 健保組合の平均保険料率は、平成23年度は8.0%、令和３年度は9.2%となっており（＋1.2ポイント）、全体的に上昇している。
○ 協会けんぽの平均保険料率以上（平成23年度は9.50%以上、令和3年度は10.00%以上）の健保組合は、平成23年度は105組合（７%）、令和３年度は307組合（22%）となっている。

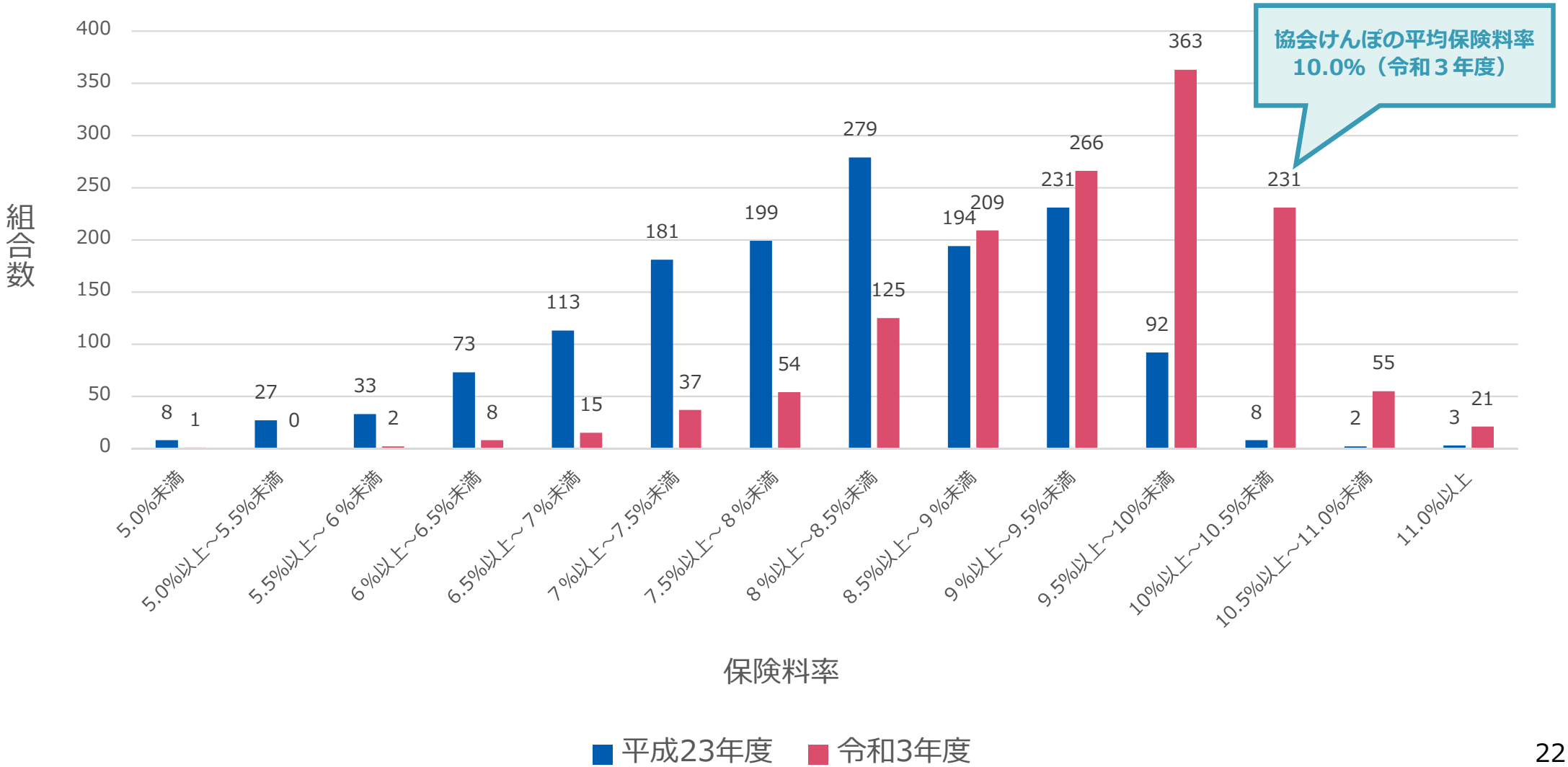

健康保険組合の保険料水準の傾向

○　保険料率が10%以上の健保組合は全体の約22%（307組合）を占めており、9.5%以上10%未満の健保組合も全体の約26%（363組合）まで上昇している状況。

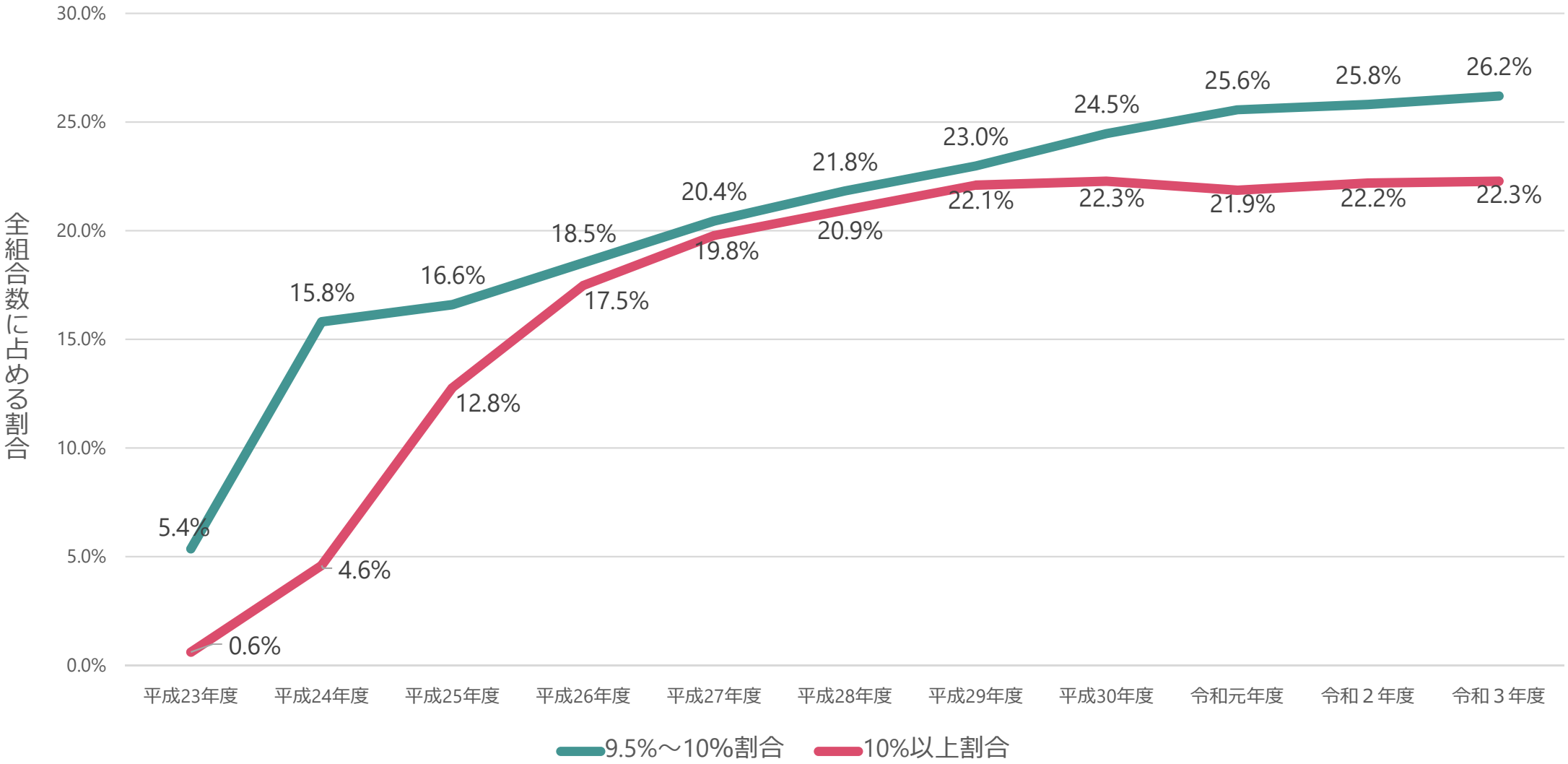

※１　令和2年度以前は決算、令和3年度は決算見込の数値を使用。
※２　平成22年度については、協会けんぽの平均保険料率は9.34%、以降令和２年度まで10%。

健康保険組合の前期高齢者に係る所要保険料率の分布（令和４年度）

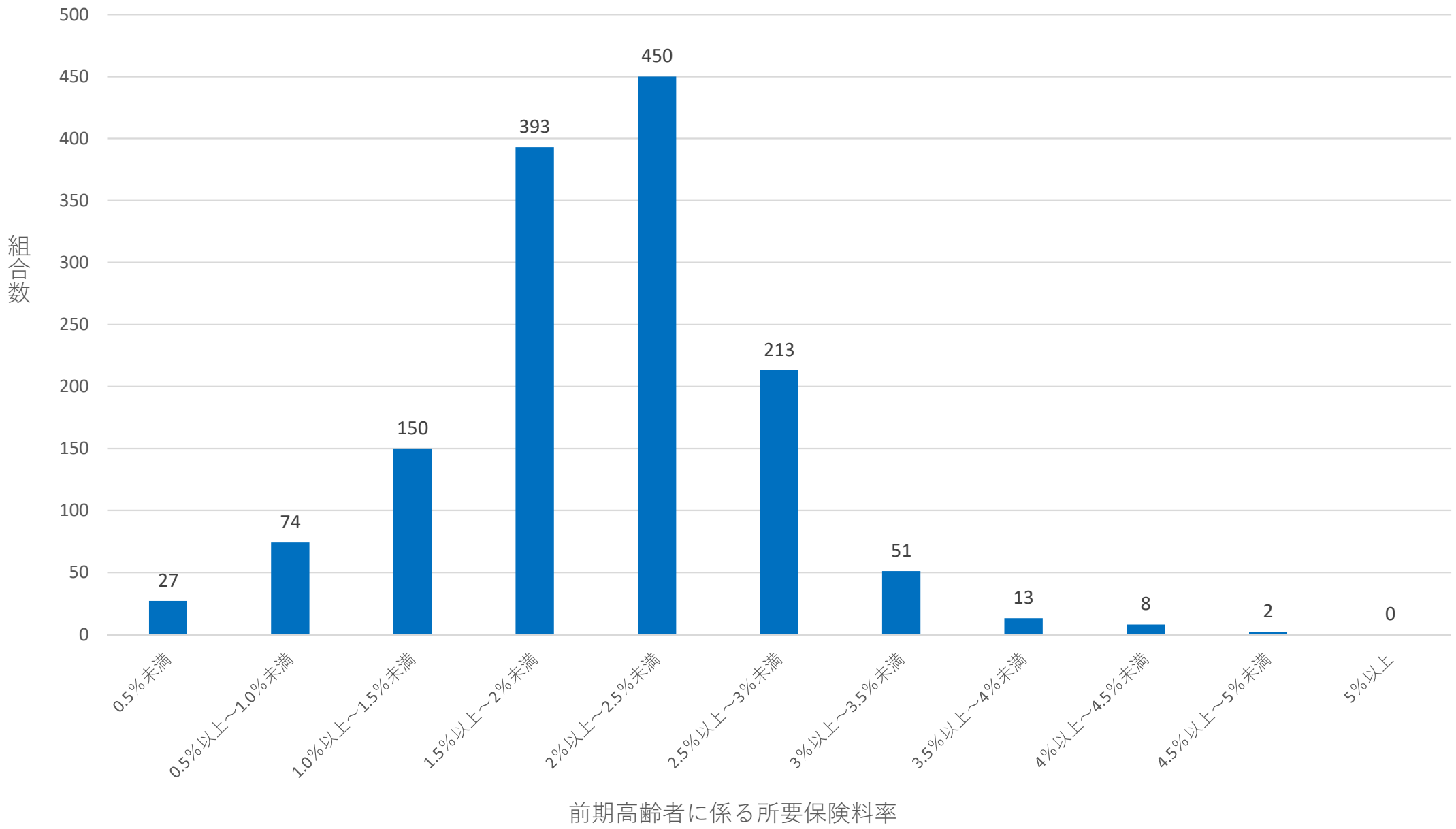

※前期高齢者に係る所要保険料率＝（前期高齢者給付費＋前期高齢者に係る後期高齢者支援金＋前期高齢者納付金）/ 総報酬額

健康保険組合の財政構造（令和3年度決算見込）

○　健保組合の経常収入は約8.4兆円、経常支出は約8.5兆円であり、そのうち約4.2兆円（約５割）が保険給付費に、約3.7兆円（約４割）が高齢者医療への拠出金に充てられている。

経常収入　8兆3,841億円

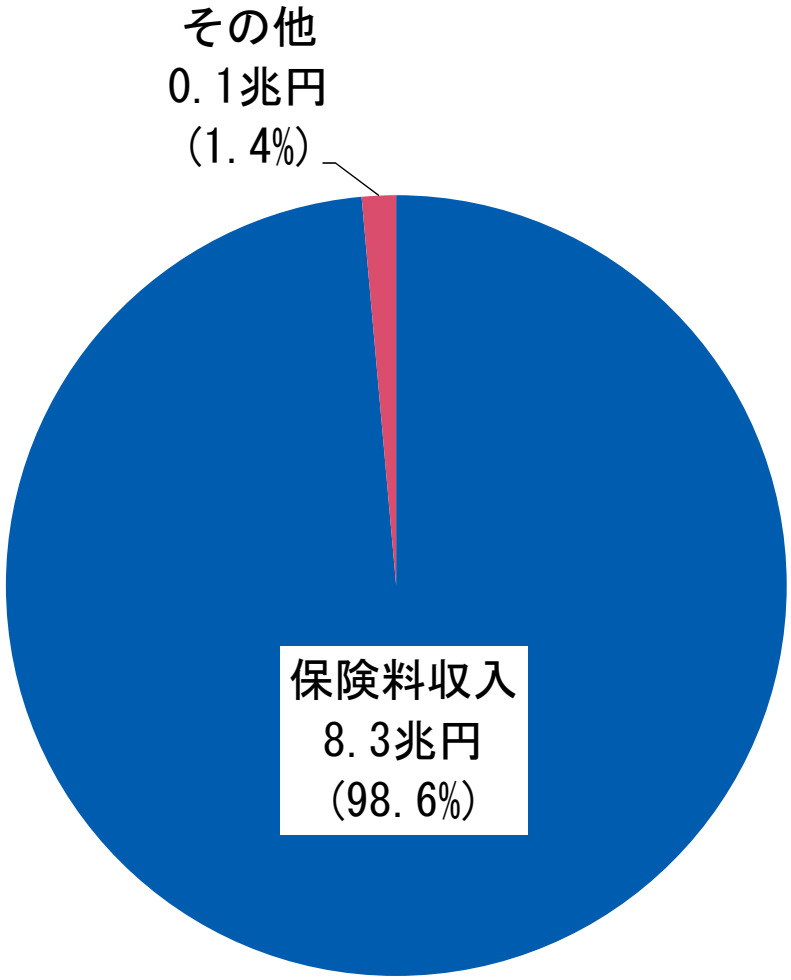

経常支出　8兆4,666億円

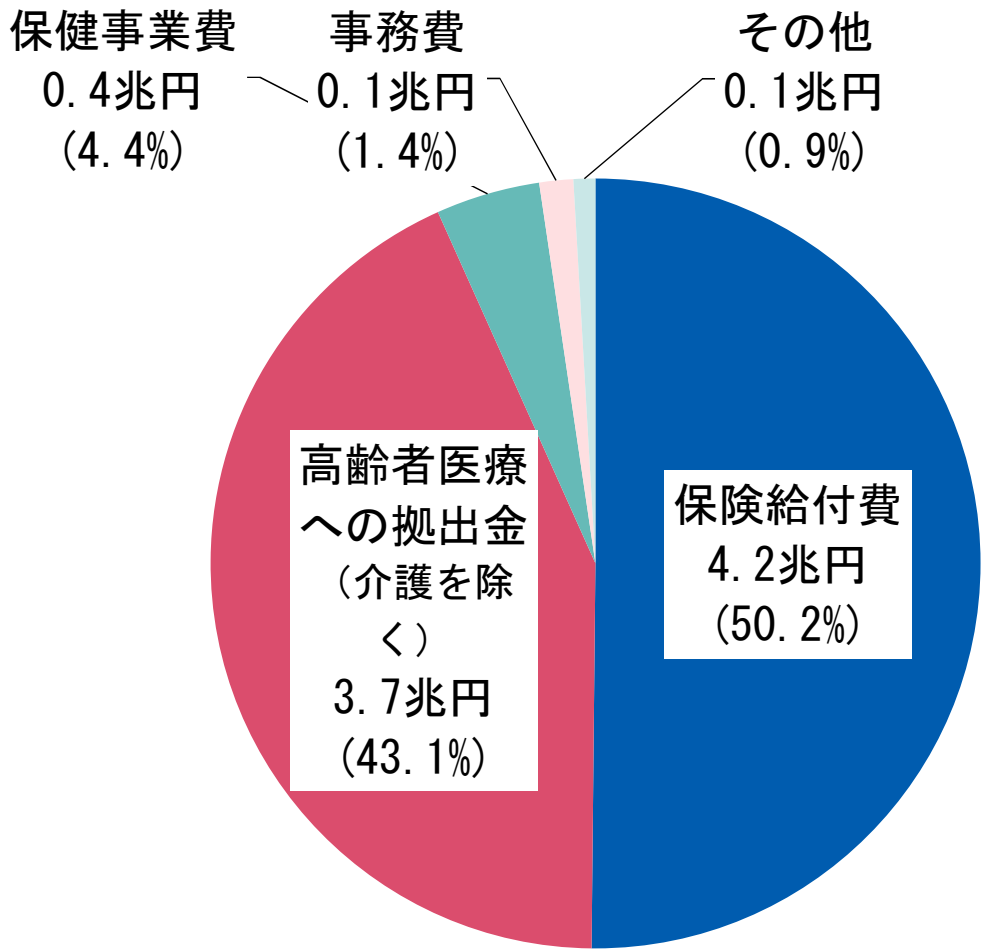

（注）端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

健康保険組合の財政状況

令和３年度決算見込（令和４年10月６日健保連発表）
- 単年度赤字：平成25年度以来、８年ぶりの経常赤字（▲825億円）
- 保険料率の引上げ：健保組合全体の約8.4%（117組合）
  →平均保険料率（9.220%→**9.232%**）　対前年度伸び率0.012ポイント
- 保険料収入に占める拠出金等の割合：44.18%

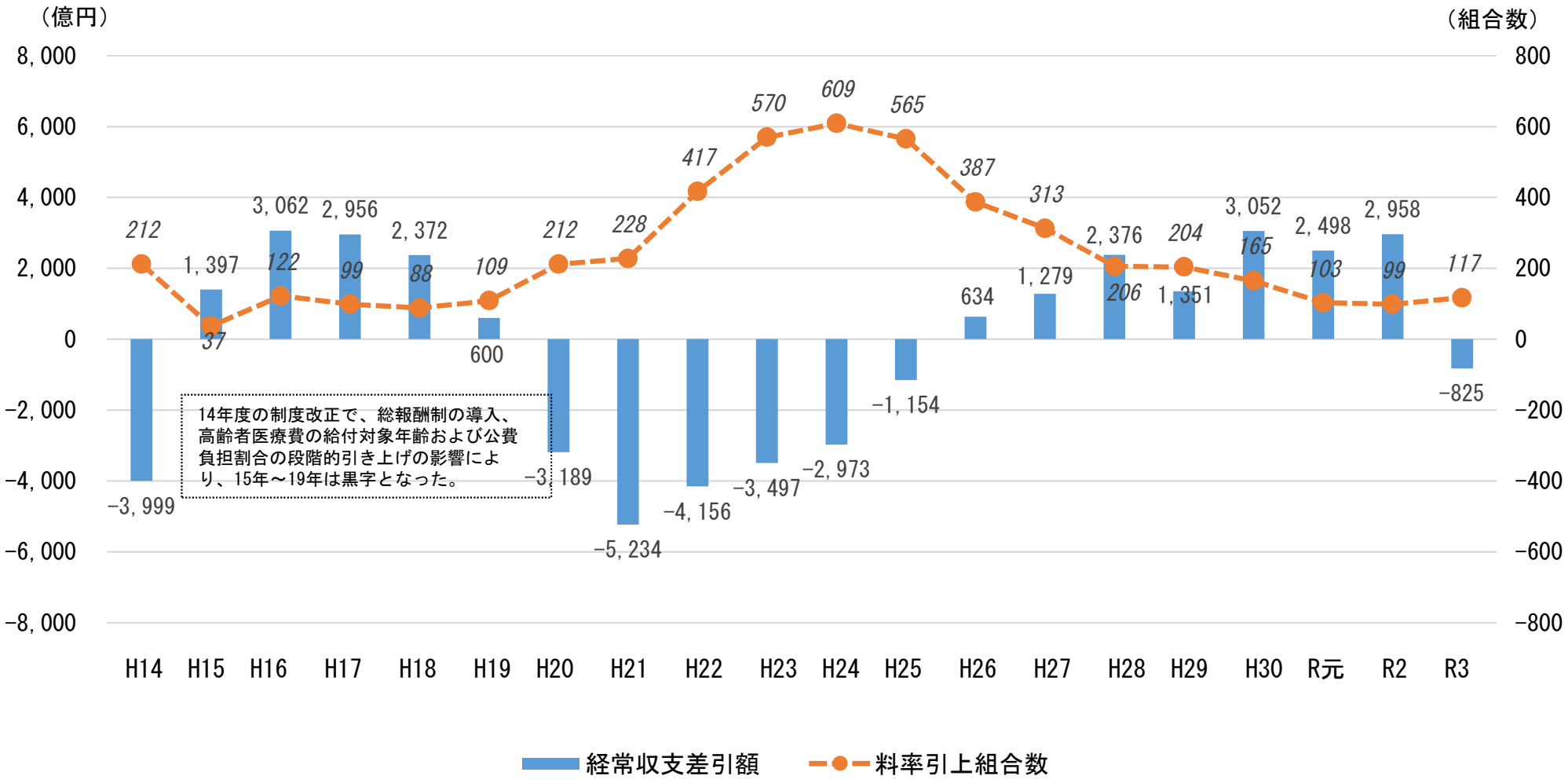

（※１）平成14～令和２年度までは決算、令和３年度は決算見込の数値である。
（※２）保険料引き上げ組合数は、平成14～令和２年度までは前年度決算との比較、令和３年度は２年度決算との比較である。

高齢者医療への拠出負担の推移（健保組合）

○ 健保組合の義務的経費に占める高齢者医療への拠出負担割合は、47.6%（令和4年度概算賦課ベース）となっている。

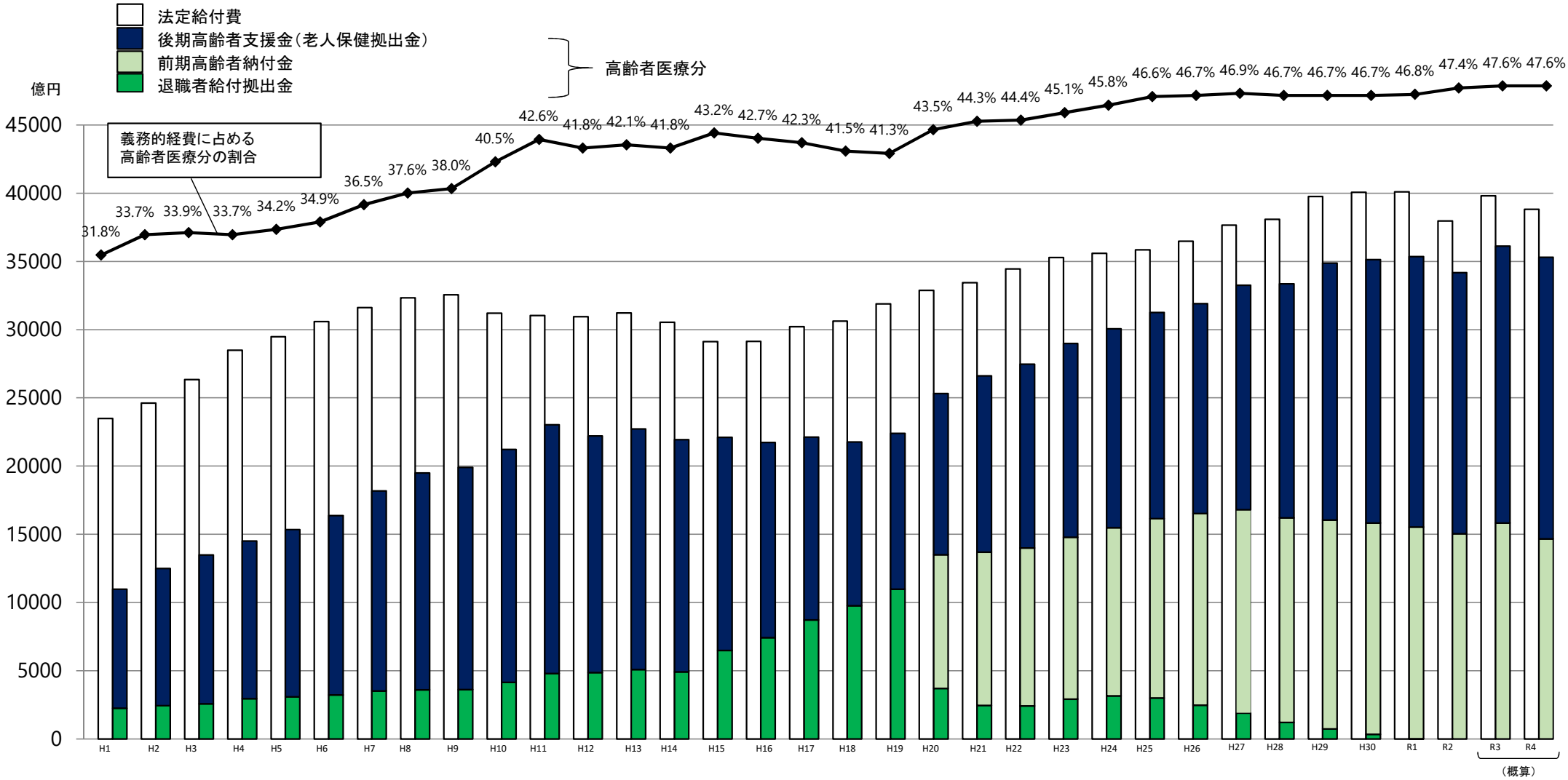

※義務的経費は、法定給付費、前期高齢者納付金（平成19年度以前は退職者給付拠出金）及び後期高齢者支援金（平成19年度以前は老人保健拠出金）の合計額。
　平成20年度以降については、経過措置として存続している退職者給付拠出金及び老人保健拠出金の額も含めている。
※法定給付費は、令和2年度までは実績額を、令和3年度及び令和4年度は概算賦課額を用いている。
※後期高齢者支援金等は、令和2年度までは医療給付費等実績に基づいた確定賦課額。令和3年度及び令和4年度は概算賦課額を用いている。
※後期高齢者支援金について、平成20年度及び平成21年度は加入者割、平成22年度～26年度は3分の1総報酬割、平成27年度は2分の1総報酬割、平成28年度は3分の2総報酬割、平成29年度以降は全面総報酬割としている。
※前期高齢者に係る後期支援金分は前期納付金に含まれている。

協会けんぽの財政構造（令和３年度決算）

○　協会けんぽ全体の収支は約11兆円だが、その約3．4割、約3．7兆円が高齢者医療への拠出金に充てられている。

収　入　11兆1,280億円

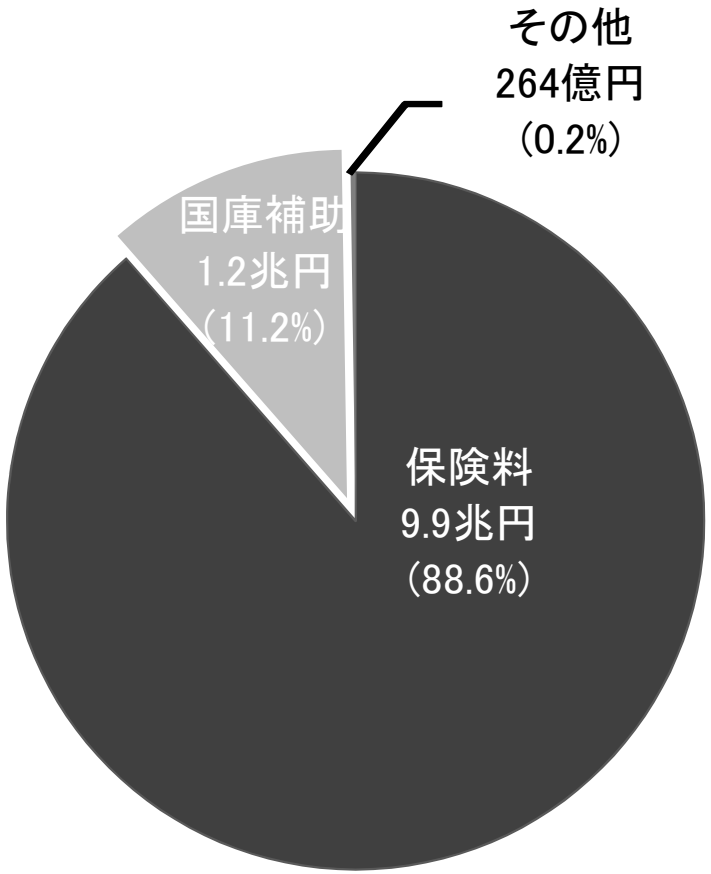

支　出　10兆8,289億円

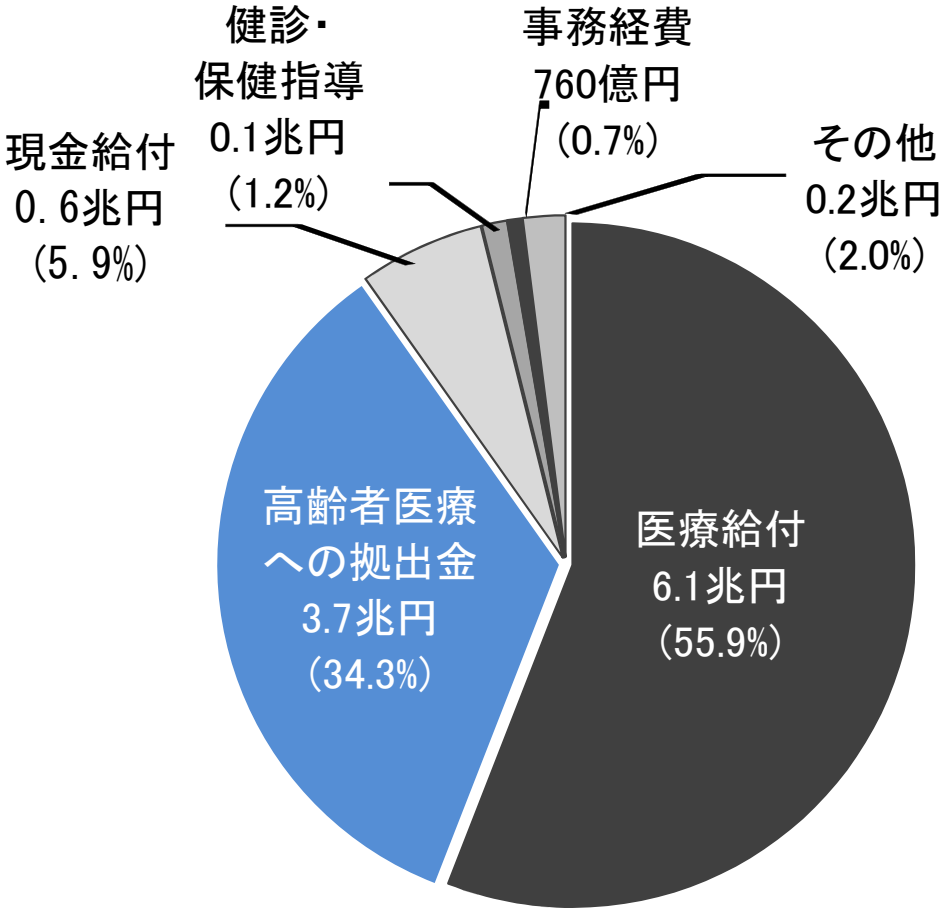

（注）端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

単年度収支差と準備金残高等の推移（協会会計と国の特別会計との合算ベース）

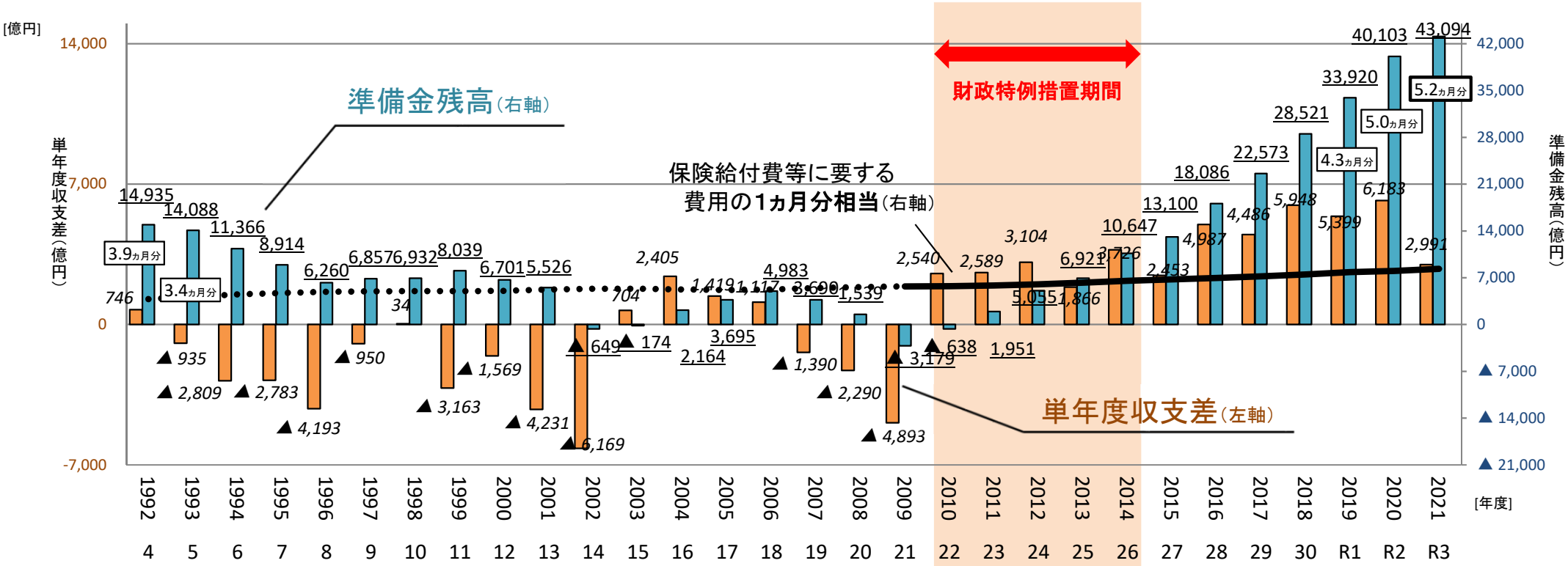

（1992年度）
・国庫補助率
16.4%→13.0%

（1994年度）
・食事療養費
制度の創設

（1997年度）
・患者負担2割

（1998年度）
・診療報酬・薬価等
のマイナス改定

（2000年度）
・介護保険
制度導入

（2002・2004・2006・2008年度）
・診療報酬・薬価等の
マイナス改定

（2002年10月～）
・老人保健制度の
対象年齢引き上げ

（2003年度）
・患者負担3割、
総報酬制へ移行

（2008年度）
・後期高齢者
医療制度導入

（2010年度）
・国庫補助率
13.0%→16.4%

（2015年度）
・国庫補助率
16.4%

（2016・2018～2021年度）
・診療報酬・薬価等の
マイナス改定

保険料率

8.4% → **8.2%**（1992.4月～） → **8.5%**（1997.9月～） → **8.2%**（2003.4月～） → **9.34%**（2010年度） → **9.50 %**（2011年度） → **10.00 %**（2012年度～） →

（注）1.1996年度、1997年度、1999年度、2001年度は国の一般会計より過去の国庫補助繰延分の返済があり、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。
2.2009年度以前は国庫補助の清算金等があった場合には、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。
3.協会けんぽは、各年度末において保険給付費や高齢者拠出金等の支払いに必要な額の1カ月分を準備金（法定準備金）として積み立てなければならないとされている（健康保険法160条の2）。

協会の財政構造と財政力格差について

- 協会けんぽの財政は、医療費が賃金の伸び率を上回って伸びている。
- 協会の報酬水準は低く、他の健保組合と比べて1.4倍の格差がある。

協会の保険財政の傾向

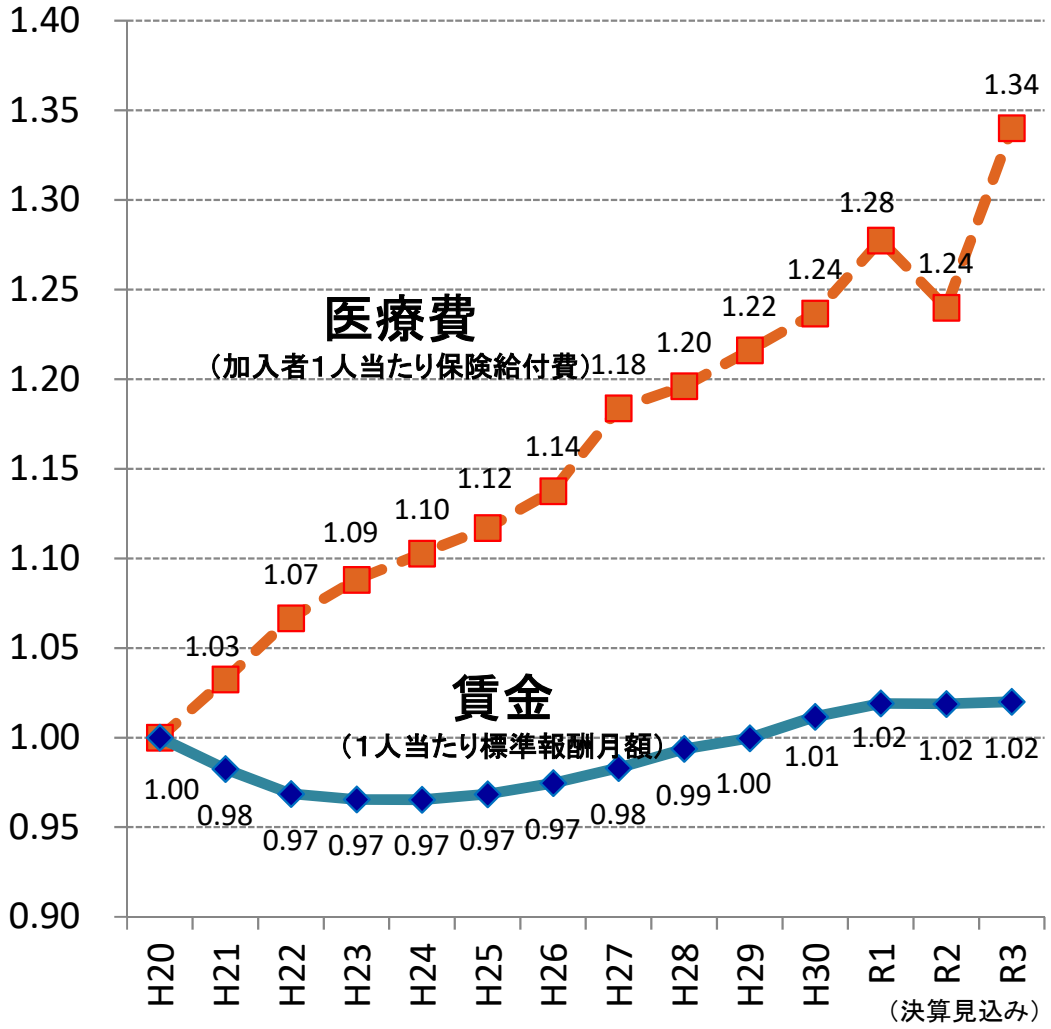

協会と健保組合の報酬水準の比較

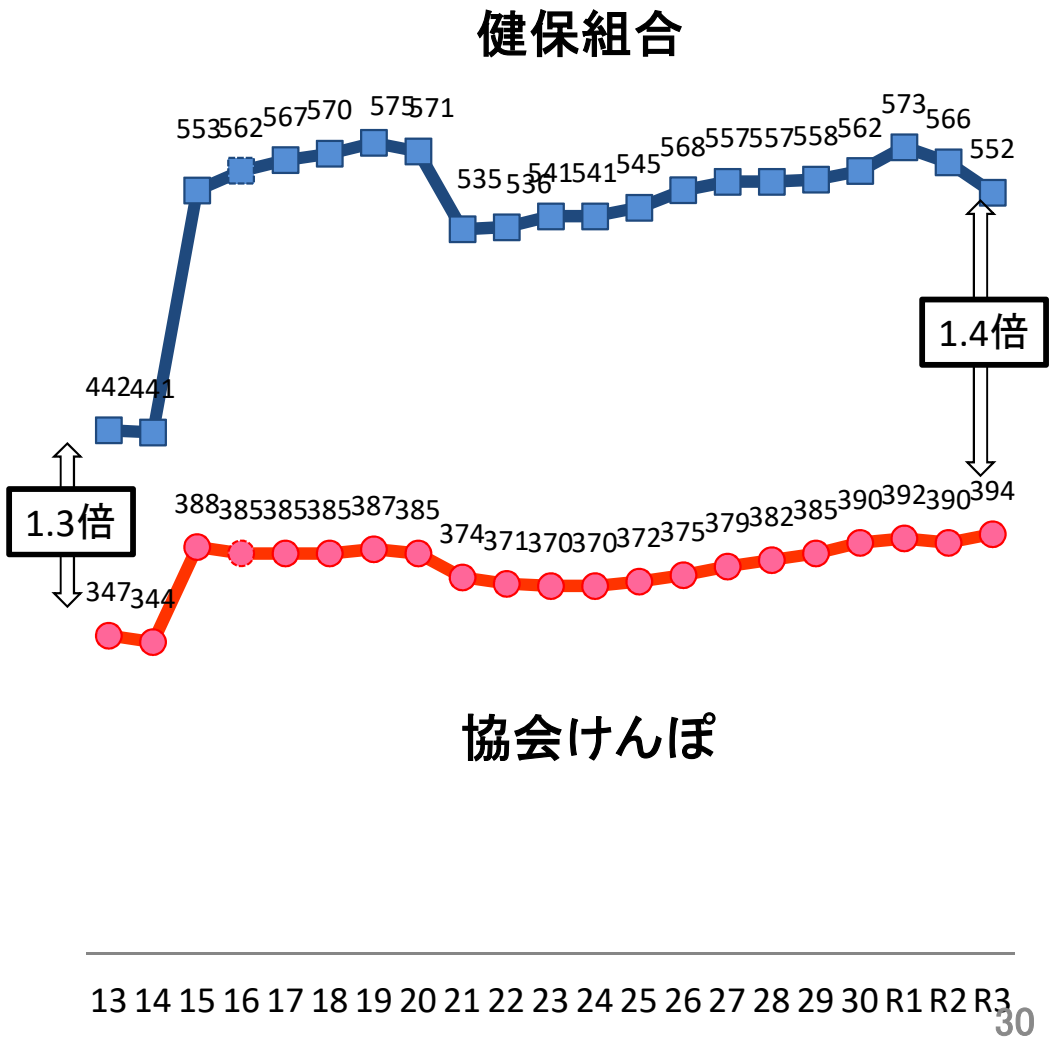

高齢者医療への拠出負担の推移（協会けんぽ）

○　協会けんぽの義務的経費に占める高齢者医療への拠出負担割合は、37.4%（令和４年度概算賦課ベース）となっている。

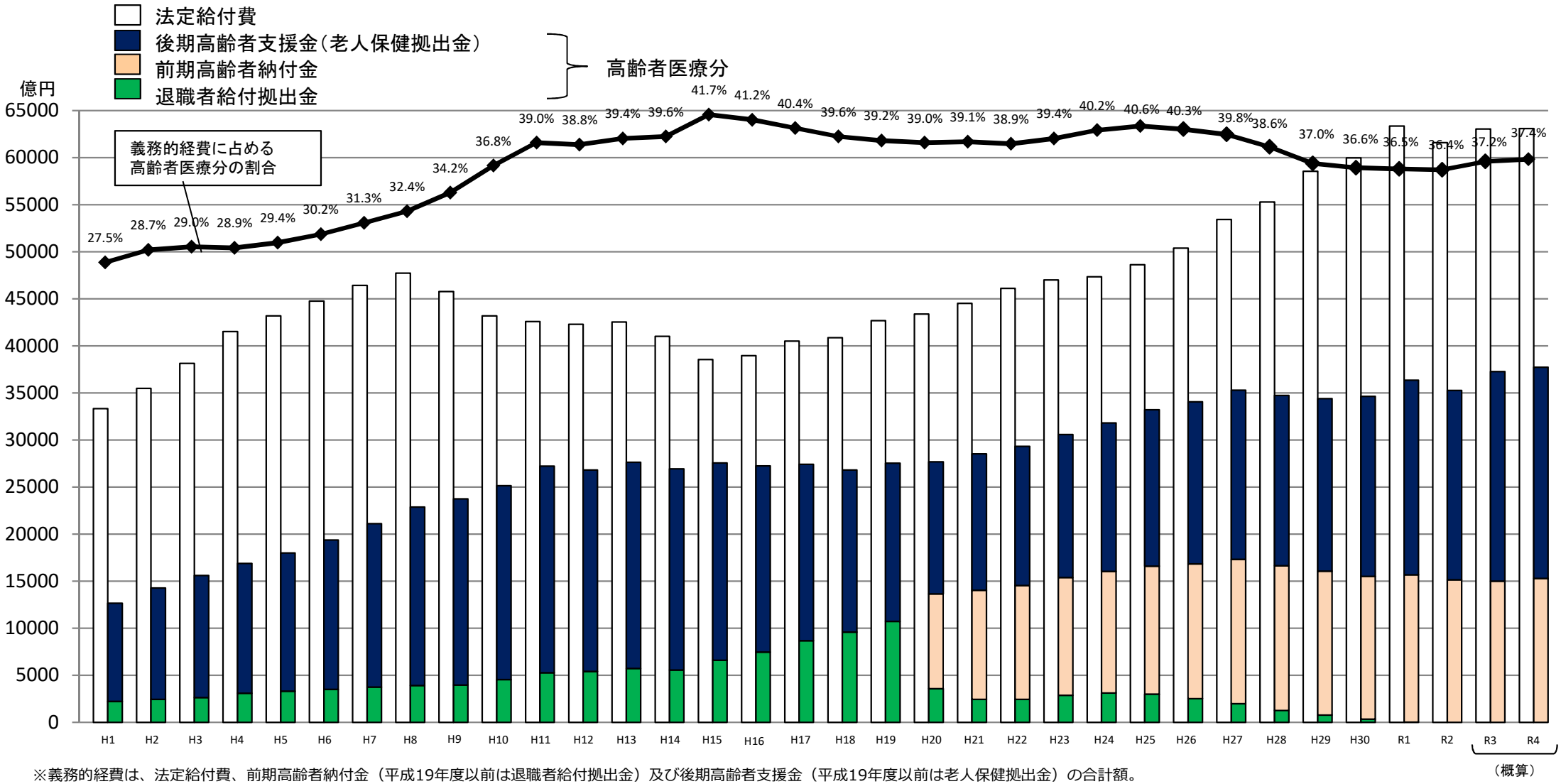

※義務的経費は、法定給付費、前期高齢者納付金（平成19年度以前は退職者給付拠出金）及び後期高齢者支援金（平成19年度以前は老人保健拠出金）の合計額。
　平成20年度以降については、経過措置として存続している退職者給付拠出金及び老人保健拠出金の額も含めている。
※法定給付費は、令和２年度までは実績額を、令和３年度及び令和４年度は概算賦課額を用いている。
※後期高齢者支援金等は、令和２年度までは医療給付費等実績に基づいた確定賦課額。令和３年度及び令和４年度は概算賦課額を用いている。
※後期支援金について、平成20年度及び平成21年度は加入者割、平成22年度～26年度は3分の1総報酬割、平成27年度は2分の1総報酬割、平成28年度は3分の2総報酬割、平成29年度以降は全面総報酬割としている。
※前期高齢者に係る後期支援金分は前期納付金に含まれている。

被用者保険者に関わる調整の枠組み

拠出金負担に係る調整の仕組み

○後期高齢者支援金における総報酬割（高齢者医療確保法第120条等）

⇒後期高齢者支援金について、被用者保険者間では各保険者の総報酬額に応じて按分

○前期高齢者に係る財政調整（高齢者医療確保法第38条等）

⇒前期高齢者給付費と前期高齢者に係る後期高齢者支援金について、各保険者が前期高齢者加入率に応じた納付金を負担

○拠出金負担に対する負担調整・特別負担調整（高齢者医療確保法第38条等）

⇒拠出金負担（後期支援金、前期納付金）が過大となる保険者の負担を、全保険者と国費で軽減

健保組合間での共助の仕組み

○健保組合の交付金交付事業（健康保険法附則第２条）

⇒調整保険料（1.3‰）を財源に、保険給付や拠出金の納付に要する費用の財源の財政負担の不均衡を調整

補助金による国からの支援

○高齢者医療運営円滑化等補助金

⇒前期納付金負担の割合・伸びに着目し、納付金負担が過大となる保険者に対して補助金で支援

高齢者医療への拠出金負担の枠組み

○　65歳以上の高齢者医療に関して、被用者保険者が負担する拠出金は２種類存在（後期高齢者支援金、前期高齢者納付金）。

○　後期高齢者支援金については、負担能力に応じた負担とする観点から、平成29年度より全面総報酬割を実施。

○　前期高齢者納付金については、保険者ごとの前期高齢者加入率に応じて負担調整を実施。

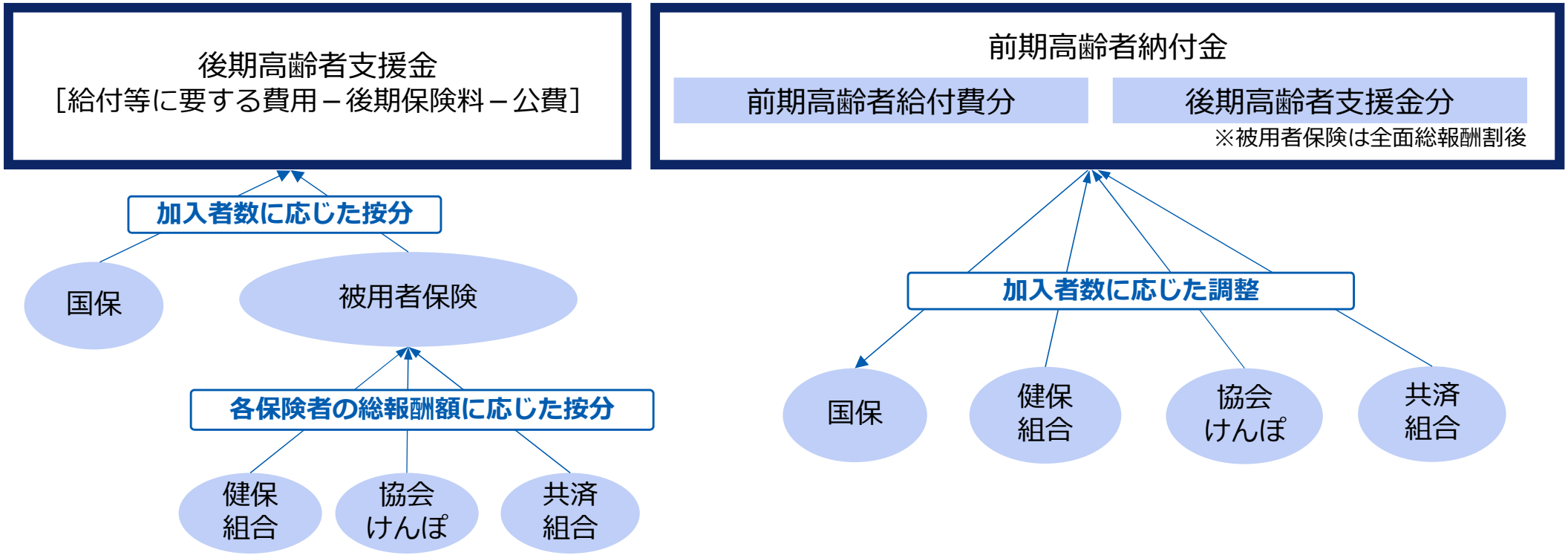

後期高齢者支援金

【被用者保険】＝ 被用者保険の負担額 × $\frac{\text{当該保険者の総報酬額}}{\text{全ての保険者の総報酬額}}$

【国保】＝ 加入者一人当たり単価 × 当該保険者の加入者数

前期高齢者納付金

＝（当該保険者の前期高齢者給付費 ＋ 前期高齢者に係る後期高齢者支援金）× $\frac{\text{前期高齢者加入率の全国平均}}{\text{当該保険者の前期高齢者加入率}}$

－（当該保険者の前期高齢者給付費 ＋ 前期高齢者に係る後期高齢者支援金）

＜加入者調整率＞

前期高齢者に係る財政調整（給付費及び後期支援金）の仕組み

○　保険者間で高齢者が偏在する（65～74歳の約７割が国民健康保険）ことによる負担の不均衡を是正するため、国保・被用者保険の各保険者が前期高齢者加入率に応じて費用を負担するよう調整を行う。

○　各保険者の前期高齢者給付費と前期高齢者に係る後期高齢者支援金について、前期高齢者加入率が全国平均であるとみなして算定された額を負担する。（前期高齢者加入率が全国平均より低い場合には、全国平均である場合との差を納付。高い場合には、その差分の交付を受ける。）

【仕組み】

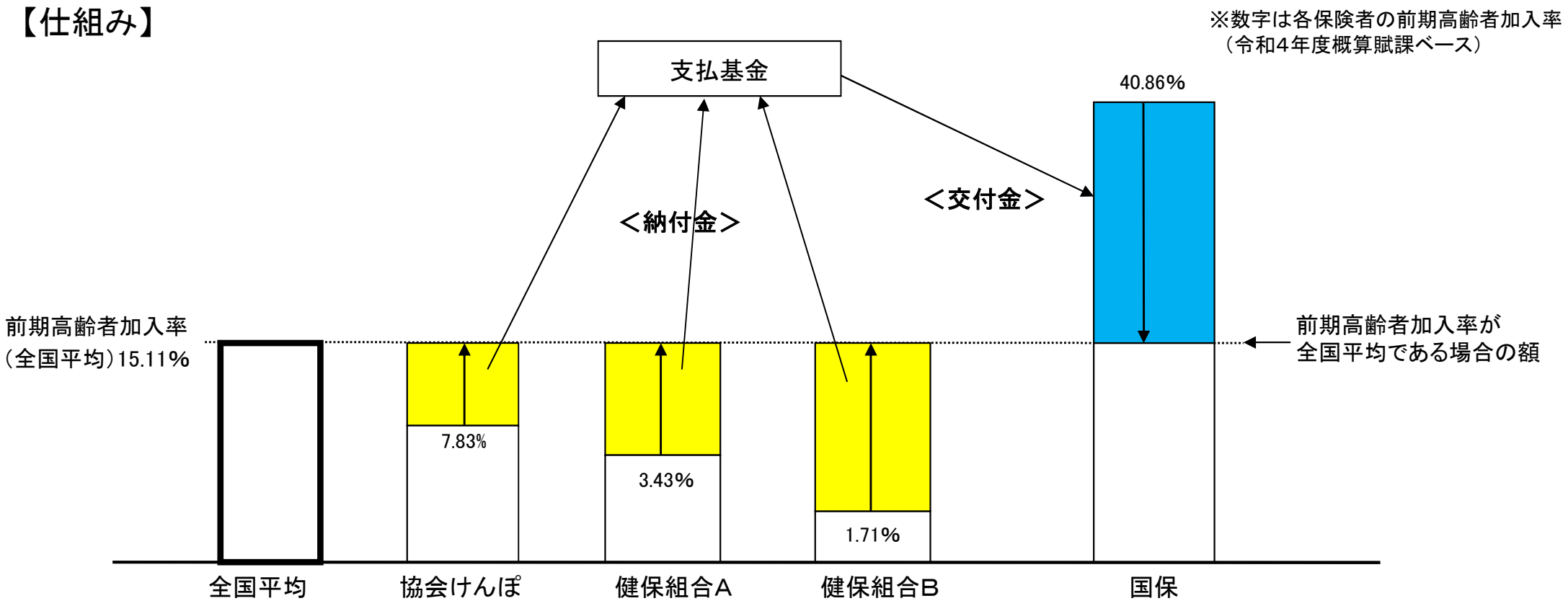

負担調整・特別負担調整の仕組み

- **拠出金負担（後期高齢者支援金、前期高齢者納付金の合計）が過大**（※）となる保険者については、その負担を軽減するため、高齢者医療確保法（第38条等）において負担調整・特別負担調整という仕組みが設けられている。

  ※　**対象の被用者保険者は、当該被用者保険者の義務的支出（その被用者保険者の被保険者・被扶養者の給付費＋拠出金）**に対する拠出金の割合で判定。

1.負担調整

※H20の後期高齢者医療制度創設当初からある仕組み

- 負担調整は、**拠出金負担が過大となる保険者の負担を、全保険者で按分**する仕組み。

2.特別負担調整

※H29に新たに導入した仕組み

- 財政力の弱い保険者（被保険者一人当たり総報酬額が中央値未満）に限って、国費（予算額100億円）も投入しつつ、拠出金負担を更に軽減。
- **負担調整を拡大し、半分を国費負担・半分を全保険者で按分**する仕組み。

	対象となる保険者の割合	対象となる要件 （「拠出金／義務的支出」の割合）
負担調整	6.01%	55.706%
特別負担調整	7.50%	50.33079%

負担調整・特別負担調整の対象要件（負担調整基準率・特別負担調整基準率）

特別負担調整の国費が
100億円に近づくように設定
（令４：126保険者）

特別負担調整基準率
50.33079%

負担調整基準率
55.706%

対象となる保険者の割合
が６％となるよう設定
（令４：101保険者）

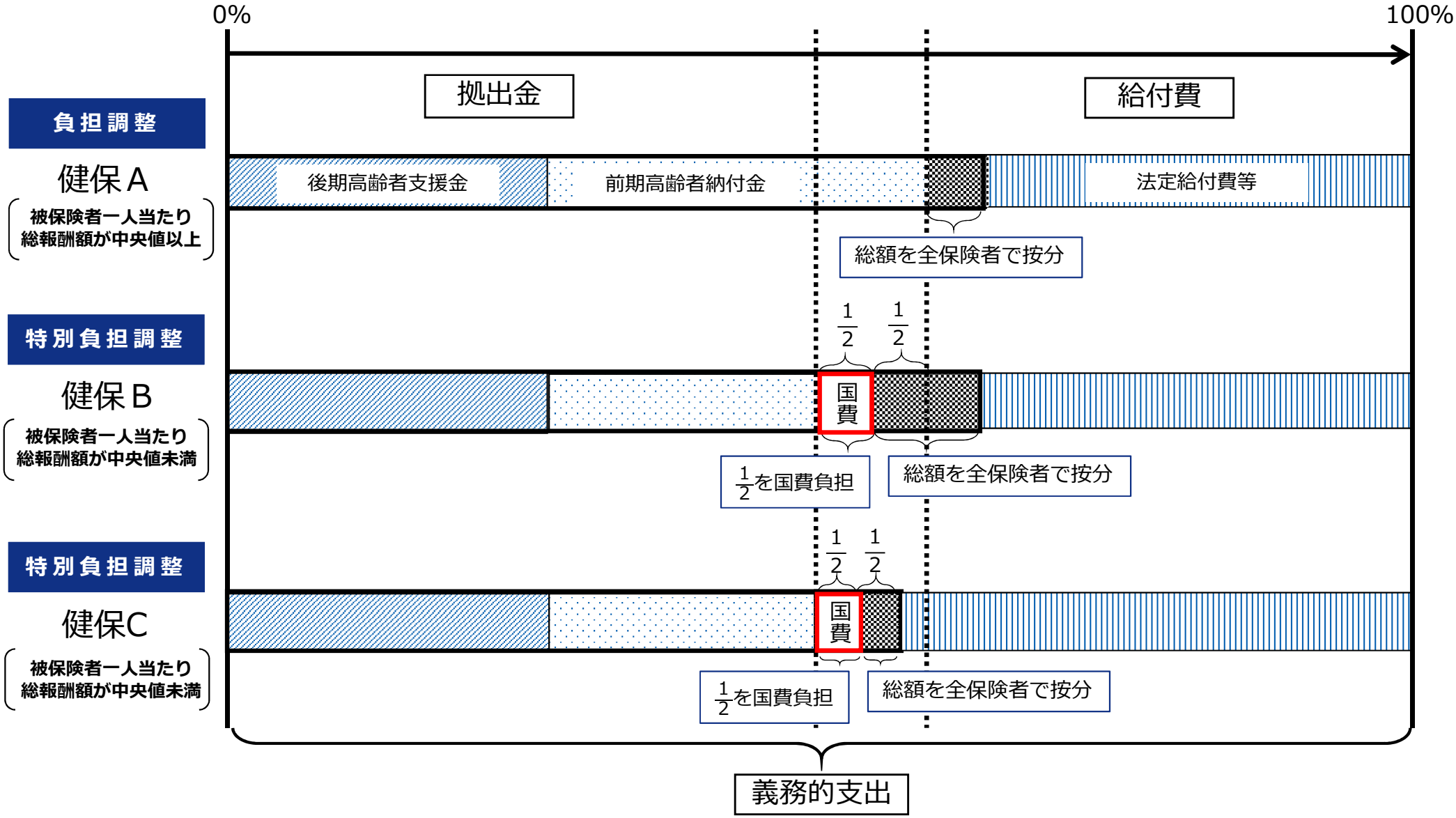

負担調整・特別負担調整の対象範囲

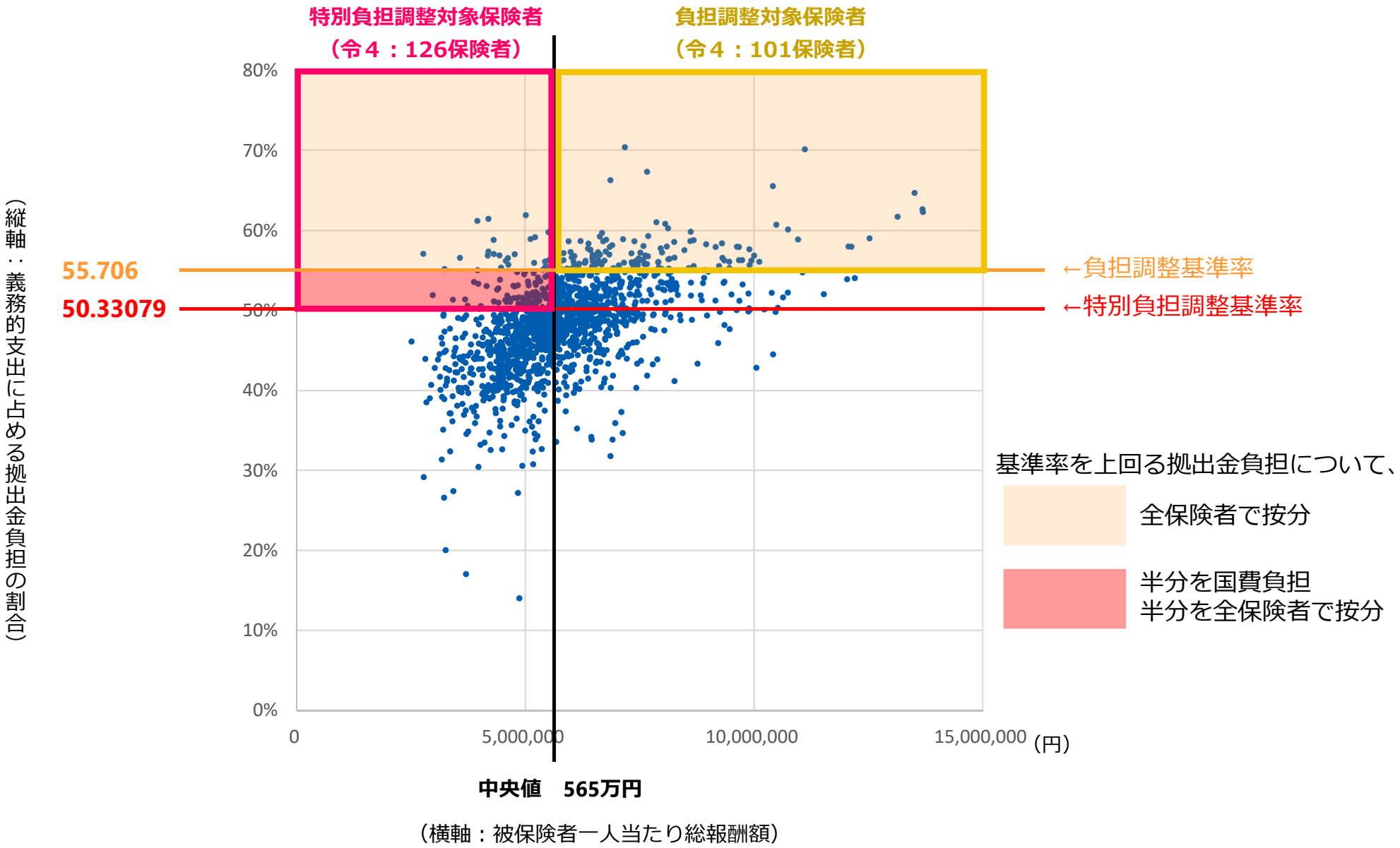

※　令和４年度概算賦課ベース。
※　義務的支出に占める拠出金負担の割合が80%以上の保険者については記載を省略している。

健康保険組合間の共助の仕組みについて

交付金交付事業

健康保険組合が管掌する健康保険の医療に関する給付、保健事業及び福祉事業の実施又は健康保険組合に係る前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等、日雇拠出金若しくは介護納付金の納付に要する費用の財源の不均衡を調整するため、健康保険組合連合会は、会員である健康保険組合に対する交付金の交付の事業を行うものとする。

（健康保険法附則第２条第１項）

○財　源

調整保険料（各健保組合の財政状況に応じ、各健保組合ごとに設定。現在の基本調整保険料率は１．３‰）

○事　業

・高額医療交付金事業

高額な医療費が発生した健康保険組合の財政的な影響を緩和するために交付金を交付

・組合財政支援交付金交付事業

医療給付、保健事業及び福祉事業の実施並びに各拠出金の納付に係る財政の負担を軽減することが必要である健保組合に対して交付金を交付

被用者保険者への国からの支援について

	高齢者医療運営円滑化等補助金			（参考）特別負担調整 （高齢者医療特別負担調整交付金）
	（既存分）	（新規分）		
予算額	120.4億円	600億円（※1）		100億円
開始年度 ・概要	＜平成2年度から＞ 被用者保険の拠出金負担増の緩和を図ることを目的として、総報酬に占める前期高齢者納付金の割合（所要保険料率）が重い保険者に対して負担軽減を行う。（※2）	＜平成27年度から＞ 団塊世代が前期高齢者に到達することにより、前期高齢者納付金が増加することが見込まれることから、納付金負担が過大となる保険者の負担を軽減するため、前期高齢者納付金負担の伸びに着目した負担軽減を行う。		＜平成29年度から＞ 拠出金負担が、義務的支出（※3）に比べ過大な保険者の負担を全保険者で按分する仕組みを拡大し、拡大部分に国費を一部充当して負担軽減を行う。 〔拠出金負担（前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金）の軽減措置〕
	〔前期高齢者納付金負担の軽減措置〕			
対象組合数	991組合（健942、共49）（※4）			126組合（健122、共4）
助成額	120.4億円（226組合）	526.7億円（813組合）	72.7億円（190組合）	100億円
助成要件	（既存分） ・所要保険料率が健保組合平均（1.63約%）の1.1倍以上、かつ、 ・被保険者一人当たり総報酬額が健保組合平均（578.6万円）未満の保険者を対象とする。 ・1.3倍～ 51%助成 ・1.2倍～1.3倍 21%助成 ・1.1倍～1.2倍 約2.34%助成	（新規分：平成27年度～） ・加入者一人当たりの前期高齢者納付金について、団塊世代の前期高齢者への移行前の平成23年度から令和4年度への伸び率が大きい保険者に対し、伸び率に応じて助成する。 ・2.5倍～ 80%助成 ・2.0倍～2.5倍 60%助成 ・1.5倍～2.0倍 40%助成 ・1.35倍～1.5倍 20%助成 ・1.2倍～1.35倍 約10.17%助成	（急増分：令和元年度～） ・加入者一人当たりの前期高齢者納付金について、令和3年度から令和4年度（単年度）又は令和2年度及び令和3年度の平均値（2年平均）から令和4年度への伸び率に応じて助成する。 ・2.0倍～ 80%助成 ・1.5倍～2.0倍 60%助成 ・1.1倍（又は、2年平均で1.05倍）～1.5倍 40%助成	・義務的支出に占める拠出金負担の割合が55.706%以上の保険者については、その過大な負担分を全保険者で按分し、 ・それに加えて、被保険者一人当たり総報酬額が被用者保険者全体の中央値未満の保険者に限り、50.33079%以上55.706%未満である部分の2分の1を国庫補助し、残りの2分の1部分を全保険者で按分する。

（※１）旧臨給（指定組合の保険給付等に要する費用に対して行う助成事業）7.3億円を含む。
（※２）平成29年度から被用者保険者の後期高齢者支援金の全面総報酬割が導入されたことから、所要保険料率の算出については前期高齢者納付金のみを対象としている。
（※３）法定給付費等＋後期高齢者支援金＋前期高齢者納付金
（※４）既存分・新規分（伸び率）・急増分それぞれで対象となっている保険者がいるため、重複を考慮すると991組合となる。

検討事項に関する論点

≪医療・介護制度の改革について（令和４年９月28日第７回全世代型社会保障構築会議）抜粋≫

○　医療分野

（１）医療保険関係

- 負担能力に応じて、全ての世代で、増加する医療費を公平に支え合う仕組みを強化する観点を踏まえた、高齢者の保険料賦課限度額や高齢者医療制度への支援金の在り方、被用者保険者間の格差是正の方策等について

1．高齢者の保険料賦課限度額や高齢者医療制度への支援金の在り方

- 現行の高齢者負担率の設定方法は、現役世代の減少だけに着目しており、制度導入以降、現役世代の負担（後期高齢者医療支援金）が大きく増加し（制度創設時と比べ、現役は1.7倍、高齢者は1.2倍の水準）、当面その傾向が続く一方、長期的には、高齢者人口も減少することから、高齢者負担率が上昇し続けてしまう構造。
- 高齢者世代・現役世代それぞれの人口動態に対処できる持続可能な仕組みとするとともに、当面の現役世代の負担上昇を抑制するため、高齢者負担率の在り方を見直すことが考えられないか。
- あわせて、高齢者世代内で能力に応じた負担を強化する観点から、賦課限度額を引き上げるとともに、現在、１：１となっている保険料の均等割と所得割の比率について、所得割の比率を引き上げることとしてはどうか。

2．被用者保険者間の格差是正の方策等

- 健康保険組合の運営は、自主・自立が前提である一方で、現状、保険料率に幅があり、全体として保険料率が上昇している状況。
- 現役世代の負担上昇の抑制とあわせて、健保組合の持続可能性を確保する観点から、個々の保険者のみでは解決が困難な課題を中心に、被用者保険においても負担能力に応じた仕組みを強化し、①被用者保険者支援の在り方を見直すとともに、②前期高齢者の給付費の調整において、現行の「加入者数に応じた調整」に加え、「報酬水準に応じた調整」を導入することが考えられないか。

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

国民健康保険の保険料（税）の賦課（課税）限度額について

厚生労働省　保険局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

国民健康保険料（税）の賦課（課税）限度額について（概要）

基礎的事項

- 医療保険制度では、保険料負担は、負担能力に応じた公平なものとする必要があるが、受益との関連において、被保険者の納付意欲に与える影響や、円滑な運営を確保する観点から**被保険者の保険料負担に一定の限度**を設けている。
  ※　令和４年度賦課限度額：102万円（医療分：85万円（基礎賦課額：65万円、後期高齢者支援金賦課額：20万円）、介護分：17万円）
- 高齢化等により**医療給付費等が増加する中で**、被保険者の所得が十分に伸びない状況において、 **保険料負担の上限を引き上げずに、保険料率の引上げにより必要な保険料収入を確保した場合**、高所得層の負担は変わらない中で、**中間所得層の負担が重くなる。**【イメージ図：①】
- **保険料負担の上限を引き上げれば、高所得層により多く負担いただくこととなる**が、**中間所得層の被保険者に配慮した保険料の設定が可能となる。**【イメージ図：②】
- 一方、**低中所得層の多い市町村**においては、**相対的に所得の低い世帯の保険料額が賦課限度額に到達することもある**ことから、引き上げに当たっては、市町村の意見等を踏まえ、引き上げ幅や時期を判断する必要がある。

【イメージ図】
・医療費が増加し、確保すべき保険料収入額が増加した場合において、必要な保険料収入を確保するため、
①保険料率の引上げ　②保険料率及び賦課限度額の引上げ　を行った場合

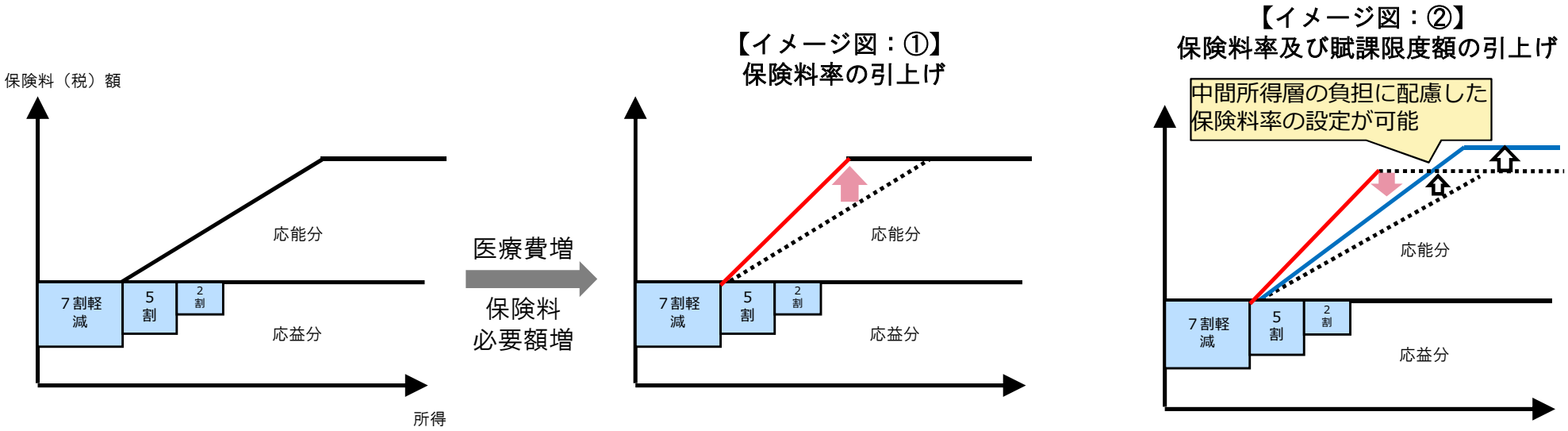

国民健康保険料(税)賦課(課税)限度額の推移

	医療分（計）		基礎賦課（課税）額		後期高齢者支援金等賦課（課税）額【平成20年度～】		介護納付金賦課（課税）額【平成12年度～】		合　計	
		引上げ額		引上げ額		引上げ額		引上げ額		**引上げ額**
平成１２年度			５３万円	－			７万円	＋７万円	６０万円	**＋７万円**
１５年度			５３万円				８万円	＋１万円	６１万円	**＋１万円**
１８年度			５３万円	－			９万円	＋１万円	６２万円	**＋１万円**
１９年度			５６万円	＋３万円			９万円	－	６５万円	**＋３万円**
２０年度	５９万円	＋３万円	４７万円	▲９万円	１２万円	＋１２万円	９万円	＋３万円	６８万円	**＋３万円**
２１年度	５９万円	－	４７万円	－	１２万円	－	１０万円	＋１万円	６９万円	**＋１万円**
２２年度	６３万円	＋４万円	５０万円	＋３万円	１３万円	＋１万円	１０万円	－	７３万円	**＋４万円**
２３年度	６５万円	＋２万円	５１万円	＋１万円	１４万円	＋１万円	１２万円	＋２万円	７７万円	**＋４万円**
２４・２５年度	６５万円	－	５１万円	－	１４万円	－	１２万円	－	７７万円	**－**
２６年度	６７万円	＋２万円	５１万円	－	１６万円	＋２万円	１４万円	＋２万円	８１万円	**＋４万円**
２７年度	６９万円	＋２万円	５２万円	＋１万円	１７万円	＋１万円	１６万円	＋２万円	８５万円	**＋４万円**
２８年度	７３万円	＋４万円	５４万円	＋２万円	１９万円	＋２万円	１６万円	－	８９万円	**＋４万円**
２９年度	７３万円	－	５４万円	－	１９万円	－	１６万円	－	８９万円	**－**
３０年度	７７万円	＋４万円	５８万円	＋４万円	１９万円	－	１６万円	－	９３万円	**＋４万円**
令和元年度	８０万円	＋３万円	６１万円	＋３万円	１９万円	－	１６万円	－	９６万円	**＋３万円**
令和２年度	８２万円	＋２万円	６３万円	＋２万円	１９万円	－	１７万円	＋１万円	９９万円	**＋３万円**
令和３年度	８２万円	－	６３万円	－	１９万円	－	１７万円	－	９９万円	**－**
令和４年度	８５万円	＋３万円	６５万円	＋２万円	２０万円	＋１万円	１７万円	－	１０２万円	**＋３万円**

(注１) 平成19年度までは、老健拠出金分が基礎賦課額に含まれていたが、平成20年度以降、老人保健制度が廃止され、後期高齢者支援金等賦課額が新設されている。

(注２) 昭和33年以降平成８年度以前の賦課（課税）限度額の改定経緯を見ると、退職者医療制度が創設された昭和59年度に基礎賦課（課税）分が７万円引き上げられている以外は、引き上げ幅は最大４万円（昭和49年度・平成５年度）となっている。

賦課限度額引き上げの考え方

- 社会保障改革プログラム法（平成25年法律第112号）や社会保障制度改革国民会議報告書（平成25年8月）を踏まえ、毎年度、医療保険部会の議論を経て、国保保険料（税）の賦課限度額の引き上げを行っている。

- 引き上げの際には以下の点を考慮した上で実施している。

✓ **被用者保険におけるルール（※）とのバランスを考慮**し、**賦課限度額超過世帯割合が1.5%に近づくように段階的に引き上げる**

※　被用者保険においては、最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者の割合が0.5%～1.5%の間となるように法定されている。

✓ 医療の基礎賦課分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の賦課限度額超過世帯割合が、**前年と比較して増加**しているか、それぞれに**ばらつきが見られるかを基準**として引き上げ幅を設定する

✓ 過去20年間で最大の引き上げ幅は、**４万円**（介護保険制度を創設したH12のみ介護保険料分で７万円）

賦課限度額の見直しに関するこれまでの経過

■社会保障制度改革国民会議報告書（平成25年8月6日）（抄）

第2部　社会保障4分野の改革
Ⅱ　医療･介護分野の改革
３　医療保険制度改革
（1）財政基盤の安定化、保険料に係る国民の負担に関する公平の確保
　医療保険制度における保険料の負担についても、負担能力に応じて応分の負担を求めることを通じて保険料負担の格差是正に取り組むべきである。
　国民健康保険の保険者の都道府県への移行は財政運営の安定化のみならず保険料負担の平準化に資する取組であるが、このほか、国民健康保険において、相当の高所得の者であっても保険料の賦課限度額しか負担しない仕組みとなっていることを改めるため、保険料の賦課限度額を引き上げるべきである。同様の問題が被用者保険においても生じており、被用者保険においても標準報酬月額上限の引上げを検討するべきである。

■持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成25年法律第112号）（抄）

（医療制度）
第四条
７　政府は、持続可能な医療保険制度等を構築するため、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
一　（略）
二　医療保険の保険料に係る国民の負担に関する公平の確保についての次に掲げる事項
イ～ハ　（略）
ニ　国民健康保険の保険料の賦課限度額及び標準報酬月額等（医療保険各法（国民健康保険法を除く。）に規定する標準報酬月額、標準報酬の月額、給料の額及び標準給与の月額をいう。）の上限額の引上げ
三　（略）
８　政府は、前項の措置を平成二十六年度から平成二十九年度までを目途に順次講ずるものとし、このために必要な法律案を平成二十七年に開会される国会の常会に提出することを目指すものとする。

令和５年度の国保保険料(税)に係る賦課（課税）限度額の在り方（案）

○　令和５年度においては、限度額（合計額）の超過世帯割合が引き上げ前において既に1.5%台に到達しているところ、**後期高齢者支援金賦課分の超過世帯割合が2%を超え、前年と比較して大幅に増加**しており、**基礎賦課分、後期高齢者支援金等賦課分、介護納付金賦課分のばらつきも拡大**している。

○　このため、**令和４年度と同じ割合の世帯が、令和５年度にも賦課限度額に該当するよう**、医療分の賦課限度額を**「２万円」引き上げる**こととしてはどうか。

（令和5年度に賦課(課税)限度額の引上げを行った場合）

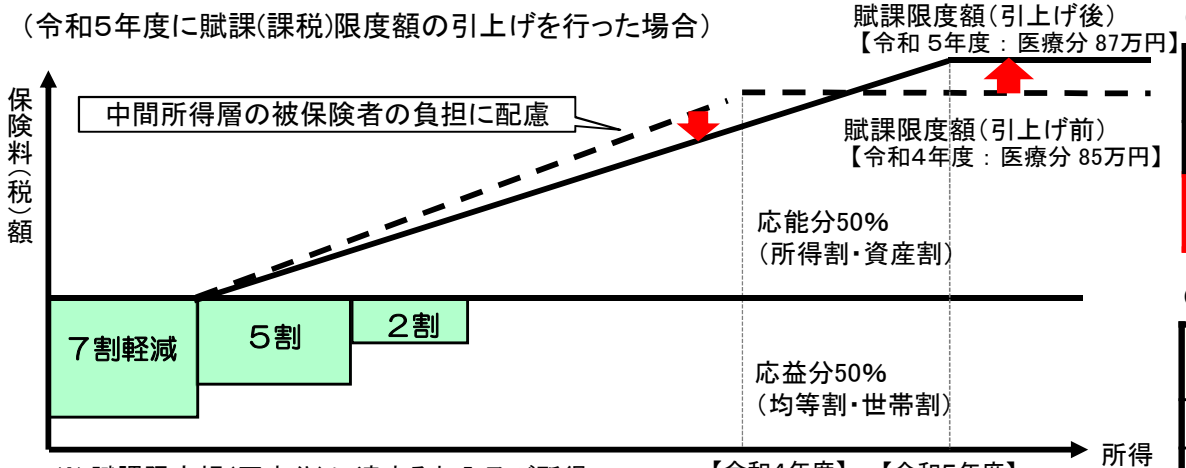

※ 賦課限度額（医療分）に達する収入及び所得（注1、注2）【令和4年度】　【令和5年度】
（基礎賦課（課税）分＋後期高齢者支援金等分）

給与収入 約1,130万円／年金収入 約1,130万円
（給与所得 約930万円／年金所得 約930万円）

給与収入 約1,150万円／年金収入 約1,150万円
（給与所得 約960万円／年金所得 約960万円）

（注1）　給与収入又は年金収入を有する単身世帯で試算。

（注2）　保険料率等は、旧ただし書・4方式を採用する令和2年度全国平均値で試算。【令和2年度】 所得割率 8.76%、資産割額 12,085円、均等割額 30,469円、世帯割額 27,135円。同様の考え方で令和5年度の限度額に達する収入を試算すると、3方式の場合には給与収入約1,050万円/年金収入約1,050万円、2方式の場合には給与収入約1,140万円/年金収入約1,140万円。

● 賦課（課税）限度額の引上げ（令和5年度）

	医療分（計）	基礎賦課（課税）分	後期高齢者支援金等賦課（課税）分	介護納付金賦課（課税）分	合計
引上げ前	85万円	65万円	20万円	17万円	102万円
引上げ後（引上げ幅）	87万円（＋2万円）	65万円（増減なし）	22万円（＋2万円）	17万円（増減なし）	104万円（＋２万円）

●限度額該当世帯の割合（令和5年度(推計)）(注3)

	医療分（計）	基礎賦課（課税）分	後期高齢者支援金等賦課（課税）分	介護納付金賦課（課税）分	合計
前年度(R４)	1.74%	1.69%	1.91%	0.87%	1.52%
引上げ前(R５)	1.79%	1.59%	2.55%	0.87%	1.56%
引上げ後(R５)	1.72%	1.59%	2.13%	0.87%	1.51%

（注3）令和2年度国民健康保険実態調査に基づき、令和5年度における状況を推計したもの。

引上げにより、中間所得層の伸び率を抑えられる。

引上げを行わないと該当世帯が増加するところ、引上げにより伸びを抑制。

●賦課(課税)限度額引上げに伴う収入別の保険料への影響（令和5年度(推計)）(注4)

	医療分(計)（据え置き）	医療分(計)（８７万円）	基礎賦課(課税)分（据え置き）	基礎賦課(課税)分（６５万円）	後期高齢者支援金等賦課(課税)分（据え置き）	後期高齢者支援金等賦課(課税)分（２２万円）	介護納付金賦課(課税)分（据え置き）	介護納付金賦課(課税)分（１７万円）	合計（据え置き）	合計（104万円）
年収400万円（前年度伸び率）	２９．９万円（＋２．１%）	２９．８万円（＋１．６%）	２１．２万円（－３．７%）	２１．２万円（－３．７%）	８．７万円（＋１９．８%）	８．６万円（＋１７．７%）	２．５万円（＋０．３%）	２．５万円（＋０．３%）	３２．５万円（＋２．０%）	３２．３万円（＋１．５%）
限度額該当世帯（前年度伸び率）	８５．０万円（＋０．０%）	８７．０万円（＋２．４%）	６５．０万円（＋０．０%）	６５．０万円（＋０．０%）	２０．０万円（＋０．０%）	２２．０万円（＋１０．０%）	１７．０万円（＋０．０%）	１７．０万円（＋０．０%）	１０２．０万円（＋０．０%）	１０４．０万円（＋２．０%）

（注4）　中間所得層と高所得層（賦課(課税)限度額到達世帯）について、令和2年度実績に基づき、予算ベースで令和5年度における状況を推計したもの。

（参考）健康保険制度の標準報酬月額の上限について

○　標準報酬月額の等級区分は、法律上は現在５０等級である。（健康保険法第40条）
○　毎年３月３１日における標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の被保険者総数に占める割合が「1.5%」を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その年の９月１日から、政令で、最高等級の上に等級を加えることができる。（ただし、改定後の標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の割合が0.5%を下回ってはならない。）
○　上記政令の制定又は改正について立案を行う場合には、社会保障審議会の意見を聴くものとされている。

	標準報酬月額 上限	標準報酬月額 の平均額	全被保険者に対する 上限該当者の割合	備　考
昭和51年度末	320,000円	143,016円	3.93%	
昭和53年度末	380,000円	166,828円	3.72%	【昭和52年改正】＜3等級追加＞
昭和56年度末	470,000円	200,321円	3.52%	【昭和55年改正】＜3等級追加＞ 標準報酬月額の上限該当者が全体の3%を超え、かつその状態が継続すると認められる場合に、所用の手続きを経た上で、政令で等級を追加できることとした。ただし、改定後の上限該当者が全体の1%を下回ってはならない。
昭和59年度末	710,000円	229,249円	1.59%	【昭和59年改正】＜8等級追加＞
平成４年度末	980,000円	305,202円	1.57%	【政令対応】＜6等級追加＞
平成19年度末	1,210,000円	323,181円	1.15%	【平成18年改正】＜4等級追加＞ 政令による等級の追加時の基準を3%から1.5%に変更。ただし、改定後の上限該当者が全体の1%を下回ってはならない。
平成28年度末	1,390,000円	320,263円	0.73%	【平成27年改正】＜3等級追加＞ 政令による等級の追加時の基準は引き続き1.5%としつつ、改定後の上限該当者の割合を、全体の0.5%を下回ってはならないこととした。 (参考)改正前の平成24年度末の平均標準報酬月額は315,666円、全被保険者に対する上限該当者の割合は0.95%。
平成30年度末	1,390,000円	324,901円	0.77%	

（参考）標準報酬月額の最高等級該当者の推移

	上限該当人数	被保険者数	上限該当者割合
平成20年度末	358,566人	35,130,614人	1.02%
平成21年度末	321,873人	34,958,873人	0.92%
平成22年度末	318,951人	34,871,142人	0.91%
平成23年度末	326,110人	34,904,449人	0.93%
平成24年度末	334,787人	35,127,710人	0.95%
平成25年度末	345,221人	35,632,604人	0.97%
平成26年度末	361,187人	36,284,672人	1.00%
平成27年度末	381,446人	37,137,163人	1.03%
平成28年度末	280,544人	38,484,928人	0.73%
平成29年度末	294,684人	39,477,536人	0.75%
平成30年度末	308,335人	40,277,080人	0.77%
令和元年度末	322,140人	40,957,337人	0.79%

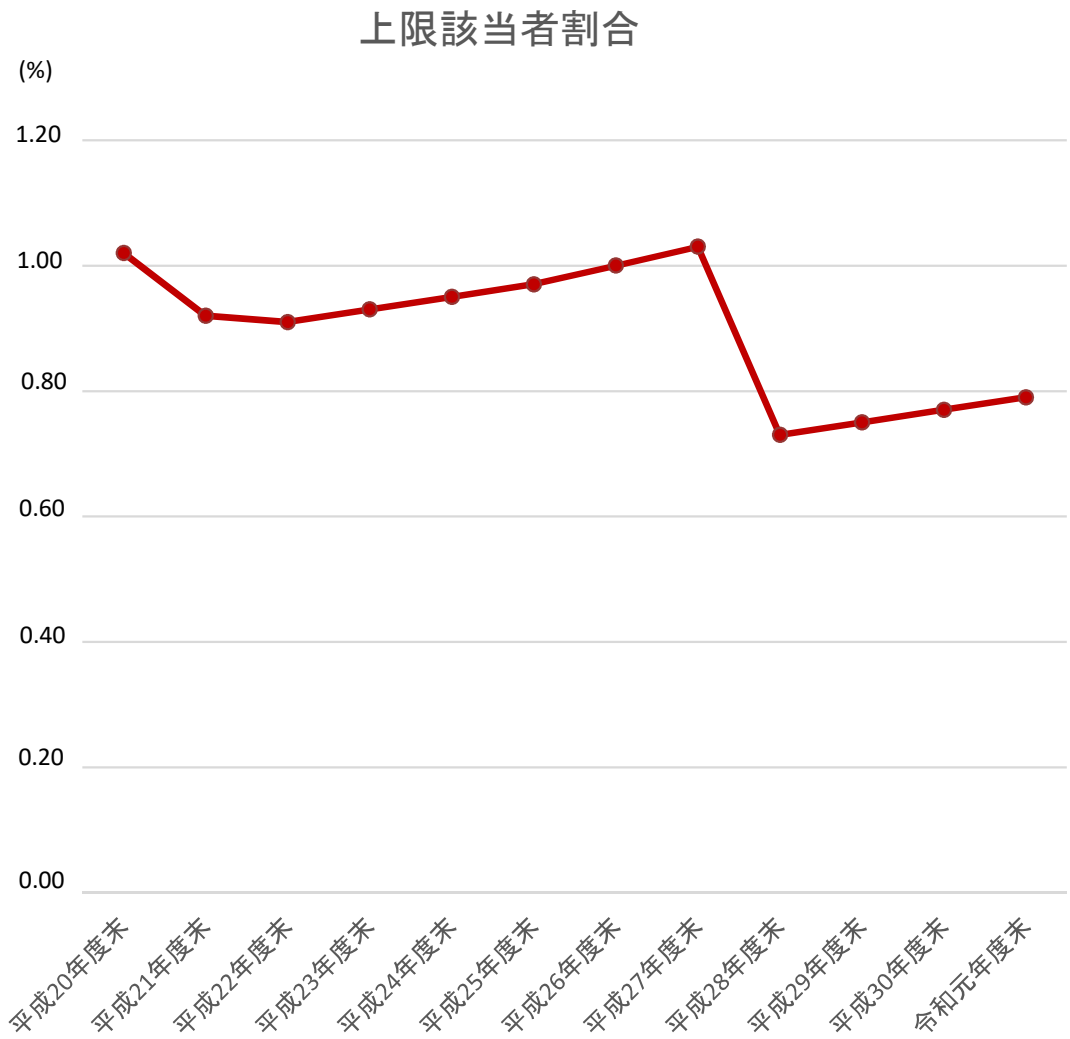

※「健康保険・船員保険事業状況報告」（厚生労働省保険局）（平成20年度～令和元年度）により作成

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

オンライン資格確認等システムについて

厚生労働省　保険局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

マイナンバーカードの保険証利用の導入状況（10月23日時点）

カードの保険証利用に係るカードリーダーの申込施設数は総施設数（約23万）の**約84%**、運用を開始した施設数は総施設数の**約32%**。8月10日決定の**導入の原則義務化等を周知徹底**し、更なる増加を図っていく。

	施設数（導入割合）	前月（9/25）比
カードリーダー申込施設数	19.3万施設（84.0%） 義務化対象施設に対する割合：90.6%	＋1.5万施設（＋6.6%）
運用開始施設数	7.5万施設（32.4%） 義務化対象施設に対する割合：35.0%	＋0.7万施設（＋2.8%）

※運用開始施設の導入割合（類型別）：病院48.1%、診療所22.1%、歯科診療所23.5%、薬局55.6%

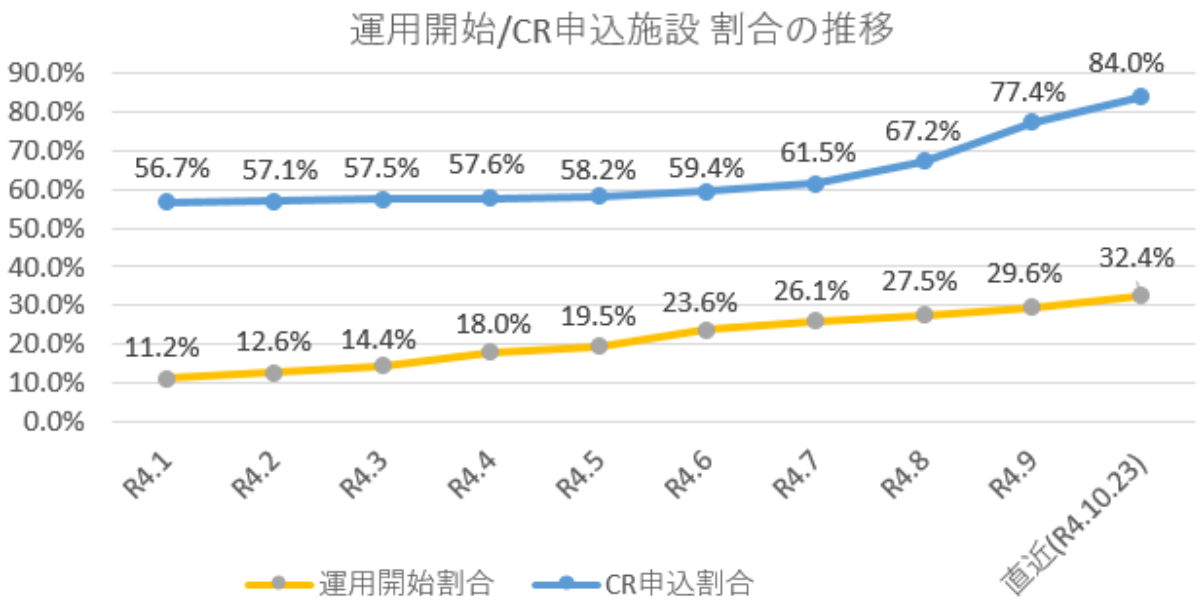

カードの保険証利用登録数は、
マイナポイント第2弾の本格開始以降、
約1,834万件増加。

6／30時点　約942万件

→　10／23時点　約2,776万件
（＋約1,834万件）

※公的医療保険制度加入者の約22%が加入

※直近を除き、各月最終日曜日時点。端数処理のため計数が一致しない箇所がある。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化（保険証の廃止）

- マイナンバーカードは、社会全体のデジタル化を進めるための最も重要なインフラ。このインフラを活用し、国民にマイナンバーカード１枚で受診していただくことで、健康・医療に関する多くのデータに基づいた、よりよい医療を受けていただけることが可能となる。
- **「マイナンバーカードと健康保険証の一体化」を進めるため、令和6年秋に保険証の廃止を目指す。**
- 保険証の廃止に向けては、細部にわたりきめ細かく環境を整備する必要がある。また、医療を受ける国民、医療を提供する医療機関関係者などの理解が得られるよう、丁寧に取り組んでいく。
- 具体的に、以下２つの課題に取り組む。

1. 訪問診療・訪問看護・柔整あはき等にオンライン資格確認を導入

・ 訪問診療・訪問看護等の居宅における資格確認の仕組みの構築。

・ 柔道整復師・あんまマッサージ師・鍼灸師の施術所等に資格情報のみを取得できる簡素な仕組みの構築。

※ オンライン資格確認義務化の例外医療機関等について、簡素な仕組みを導入し、必要な資格確認を行える方向で検討。

※ 上記に併せて、事業者のシステム改修、利用機器の導入支援、保険者等のシステム改修を実施。

⇒ 必要な予算を今回の経済対策に盛り込む予定

2. マイナンバーカードの取得の徹底

・ 保険証の廃止に当たっては、マイナンバーカード取得の徹底に加え、カードの手続き・様式の見直しの検討が必要。

※ 何らかの事情により手元にマイナンバーカードがない方が必要な保険診療等を受ける際の事務手続きについては、今後検討。

資格確認限定型

柔整あはき等におけるオンライン資格確認の簡素な仕組み案（イメージ図、未定稿）

○　診療を行わない**柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の施術所や健診・保健指導実施機関を対象**に、現在利用している保険証の資格情報の代替として、**必要な資格情報のみ**を取得できる簡素な仕組みの構築する。

○　また、**オンライン資格確認義務化の例外医療機関等**についても、この簡素な仕組みを導入し、必要な資格確認を行える方向で検討する。

○　患者の医療・健康情報は取得せず、資格情報のみの取得となることから、4桁の暗証番号入力なしを基本とする仕組みとする。

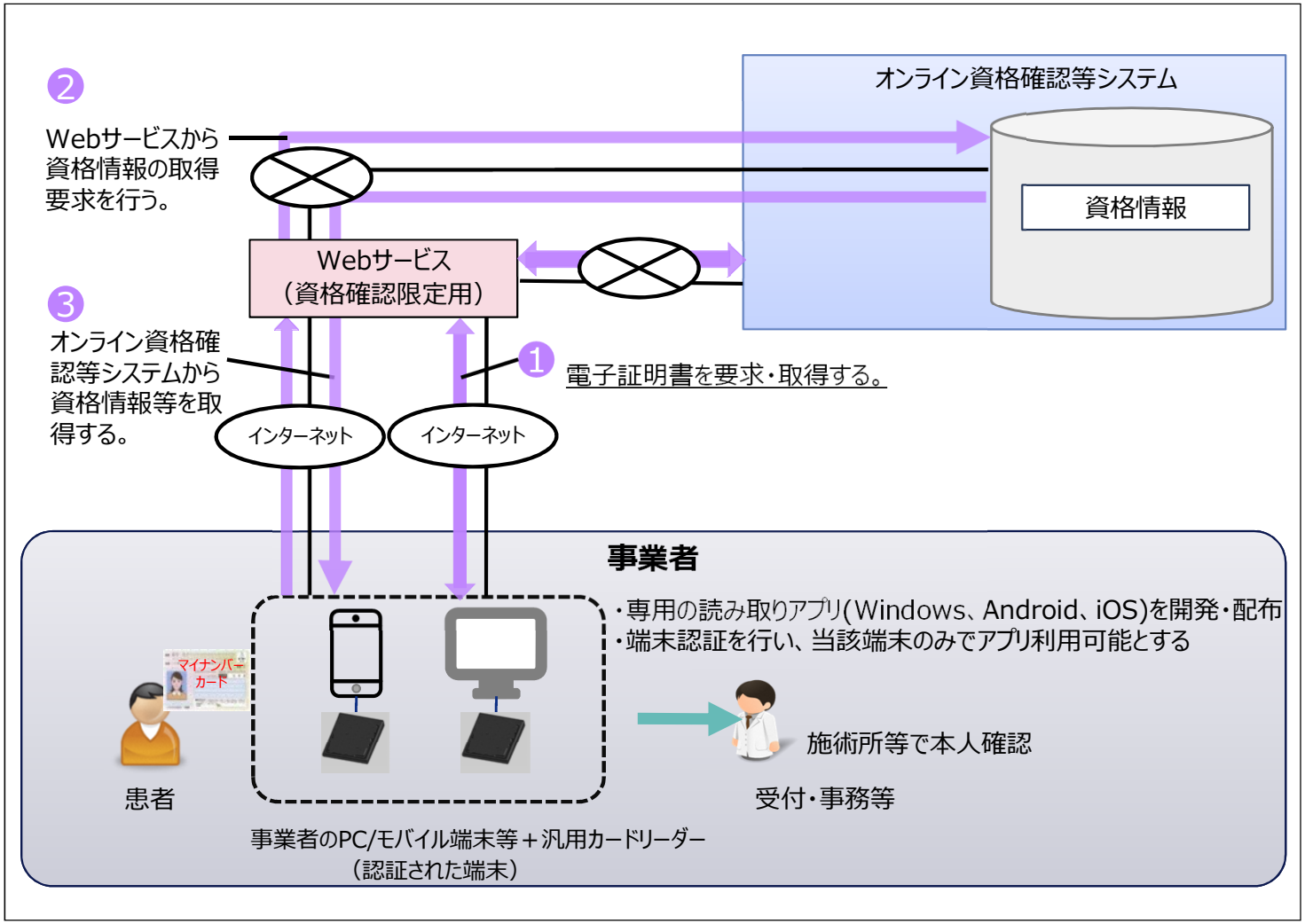

※現時点のイメージを表したものであり、技術的な検討を行っているもの。今後変更の可能性あり。

参考資料

オンライン資格確認の用途拡大について

第152回社会保障審議会医療保険部会
資料２抜粋（令和４年８月19日）

○　オンライン資格確認はデータヘルスの基盤であり、「現在、保険資格を確認するために健康保険証を利用しているが、マイナンバーカードによるオンライン資格確認に対応していない機関・業態」についても、**オンライン資格確認が可能となるように用途を拡大する必要がある。**

○　外来診療等を行う保険医療機関・薬局の他に、従来の保険証を利用している機関・業態としては、訪問看護や職域診療所、柔整あはきの施術所や健診実施機関等がある。

○　令和４年度において、システム開発予算を確保している以下の機関・業態については、開発に着手する。※１

・　居宅同意取得型（訪問看護等※２）
　医療機関等の外部（患者の自宅等）で資格確認や薬剤情報等の提供に関する同意を取得し、医療機関等でオンライン資格確認等システムを利用する仕組み

・　既存型（職域診療所等※３）
　医療機関等コードの代替となるコードを付番するため仕組みを開発し、既存のオンライン資格確認等システムを導入できる仕組み

※１　この他、柔整あはきの施術所や健診実施機関の健康保険証を利用している機関・業態についても、引き続き、仕組みの検討を行う
※２　訪問看護、訪問診療、訪問歯科、訪問服薬指導、訪問リハビリテーション、訪問栄養指導
※３　医療法第８条の規定に基づき開設された診療所等のうち、保険医療機関・薬局ではない施設

医療機関・薬局におけるオンライン資格確認の導入状況

（2022/10/23時点）

1．顔認証付きカードリーダー申込数

192,997施設**(84.0%)** ／ 229,864施設

※義務化対象施設に対する割合：**90.6%**

	全施設数に対する割合	義務化対象施設に対する割合
病院	94.8%	95.0%
医科診療所	79.8%	86.2%
歯科診療所	80.5%	91.2%
薬局	92.6%	95.6%

参考：全施設数	
病院	8,188
医科診療所	89,720
歯科診療所	70,586
薬局	61,370

2．準備完了施設数（カードリーダー申込数の内数）

87,847施設**(38.2%)** ／ 229,864施設

※義務化対象施設に対する割合：**41.2%**

	全施設数に対する割合	義務化対象施設に対する割合
病院	53.9%	54.0%
医科診療所	27.7%	29.9%
歯科診療所	28.8%	32.6%
薬局	62.3%	64.4%

3．運用開始施設数（準備完了施設数の内数）

74,549施設**(32.4%)** ／ 229,864施設

※義務化対象施設に対する割合：**35.0%**

	全施設数に対する割合	義務化対象施設に対する割合
病院	48.1%	48.2%
医科診療所	22.1%	23.9%
歯科診療所	23.5%	26.6%
薬局	55.6%	57.5%

注）義務化対象施設数は、社会保険診療報酬支払基金にレセプト請求している医療機関・薬局の合計 （212,990施設）
（紙媒体による請求を行っている施設を除く。令和４年7月診療分）

【参考：健康保険証の利用の登録】
27,760,547件　カード交付枚数に対する割合 **43.7%**

【参考：マイナンバーカード申請・交付状況】
有効申請受付数：　約7,183万枚　（人口比　57.0%）
交付実施済数　：　約6,354万枚　（人口比　50.5%）

都道府県別の運用開始状況（施設類型別・10月23日時点）

	病院	医科診療所	歯科診療所	薬局
①	岩手(78.3%)	宮崎(34.1%)	宮崎(55.5%)	富山(74.3%)
②	山形(68.7%)	鹿児島(33.7%)	鳥取(53.7%)	岩手(73.4%)
③	愛媛(65.9%)	長野(33.1%)	福井(42.4%)	福井(71.5%)
④	滋賀(65.5%)	富山(32.9%)	富山(41.0%)	岡山(70.0%)
⑤	鳥取(65.1%)	石川(31.8%)	岩手(40.7%)	秋田(67.8%)
	……	……	……	……
㊸	千葉(39.5%)	大阪(18.3%)	徳島(19.5%)	高知(44.5%)
㊹	福岡(39.4%)	東京(17.8%)	大阪(19.4%)	大分(42.1%)
㊺	大阪(38.1%)	京都(17.7%)	埼玉(18.9%)	佐賀(41.9%)
㊻	東京(37.1%)	徳島(16.7%)	神奈川(18.5%)	長崎(41.2%)
㊼	茨城(32.2%)	島根(14.3%)	東京(15.9%)	徳島(36.1%)
合計	48.1%	22.1%	23.5%	55.6%

オンライン資格確認の利用状況①

○　本格運用開始から9月末までの期間で、オンライン資格確認等システムを活用した資格確認が約4.5億件行われた。
（マイナンバーカードによるもの：約218万件、保険証によるもの：約3億8000万件、一括照会によるもの：約6,500万件）

■運用開始施設における資格確認の利用件数

※ 一括照会：医療機関等が事前に予約患者の保険資格が有効かどうか等、
オンライン資格確認等システムに一括して照会すること

期間	合計（件）	マイナンバーカード（件）	保険証（件）	一括照会（件）
10月分(10/20～10/31)	5,442,891	58,178	4,069,008	1,315,705
11月分(11/1～11/30)	16,481,919	104,727	12,683,446	3,693,746
12月分(12/1～12/31)	19,741,726	97,041	15,561,411	4,083,274
1月分(1/1～1/31)	21,029,673	92,595	16,661,849	4,275,229
2月分(2/1～2/28)	22,967,369	99,960	18,553,678	4,313,731
3月分(3/1～3/31)	33,964,315	159,932	28,019,433	5,784,950
4月分(4/1～4/30)	40,175,982	194,879	33,924,927	6,056,176
5月分(5/1～5/31)	42,425,883	183,458	35,999,715	6,242,710
6月分(6/1～6/30)	51,618,421	258,533	43,947,295	7,412,593
7月分(7/1～7/31)	57,927,865	281,911	50,283,674	7,362,280
8月分(8/1～8/31)	71,170,310	293,332	63,924,175	6,952,803
9月分(9/1～9/30)	64,854,509	351,571	56,914,455	7,588,483
総計	**447,800,863**	**2,176,117**	**380,543,066**	**65,081,680**

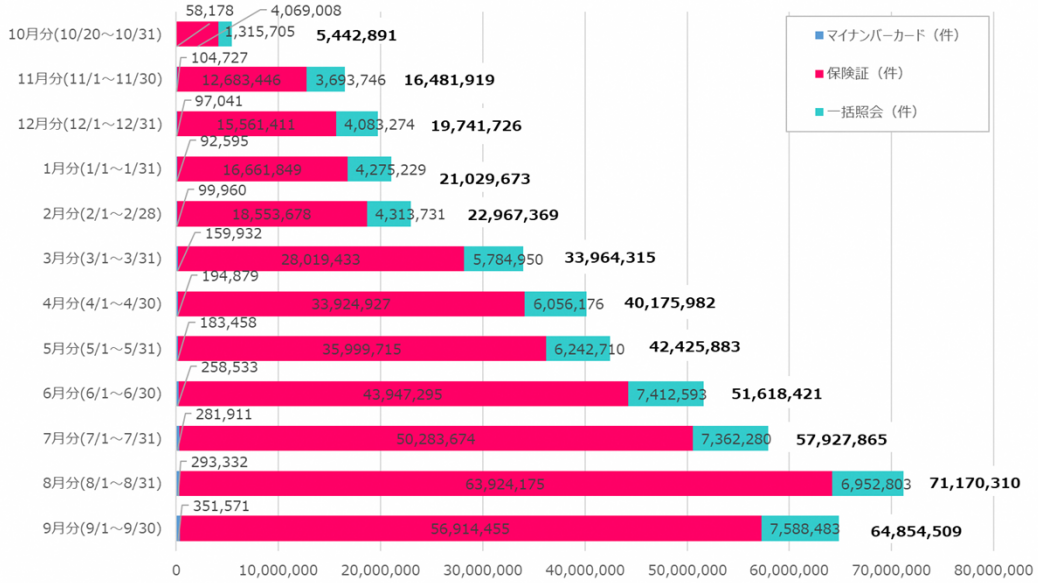

【9月分の内訳】

	合計（件）	マイナンバーカード（件）	保険証（件）	一括照会（件）
病院	9,481,638	60,204	3,707,786	5,713,648
医科診療所	14,861,802	93,144	14,407,648	361,010
歯科診療所	4,695,338	63,692	3,153,007	1,478,639
薬局	35,815,731	134,531	35,646,014	35,186
総計	**64,854,509**	**351,571**	**56,914,455**	**7,588,483**

オンライン資格確認の利用状況②

■特定健診等情報・薬剤情報の利用件数

※ マイナンバーカードを持参した患者で特定健診等情報、薬剤情報の閲覧に同意をし、医療機関・薬局が利用した件数

期間	特定健診等情報（件）	薬剤情報（件）	診療情報（件）
10月分(10/20～10/31)	1,760	4,294	—
11月分(11/1～11/30)	3,939	7,436	—
12月分(12/1～12/31)	4,460	11,942	—
1月分(1/1～1/31)	4,674	13,630	—
2月分(2/1～2/28)	4,744	18,584	—
3月分(3/1～3/31)	11,284	32,866	—
4月分(4/1～4/30)	20,877	64,423	—
5月分(5/1～5/31)	24,652	68,895	—
6月分(6/1～6/30)	48,723	129,235	—
7月分(7/1～7/31)	47,084	133,012	—
8月分(8/1～8/31)	50,949	157,056	—
9月分(9/1～9/30)	66,504	199,072	11,531
総計	**289,650**	**840,445**	**11,531**

	特定健診等情報（件）	薬剤情報（件）	診療情報（件）
病院	5,962	15,787	493
医科診療所	13,130	84,405	851
歯科診療所	6,609	13,678	185
薬局	40,803	85,202	10,002
総計	**66,504**	**199,072**	**11,531**

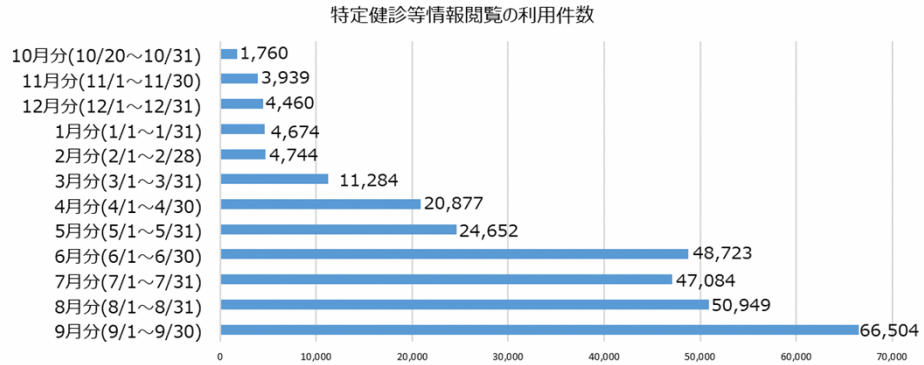

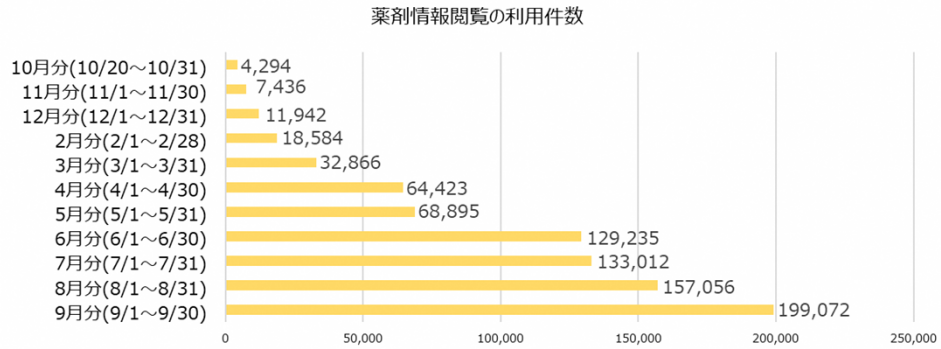

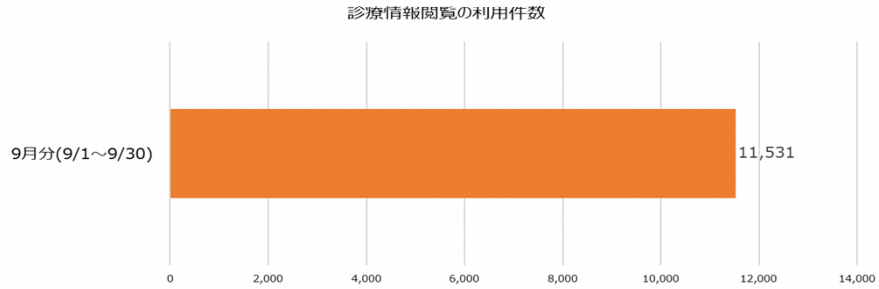

■マイナポータルでの特定健診等情報・薬剤/診療情報の閲覧件数

期間	特定健診等情報（件）	薬剤/診療情報（件）
10月分(10/21～10/31)	4,655	8,760
11月分(11/1～11/30)	9,985	20,656
12月分(12/1～12/31)	7,698	18,174
１月分(１/1～１/31)	11,919	29,407
2月分(2/1～2/28)	12,097	35,403
3月分（3/1～3/31）	11,087	35,564
4月分(4/1～4/30)	7,843	23,723
5月分(5/1～5/31)	7,126	23,364
6月分(6/1～6/30)	8,548	34,608
7月分(7/1～7/31)	10,679	68,238
8月分(8/1～8/31)	7,776	51,248
9月分(9/1～9/30)	7,928	52,566
総計	**107,341**	**401,711**

（参考）都道府県別の状況一覧（10月23日時点）

○ 厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html）で公表。毎週更新

県名	病院							医科診療所							歯科診療所							薬局							合計						
	機関数	ｶｰﾄﾞﾘｰﾀﾞｰ申込機関数	申込率	本番接続機関数	接続率	運用機関数	参加率	機関数	ｶｰﾄﾞﾘｰﾀﾞｰ申込機関数	申込率	本番接続機関数	接続率	運用機関数	参加率	機関数	ｶｰﾄﾞﾘｰﾀﾞｰ申込機関数	申込率	本番接続機関数	接続率	運用機関数	参加率	機関数	ｶｰﾄﾞﾘｰﾀﾞｰ申込機関数	申込率	本番接続機関数	接続率	運用機関数	参加率	機関数	ｶｰﾄﾞﾘｰﾀﾞｰ申込機関数	申込率	本番接続機関数	接続率	運用機関数	参加率
北海道	538	514	95.5%	302	56.1%	254	47.2%	2,755	2,189	79.5%	734	26.6%	610	22.1%	2,908	2,423	83.3%	915	31.5%	711	24.4%	2,274	2,127	93.5%	1,377	60.6%	1,231	54.1%	8,475	7,253	85.6%	3,328	39.3%	2,806	33.1%
青森	92	88	95.7%	59	64.1%	56	60.9%	664	560	84.3%	230	34.6%	195	29.4%	534	446	83.5%	172	32.2%	159	29.8%	611	580	94.9%	446	73.0%	401	65.6%	1,901	1,674	88.1%	907	47.7%	811	42.7%
岩手	92	90	97.8%	75	81.5%	72	78.3%	688	557	81.0%	211	30.7%	188	27.3%	604	541	89.6%	273	45.2%	246	40.7%	627	597	95.2%	487	77.7%	460	73.4%	2,011	1,785	88.8%	1,046	52.0%	966	48.0%
宮城	135	126	93.3%	74	54.8%	64	47.4%	1,439	1,167	81.1%	493	34.3%	373	25.9%	1,099	918	83.5%	398	36.2%	340	30.9%	1,192	1,085	91.0%	796	66.8%	667	56.0%	3,865	3,296	85.3%	1,761	45.6%	1,444	37.4%
秋田	65	63	96.9%	42	64.6%	38	58.5%	606	482	79.5%	205	33.8%	180	29.7%	449	371	82.6%	174	38.8%	152	33.9%	516	498	96.5%	384	74.4%	350	67.8%	1,636	1,414	86.4%	805	49.2%	720	44.0%
山形	67	67	100.0%	47	70.1%	46	68.7%	725	584	80.6%	257	35.4%	215	29.7%	497	434	87.3%	195	39.2%	170	34.2%	597	552	92.5%	402	67.3%	365	61.1%	1,886	1,637	86.8%	901	47.8%	796	42.2%
福島	130	118	90.8%	66	50.8%	60	46.2%	1,107	899	81.2%	320	28.9%	249	22.5%	909	782	86.0%	284	31.2%	256	28.2%	894	825	92.3%	532	59.5%	467	52.2%	3,040	2,624	86.3%	1,202	39.5%	1,032	33.9%
茨城	174	153	87.9%	67	38.5%	56	32.2%	1,439	1,132	78.7%	403	28.0%	330	22.9%	1,461	1,165	79.7%	490	33.5%	431	29.5%	1,336	1,223	91.5%	897	67.1%	842	63.0%	4,410	3,673	83.3%	1,857	42.1%	1,659	37.6%
栃木	110	101	91.8%	57	51.8%	55	50.0%	1,189	948	79.7%	282	23.7%	236	19.8%	995	814	81.8%	263	26.4%	216	21.7%	936	826	88.2%	602	64.3%	576	61.5%	3,230	2,689	83.3%	1,204	37.3%	1,083	33.5%
群馬	128	123	96.1%	75	58.6%	68	53.1%	1,322	1,155	87.4%	426	32.2%	343	25.9%	1,019	846	83.0%	238	23.4%	202	19.8%	971	878	90.4%	475	48.9%	442	45.5%	3,440	3,002	87.3%	1,214	35.3%	1,055	30.7%
埼玉	343	327	95.3%	159	46.4%	144	42.0%	3,878	3,030	78.1%	1,138	29.3%	919	23.7%	3,685	2,870	77.9%	858	23.3%	697	18.9%	3,116	2,823	90.6%	1,925	61.8%	1,712	54.9%	11,022	9,050	82.1%	4,080	37.0%	3,472	31.5%
千葉	291	276	94.8%	130	44.7%	115	39.5%	3,383	2,625	77.6%	827	24.4%	622	18.4%	3,379	2,576	76.2%	881	26.1%	670	19.8%	2,600	2,382	91.6%	1,649	63.4%	1,418	54.5%	9,653	7,859	81.4%	3,487	36.1%	2,825	29.3%
東京	630	584	92.7%	272	43.2%	234	37.1%	12,562	9,354	74.5%	2,921	23.3%	2,237	17.8%	10,819	7,899	73.0%	2,223	20.5%	1,724	15.9%	6,887	6,417	93.2%	4,421	64.2%	3,862	56.1%	30,898	24,254	78.5%	9,837	31.8%	8,057	26.1%
神奈川	341	299	87.7%	152	44.6%	136	39.9%	6,409	4,894	76.4%	1,512	23.6%	1,177	18.4%	5,148	3,876	75.3%	1,163	22.6%	952	18.5%	4,073	3,798	93.2%	2,404	59.0%	2,101	51.6%	15,971	12,867	80.6%	5,231	32.8%	4,366	27.3%
新潟	120	116	96.7%	75	62.5%	70	58.3%	1,268	1,033	81.5%	312	24.6%	258	20.3%	1,194	993	83.2%	350	29.3%	296	24.8%	1,162	1,086	93.5%	724	62.3%	668	57.5%	3,744	3,228	86.2%	1,461	39.0%	1,292	34.5%
富山	106	102	96.2%	72	67.9%	68	64.2%	626	530	84.7%	246	39.3%	206	32.9%	463	415	89.6%	214	46.2%	190	41.0%	510	477	93.5%	396	77.6%	379	74.3%	1,705	1,524	89.4%	928	54.4%	843	49.4%
石川	91	89	97.8%	58	63.7%	47	51.6%	717	636	88.7%	272	37.9%	228	31.8%	500	425	85.0%	171	34.2%	141	28.2%	557	522	93.7%	397	71.3%	371	66.6%	1,865	1,672	89.7%	898	48.2%	787	42.2%
福井	67	66	98.5%	41	61.2%	36	53.7%	452	382	84.5%	133	29.4%	115	25.4%	316	293	92.7%	170	53.8%	134	42.4%	305	288	94.4%	232	76.1%	218	71.5%	1,140	1,029	90.3%	576	50.5%	503	44.1%
山梨	60	58	96.7%	32	53.3%	28	46.7%	570	464	81.4%	184	32.3%	150	26.3%	453	377	83.2%	148	32.7%	111	24.5%	470	412	87.7%	240	51.1%	223	47.4%	1,553	1,311	84.4%	604	38.9%	512	33.0%
長野	125	120	96.0%	76	60.8%	70	56.0%	1,309	1,090	83.3%	495	37.8%	433	33.1%	1,059	878	82.9%	303	28.6%	260	24.6%	1,001	947	94.6%	548	54.7%	455	45.5%	3,494	3,035	86.9%	1,422	40.7%	1,218	34.9%
岐阜	98	95	96.9%	63	64.3%	56	57.1%	1,342	1,127	84.0%	455	33.9%	347	25.9%	998	862	86.4%	334	33.5%	269	27.0%	1,039	942	90.7%	603	58.0%	552	53.1%	3,477	3,026	87.0%	1,455	41.8%	1,224	35.2%
静岡	170	162	95.3%	90	52.9%	88	51.8%	2,312	1,950	84.3%	866	37.5%	703	30.4%	1,804	1,558	86.4%	545	30.2%	421	23.3%	1,872	1,744	93.2%	1,250	66.8%	1,115	59.6%	6,158	5,414	87.9%	2,751	44.7%	2,327	37.8%
愛知	317	303	95.6%	166	52.4%	153	48.3%	4,810	4,020	83.6%	1,589	33.0%	1,188	24.7%	3,815	3,059	80.2%	956	25.1%	781	20.5%	3,535	3,272	92.6%	2,138	60.5%	1,915	54.2%	12,477	10,654	85.4%	4,849	38.9%	4,037	32.4%
三重	93	93	100.0%	53	57.0%	50	53.8%	1,275	1,040	81.6%	413	32.4%	326	25.6%	844	693	82.1%	269	31.9%	235	27.8%	859	816	95.0%	580	67.5%	527	61.4%	3,071	2,642	86.0%	1,315	42.8%	1,138	37.1%
滋賀	58	57	98.3%	42	72.4%	38	65.5%	917	756	82.4%	298	32.5%	230	25.1%	591	509	86.1%	252	42.6%	205	34.7%	647	612	94.6%	427	66.0%	403	62.3%	2,213	1,934	87.4%	1,019	46.0%	876	39.6%
京都	164	154	93.9%	96	58.5%	86	52.4%	2,255	1,663	73.7%	554	24.6%	399	17.7%	1,350	1,151	85.3%	468	34.7%	375	27.8%	1,144	1,041	91.0%	739	64.6%	658	57.5%	4,913	4,009	81.6%	1,857	37.8%	1,518	30.9%
大阪	506	478	94.5%	219	43.3%	193	38.1%	8,165	6,415	78.6%	1,929	23.6%	1,496	18.3%	5,651	4,385	77.6%	1,369	24.2%	1,097	19.4%	4,476	4,099	91.6%	2,930	65.5%	2,612	58.4%	18,798	15,377	81.8%	6,447	34.3%	5,398	28.7%
兵庫	348	333	95.7%	199	57.2%	177	50.9%	4,710	3,741	79.4%	1,317	28.0%	1,081	23.0%	3,060	2,509	82.0%	885	28.9%	673	22.0%	2,803	2,517	89.8%	1,740	62.1%	1,529	54.5%	10,921	9,100	83.3%	4,141	37.9%	3,460	31.7%
奈良	76	70	92.1%	44	57.9%	40	52.6%	1,068	890	83.3%	268	25.1%	206	19.3%	707	582	82.3%	238	33.7%	190	26.9%	562	515	91.6%	355	63.2%	315	56.0%	2,413	2,057	85.2%	905	37.5%	751	31.1%
和歌山	83	83	100.0%	52	62.7%	43	51.8%	916	736	80.3%	329	35.9%	282	30.8%	547	439	80.3%	168	30.7%	143	26.1%	471	427	90.7%	253	53.7%	220	46.7%	2,017	1,685	83.5%	802	39.8%	688	34.1%
鳥取	43	40	93.0%	30	69.8%	28	65.1%	411	351	85.4%	105	25.5%	84	20.4%	272	235	86.4%	162	59.6%	146	53.7%	277	264	95.3%	186	67.1%	172	62.1%	1,003	890	88.7%	483	48.2%	430	42.9%
島根	46	44	95.7%	28	60.9%	28	60.9%	566	414	73.1%	108	19.1%	81	14.3%	272	233	85.7%	110	40.4%	97	35.7%	337	322	95.5%	230	68.2%	213	63.2%	1,221	1,013	83.0%	476	39.0%	419	34.3%
岡山	159	145	91.2%	105	66.0%	88	55.3%	1,307	1,084	82.9%	431	33.0%	355	27.2%	1,058	883	83.5%	305	28.8%	243	23.0%	821	755	92.0%	626	76.2%	575	70.0%	3,345	2,867	85.7%	1,467	43.9%	1,261	37.7%
広島	231	222	96.1%	117	50.6%	102	44.2%	2,248	1,863	82.9%	549	24.4%	446	19.8%	1,590	1,368	86.0%	525	33.0%	452	28.4%	1,563	1,414	90.5%	1,008	64.5%	947	60.6%	5,632	4,867	86.4%	2,199	39.0%	1,947	34.6%
山口	139	135	97.1%	80	57.6%	67	48.2%	1,015	846	83.3%	276	27.2%	221	21.8%	691	586	84.8%	220	31.8%	191	27.6%	770	731	94.9%	449	58.3%	423	54.9%	2,615	2,298	87.9%	1,025	39.2%	902	34.5%
徳島	106	101	95.3%	50	47.2%	45	42.5%	600	485	80.8%	133	22.2%	100	16.7%	452	368	81.4%	112	24.8%	88	19.5%	393	361	91.9%	151	38.4%	142	36.1%	1,551	1,315	84.8%	446	28.8%	375	24.2%
香川	87	85	97.7%	48	55.2%	44	50.6%	704	609	86.5%	189	26.8%	157	22.3%	503	436	86.7%	203	40.4%	169	33.6%	534	495	92.7%	303	56.7%	295	55.2%	1,828	1,625	88.9%	743	40.6%	665	36.4%
愛媛	135	130	96.3%	92	68.1%	89	65.9%	1,020	795	77.9%	319	31.3%	277	27.2%	690	608	88.1%	261	37.8%	218	31.6%	617	571	92.5%	358	58.0%	328	53.2%	2,462	2,104	85.5%	1,030	41.8%	912	37.0%
高知	120	111	92.5%	63	52.5%	57	47.5%	420	326	77.6%	147	35.0%	129	30.7%	362	297	82.0%	131	36.2%	103	28.5%	393	361	91.9%	190	48.3%	175	44.5%	1,295	1,095	84.6%	531	41.0%	464	35.8%
福岡	452	431	95.4%	208	46.0%	178	39.4%	4,144	3,398	82.0%	981	23.7%	812	19.6%	3,192	2,759	86.4%	1,072	33.6%	894	28.0%	2,922	2,772	94.9%	1,819	62.3%	1,587	54.3%	10,710	9,360	87.4%	4,080	38.1%	3,471	32.4%
佐賀	96	92	95.8%	50	52.1%	41	42.7%	589	492	83.5%	187	31.7%	156	26.5%	425	379	89.2%	176	41.4%	142	33.4%	497	471	94.8%	246	49.5%	208	41.9%	1,607	1,434	89.2%	659	41.0%	547	34.0%
長崎	148	143	96.6%	83	56.1%	72	48.6%	1,101	936	85.0%	288	26.2%	226	20.5%	755	636	84.2%	227	30.1%	182	24.1%	723	685	94.7%	380	52.6%	298	41.2%	2,727	2,400	88.0%	978	35.9%	778	28.5%
熊本	204	194	95.1%	123	60.3%	114	55.9%	1,221	1,026	84.0%	303	24.8%	253	20.7%	893	755	84.5%	368	41.2%	313	35.1%	871	842	96.7%	447	51.3%	397	45.6%	3,189	2,817	88.3%	1,241	38.9%	1,077	33.8%
大分	152	147	96.7%	94	61.8%	84	55.3%	819	714	87.2%	287	35.0%	247	30.2%	538	475	88.3%	206	38.3%	164	30.5%	572	528	92.3%	292	51.0%	241	42.1%	2,081	1,864	89.6%	879	42.2%	736	35.4%
宮崎	132	128	97.0%	86	65.2%	75	56.8%	730	639	87.5%	299	41.0%	249	34.1%	510	461	90.4%	311	61.0%	283	55.5%	583	559	95.9%	367	63.0%	325	55.7%	1,955	1,787	91.4%	1,063	54.4%	932	47.7%
鹿児島	231	224	97.0%	145	62.8%	136	58.9%	1,121	942	84.0%	428	38.2%	378	33.7%	847	748	88.3%	388	45.8%	305	36.0%	873	810	92.8%	505	57.8%	472	54.1%	3,072	2,724	88.7%	1,466	47.7%	1,291	42.0%
沖縄	89	84	94.4%	55	61.8%	49	55.1%	826	660	79.9%	211	25.5%	170	20.6%	678	489	72.1%	186	27.4%	160	23.6%	581	530	91.2%	339	58.3%	299	51.5%	2,174	1,763	81.1%	791	36.4%	678	31.2%
	8,188	7,764	94.8%	4,412	53.9%	3,938	48.1%	89,720	71,629	79.8%	24,860	27.7%	19,863	22.1%	70,586	56,805	80.5%	20,330	28.8%	16,597	23.5%	61,370	56,799	92.6%	38,245	62.3%	34,151	55.6%	229,864	192,997	84.0%	87,847	38.2%	74,549	32.4%

（参考）市区町村別の運用開始状況一覧（9月25日時点）

○ 厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html）で公表。

	都道府県名	市区町村名	顔認証付きカードリーダー申込率	運用開始率
1	北海道	札幌市中央区	75.2%	23.7%
2	北海道	札幌市南区	79.8%	29.3%
3	北海道	札幌市北区	78.1%	28.3%
4	北海道	札幌市東区	80.3%	26.1%
5	北海道	札幌市豊平区	76.3%	29.6%
6	北海道	札幌市白石区	76.5%	26.5%
7	北海道	札幌市清田区	73.4%	25.9%
8	北海道	札幌市厚別区	76.4%	28.1%
9	北海道	札幌市西区	79.3%	30.5%
10	北海道	札幌市手稲区	82.0%	30.9%
11	北海道	江別市	75.8%	32.8%
12	北海道	新篠津村	0.0%	0.0%
13	北海道	石狩郡	84.2%	10.5%
14	北海道	石狩市	85.1%	34.3%
15	北海道	千歳市	84.5%	30.2%
16	北海道	恵庭市	80.8%	25.3%
17	北海道	北広島市	78.9%	34.4%
18	北海道	函館市	82.7%	31.8%
19	北海道	八雲町	100.0%	100.0%
20	北海道	茅部郡	84.6%	34.6%
21	北海道	上磯郡	41.7%	50.0%
22	北海道	松前郡	85.7%	50.0%
23	北海道	北斗市	78.2%	16.4%
24	北海道	山越郡	83.3%	50.0%
25	北海道	亀田郡	78.0%	17.1%
26	北海道	二海郡	81.3%	50.0%
27	北海道	檜山郡	77.3%	36.4%
28	北海道	奥尻郡	33.3%	33.3%
29	北海道	爾志郡	100.0%	100.0%
30	北海道	久遠郡	100.0%	66.7%
31	北海道	瀬棚郡	85.7%	42.9%
32	北海道	小樽市	77.7%	29.3%
33	北海道	寿都郡	75.0%	12.5%
34	北海道	島牧郡	100.0%	0.0%
35	北海道	虻田郡	84.4%	29.7%
36	北海道	磯谷郡	75.0%	50.0%
37	北海道	古宇郡	50.0%	25.0%
38	北海道	岩内郡	78.1%	31.3%
39	北海道	積丹郡	100.0%	33.3%
40	北海道	余市郡	78.3%	21.7%
41	北海道	古平郡	100.0%	0.0%
42	北海道	旭川市	82.0%	31.7%
43	北海道	空知郡	76.2%	28.6%
44	北海道	富良野市	79.5%	28.2%
45	北海道	勇払郡	80.8%	19.2%
46	北海道	上川郡	75.3%	32.1%
47	北海道	中川郡	68.9%	36.1%
48	北海道	士別市	81.5%	29.6%
49	北海道	名寄市	86.8%	31.6%
50	北海道	登別市	81.0%	34.5%
51	北海道	室蘭市	78.6%	27.9%
52	北海道	白老郡	75.0%	16.7%
53	北海道	苫小牧市	87.4%	33.3%
54	北海道	伊達市	83.3%	36.0%
55	北海道	有珠郡	100.0%	66.7%
56	北海道	浦河郡	100.0%	33.3%
57	北海道	沙流郡	66.7%	19.0%
58	北海道	幌泉郡	100.0%	20.0%
59	北海道	日高郡	69.9%	23.3%
60	北海道	新冠郡	75.0%	25.0%
61	北海道	様似郡	100.0%	75.0%
62	北海道	釧路市	86.0%	36.6%
63	北海道	根室市	84.0%	20.0%
64	北海道	野付郡	91.7%	50.0%
65	北海道	標津郡	85.7%	25.0%
66	北海道	目梨郡	50.0%	0.0%
67	北海道	川上郡	86.7%	26.7%
68	北海道	厚岸郡	84.6%	46.2%
69	北海道	阿寒郡	100.0%	66.7%
70	北海道	白糠郡	75.0%	25.0%
71	北海道	釧路郡	88.0%	20.0%
72	北海道	帯広市	87.7%	30.5%
73	北海道	河西郡	95.8%	25.0%
74	北海道	足寄郡	92.3%	38.5%
75	北海道	河東郡	85.7%	31.7%
76	北海道	広尾郡	89.5%	26.3%
77	北海道	十勝郡	75.0%	75.0%
78	北海道	常呂郡	90.9%	45.5%
79	北海道	北見市	83.8%	38.9%
80	北海道	紋別市	84.6%	42.3%
81	北海道	紋別郡	77.4%	35.8%
82	北海道	網走郡	84.2%	34.2%
83	北海道	網走市	77.1%	31.3%
84	北海道	斜里郡	72.2%	16.7%
85	北海道	岩見沢市	72.7%	24.5%
86	北海道	夕張郡	78.8%	30.8%
87	北海道	夕張市	61.5%	15.4%
88	北海道	三笠市	80.0%	30.0%
89	北海道	美唄市	85.3%	32.4%
90	北海道	樺戸郡	93.3%	13.3%
91	北海道	増毛郡	100.0%	25.0%
92	北海道	苫前郡	75.0%	29.2%
93	北海道	留萌郡	75.0%	0.0%
94	北海道	留萌市	84.2%	42.1%
95	北海道	稚内市	80.0%	45.0%
96	北海道	利尻郡	80.0%	50.0%
97	北海道	天塩郡	73.3%	60.0%
98	北海道	枝幸郡	86.7%	60.0%
99	北海道	礼文郡	100.0%	75.0%
100	北海道	宗谷郡	66.7%	33.3%
101	北海道	砂川市	87.5%	25.0%
102	北海道	歌志内市	100.0%	66.7%
103	北海道	赤平市	71.4%	35.7%
104	北海道	芦別市	77.8%	27.8%
105	北海道	深川市	74.4%	33.3%
106	北海道	雨竜郡	61.1%	33.3%
107	北海道	滝川市	86.3%	38.4%
108	青森	青森市	81.5%	36.0%
109	青森	弘前市	84.0%	37.6%
110	青森	八戸市	84.3%	39.4%
111	青森	黒石市	89.2%	45.9%
112	青森	五所川原市	87.9%	52.5%
113	青森	十和田市	80.5%	34.5%
114	青森	三沢市	83.3%	47.9%
115	青森	むつ市	81.9%	40.3%
116	青森	つがる市	90.5%	52.4%
117	青森	平川市	83.9%	38.7%
118	青森	東津軽郡平内町	84.0%	44.0%
119	青森	西津軽郡	80.0%	33.3%
120	青森	南津軽郡	80.0%	36.0%

（参考）市区町村別の運用開始状況一覧（9月25日時点）

	都道府県名	市区町村名	顔認証付きカードリーダー申込率	運用開始率
121	青森	北津軽郡	80.6%	27.8%
122	青森	上北郡	83.2%	40.6%
123	青森	三戸郡	94.3%	56.6%
124	岩手	盛岡市	85.9%	40.2%
125	岩手	宮古市	85.2%	38.3%
126	岩手	大船渡市	81.8%	52.7%
127	岩手	花巻市	83.8%	42.9%
128	岩手	北上市	85.3%	45.5%
129	岩手	久慈市	77.3%	43.2%
130	岩手	遠野市	83.3%	38.9%
131	岩手	一関市	86.7%	43.9%
132	岩手	陸前高田市	95.8%	66.7%
133	岩手	釜石市	78.4%	43.1%
134	岩手	二戸市	87.0%	50.0%
135	岩手	八幡平市	84.8%	54.5%
136	岩手	奥州市	82.4%	45.1%
137	岩手	滝沢市	85.7%	58.9%
138	岩手	岩手郡	76.2%	50.0%
139	岩手	紫波郡	81.3%	42.7%
140	岩手	和賀郡	90.9%	27.3%
141	岩手	胆沢郡	92.9%	28.6%
142	岩手	西磐井郡	100.0%	75.0%
143	岩手	気仙郡	100.0%	100.0%
144	岩手	上閉伊郡	93.8%	43.8%
145	岩手	下閉伊郡	93.3%	33.3%
146	岩手	九戸郡	93.1%	62.1%
147	岩手	二戸郡	76.2%	42.9%
148	宮城	石巻市	73.5%	29.9%
149	宮城	塩竈市	71.3%	34.0%
150	宮城	気仙沼市	77.8%	30.9%
151	宮城	白石市	91.1%	44.6%
152	宮城	名取市	74.2%	37.5%
153	宮城	角田市	81.8%	30.3%
154	宮城	多賀城市	81.7%	31.2%
155	宮城	岩沼市	87.5%	25.0%
156	宮城	登米市	77.0%	32.0%
157	宮城	栗原市	79.4%	30.8%
158	宮城	東松島市	81.8%	40.0%
159	宮城	大崎市	72.4%	29.5%
160	宮城	富谷市	77.8%	39.7%
161	宮城	刈田郡	81.3%	43.8%
162	宮城	柴田郡	83.1%	39.7%
163	宮城	亘理郡	82.4%	35.3%
164	宮城	宮城郡	80.0%	38.7%
165	宮城	黒川郡	88.1%	31.0%
166	宮城	加美郡	86.5%	24.3%
167	宮城	遠田郡	76.7%	23.3%
168	宮城	牡鹿郡	75.0%	75.0%
169	宮城	本吉郡	69.2%	23.1%
170	宮城	仙台市青葉区	76.5%	32.8%
171	宮城	仙台市宮城野区	80.6%	37.2%
172	宮城	仙台市若林区	79.8%	31.9%
173	宮城	仙台市太白区	82.1%	38.7%
174	宮城	仙台市泉区	84.7%	41.4%
175	秋田	秋田市	82.9%	38.9%
176	秋田	能代市	80.0%	47.3%
177	秋田	横手市	79.5%	41.6%
178	秋田	大館市	85.2%	44.4%
179	秋田	由利本荘市	83.7%	43.1%
180	秋田	男鹿市	78.6%	31.0%
181	秋田	湯沢市	77.4%	35.5%
182	秋田	大仙市	84.6%	47.0%
183	秋田	鹿角市	85.7%	47.6%
184	秋田	潟上市	75.0%	31.3%
185	秋田	北秋田市	86.4%	52.3%
186	秋田	仙北市	66.7%	31.0%
187	秋田	にかほ市	77.8%	37.0%
188	秋田	鹿角郡	60.0%	60.0%
189	秋田	北秋田郡	50.0%	50.0%
190	秋田	山本郡	73.9%	30.4%
191	秋田	南秋田郡	66.7%	59.3%
192	秋田	仙北郡	86.7%	53.3%
193	秋田	雄勝郡	88.9%	50.0%
194	山形	山形市	83.1%	41.5%
195	山形	米沢市	83.2%	34.3%
196	山形	鶴岡市	78.1%	28.6%
197	山形	酒田市	84.9%	46.4%
198	山形	新庄市	80.6%	29.9%
199	山形	寒河江市	84.8%	32.9%
200	山形	上山市	84.5%	41.4%
201	山形	村山市	83.3%	44.4%
202	山形	長井市	93.5%	39.1%
203	山形	天童市	82.4%	32.4%
204	山形	東根市	87.7%	47.9%
205	山形	尾花沢市	93.8%	75.0%
206	山形	南陽市	72.7%	21.8%
207	山形	東村山郡	79.3%	27.6%
208	山形	西村山郡	81.5%	38.5%
209	山形	北村山郡	80.0%	20.0%
210	山形	最上郡	75.0%	40.6%
211	山形	東置賜郡	83.3%	44.4%
212	山形	西置賜郡	80.8%	53.8%
213	山形	東田川郡	69.0%	27.6%
214	山形	飽海郡	72.7%	36.4%
215	福島	福島市	82.5%	31.3%
216	福島	会津若松市	81.2%	34.9%
217	福島	郡山市	83.5%	33.3%
218	福島	いわき市	77.1%	25.6%
219	福島	白河市	78.4%	28.8%
220	福島	須賀川市	80.3%	34.2%
221	福島	喜多方市	67.1%	27.1%
222	福島	相馬市	78.3%	28.3%
223	福島	二本松市	86.6%	37.8%
224	福島	田村市	73.3%	28.9%
225	福島	南相馬市	80.0%	33.3%
226	福島	本宮市	94.7%	52.6%
227	福島	伊達郡	86.3%	37.3%
228	福島	岩瀬郡	76.0%	36.0%
229	福島	南会津郡	77.1%	34.3%
230	福島	耶麻郡	69.7%	30.3%
231	福島	河沼郡	75.0%	25.0%
232	福島	大沼郡	75.0%	37.5%
233	福島	西白河郡	79.6%	38.9%
234	福島	東白川郡	93.9%	39.4%
235	福島	石川郡	79.2%	22.9%
236	福島	田村郡	93.9%	39.4%
237	福島	双葉郡	41.7%	18.8%
238	福島	相馬郡	100.0%	42.9%
239	福島	安達郡	50.0%	0.0%
240	茨城	水戸市	79.7%	34.8%

（参考）市区町村別の運用開始状況一覧（9月25日時点）

	都道府県名	市区町村名	顔認証付きカードリーダー申込率	運用開始率
241	茨城	日立市	72.2%	34.0%
242	茨城	土浦市	79.0%	34.4%
243	茨城	古河市	80.3%	34.4%
244	茨城	石岡市	75.0%	25.9%
245	茨城	筑西市	74.1%	29.9%
246	茨城	結城市	80.3%	35.5%
247	茨城	龍ケ崎市	79.7%	30.1%
248	茨城	下妻市	83.1%	36.9%
249	茨城	常総市	71.2%	28.8%
250	茨城	常陸太田市	80.0%	36.7%
251	茨城	高萩市	70.0%	28.0%
252	茨城	北茨城市	77.8%	40.7%
253	茨城	笠間市	82.3%	35.4%
254	茨城	取手市	73.2%	26.1%
255	茨城	坂東市	73.8%	34.4%
256	茨城	牛久市	78.6%	30.0%
257	茨城	つくば市	79.4%	34.2%
258	茨城	ひたちなか市	80.7%	39.9%
259	茨城	鹿嶋市	75.3%	49.5%
260	茨城	潮来市	66.7%	38.9%
261	茨城	守谷市	77.1%	28.0%
262	茨城	常陸大宮市	79.6%	33.3%
263	茨城	那珂市	74.4%	31.7%
264	茨城	稲敷市	79.1%	34.9%
265	茨城	かすみがうら市	73.7%	31.6%
266	茨城	神栖市	79.1%	31.3%
267	茨城	行方市	75.0%	46.9%
268	茨城	東茨城郡	73.3%	34.9%
269	茨城	那珂郡	82.1%	38.5%
270	茨城	久慈郡	88.2%	47.1%
271	茨城	稲敷郡	80.4%	34.8%
272	茨城	結城郡	72.2%	38.9%
273	茨城	猿島郡	66.7%	28.2%
274	茨城	北相馬郡	52.9%	0.0%
275	茨城	桜川市	85.5%	41.8%
276	茨城	鉾田市	75.6%	28.9%
277	茨城	つくばみらい市	68.3%	33.3%
278	茨城	小美玉市	81.0%	35.7%
279	栃木	宇都宮市	76.6%	30.2%
280	栃木	足利市	78.7%	30.0%

	都道府県名	市区町村名	顔認証付きカードリーダー申込率	運用開始率
281	栃木	栃木市	79.2%	36.7%
282	栃木	佐野市	78.4%	30.8%
283	栃木	鹿沼市	80.4%	32.9%
284	栃木	日光市	81.5%	35.5%
285	栃木	小山市	81.0%	30.0%
286	栃木	真岡市	76.1%	29.0%
287	栃木	大田原市	64.8%	28.7%
288	栃木	矢板市	76.6%	17.0%
289	栃木	那須塩原市	79.1%	22.2%
290	栃木	さくら市	84.9%	28.3%
291	栃木	那須烏山市	65.7%	28.6%
292	栃木	下野市	83.6%	48.4%
293	栃木	河内郡	78.4%	18.9%
294	栃木	下都賀郡	81.2%	34.7%
295	栃木	那須郡	71.1%	23.7%
296	栃木	塩谷郡	64.6%	22.9%
297	栃木	芳賀郡	71.6%	28.4%
298	群馬	前橋市	81.4%	26.8%
299	群馬	伊勢崎市	82.8%	26.8%
300	群馬	沼田市	76.1%	33.0%
301	群馬	桐生市	75.9%	29.0%
302	群馬	渋川市	82.7%	29.1%
303	群馬	みどり市	82.1%	29.8%
304	群馬	利根郡	75.9%	27.6%
305	群馬	佐波郡	80.0%	15.6%
306	群馬	高崎市	77.7%	26.8%
307	群馬	藤岡市	84.4%	26.6%
308	群馬	富岡市	84.6%	23.1%
309	群馬	安中市	81.3%	27.5%
310	群馬	北群馬郡	77.8%	26.7%
311	群馬	多野郡	50.0%	0.0%
312	群馬	甘楽郡	77.5%	22.5%
313	群馬	吾妻郡	65.3%	26.4%
314	群馬	太田市	80.1%	26.6%
315	群馬	館林市	81.3%	33.1%
316	群馬	邑楽郡	77.6%	32.8%
317	埼玉	さいたま市南区	74.6%	28.8%
318	埼玉	さいたま市浦和区	68.0%	24.8%
319	埼玉	さいたま市緑区	80.9%	40.5%
320	埼玉	さいたま市桜区	77.0%	25.0%

	都道府県名	市区町村名	顔認証付きカードリーダー申込率	運用開始率
321	埼玉	川口市	72.3%	28.5%
322	埼玉	さいたま市北区	78.4%	33.3%
323	埼玉	さいたま市大宮区	71.6%	22.4%
324	埼玉	さいたま市西区	78.2%	41.8%
325	埼玉	さいたま市見沼区	75.4%	27.5%
326	埼玉	さいたま市中央区	76.4%	31.8%
327	埼玉	川越市	75.5%	28.0%
328	埼玉	久喜市	74.0%	28.5%
329	埼玉	南埼玉郡	85.3%	23.5%
330	埼玉	白岡市	75.0%	25.0%
331	埼玉	春日部市	73.8%	28.1%
332	埼玉	さいたま市岩槻区	79.5%	31.5%
333	埼玉	越谷市	77.0%	27.2%
334	埼玉	八潮市	74.3%	27.5%
335	埼玉	北葛飾郡	73.3%	20.0%
336	埼玉	三郷市	75.4%	23.5%
337	埼玉	北足立郡	83.3%	33.3%
338	埼玉	蕨市	77.0%	31.1%
339	埼玉	上尾市	74.2%	32.2%
340	埼玉	鴻巣市	74.6%	31.8%
341	埼玉	草加市	75.9%	27.1%
342	埼玉	戸田市	78.7%	31.0%
343	埼玉	朝霞市	73.7%	33.3%
344	埼玉	志木市	72.0%	26.0%
345	埼玉	和光市	76.8%	28.3%
346	埼玉	入間郡	82.9%	36.0%
347	埼玉	所沢市	74.4%	27.2%
348	埼玉	飯能市	70.4%	25.9%
349	埼玉	狭山市	79.7%	34.4%
350	埼玉	入間市	74.6%	23.7%
351	埼玉	富士見市	71.3%	25.1%
352	埼玉	ふじみ野市	74.4%	23.3%
353	埼玉	熊谷市	72.6%	30.2%
354	埼玉	比企郡	75.1%	32.4%
355	埼玉	東松山市	71.4%	24.6%
356	埼玉	加須市	75.5%	33.8%
357	埼玉	行田市	78.4%	28.4%
358	埼玉	羽生市	84.2%	32.9%
359	埼玉	児玉郡	89.7%	33.8%
360	埼玉	本庄市	83.7%	35.4%

（参考）市区町村別の運用開始状況一覧（9月25日時点）

	都道府県名	市区町村名	顔認証付きカードリーダー申込率	運用開始率
361	埼玉	大里郡	74.5%	21.6%
362	埼玉	深谷市	80.3%	35.4%
363	埼玉	秩父郡	66.7%	22.2%
364	埼玉	秩父市	71.0%	25.8%
365	埼玉	新座市	71.3%	29.2%
366	埼玉	桶川市	66.0%	20.4%
367	埼玉	北本市	70.6%	22.7%
368	埼玉	蓮田市	70.8%	32.3%
369	埼玉	坂戸市	72.7%	39.0%
370	埼玉	幸手市	76.7%	31.4%
371	埼玉	鶴ヶ島市	75.0%	33.0%
372	埼玉	日高市	78.3%	26.7%
373	埼玉	吉川市	78.2%	22.8%
374	千葉	千葉市中央区	72.2%	24.9%
375	千葉	千葉市若葉区	73.6%	25.9%
376	千葉	千葉市緑区	75.7%	28.4%
377	千葉	千葉市花見川区	72.5%	26.7%
378	千葉	千葉市美浜区	74.4%	30.7%
379	千葉	千葉市稲毛区	72.9%	24.9%
380	千葉	習志野市	76.6%	30.2%
381	千葉	八千代市	72.2%	24.2%
382	千葉	市原市	78.3%	31.2%
383	千葉	大網白里市	71.1%	30.3%
384	千葉	山武郡	78.2%	30.9%
385	千葉	東金市	72.8%	27.2%
386	千葉	袖ケ浦市	77.1%	36.1%
387	千葉	木更津市	75.9%	32.5%
388	千葉	君津市	80.5%	28.3%
389	千葉	富津市	79.0%	21.0%
390	千葉	銚子市	71.6%	19.8%
391	千葉	旭市	74.5%	30.2%
392	千葉	浦安市	80.0%	28.0%
393	千葉	野田市	75.4%	23.2%
394	千葉	柏市	74.8%	30.0%
395	千葉	流山市	75.0%	27.8%
396	千葉	松戸市	71.9%	26.4%
397	千葉	我孫子市	74.9%	24.6%
398	千葉	鎌ケ谷市	73.3%	21.1%
399	千葉	市川市	71.4%	22.0%
400	千葉	船橋市	74.4%	28.0%

	都道府県名	市区町村名	顔認証付きカードリーダー申込率	運用開始率
401	千葉	香取郡	55.6%	33.3%
402	千葉	茂原市	77.5%	27.0%
403	千葉	長生郡	83.3%	26.4%
404	千葉	安房郡	76.9%	23.1%
405	千葉	館山市	72.3%	20.8%
406	千葉	夷隅郡	81.0%	42.9%
407	千葉	勝浦市	85.7%	19.0%
408	千葉	鴨川市	70.8%	20.8%
409	千葉	印西市	78.3%	28.7%
410	千葉	印旛郡	74.0%	32.0%
411	千葉	佐倉市	77.1%	31.4%
412	千葉	成田市	78.9%	32.1%
413	千葉	四街道市	80.6%	26.9%
414	千葉	八街市	78.6%	29.8%
415	千葉	白井市	76.8%	37.8%
416	千葉	富里市	73.9%	24.6%
417	千葉	いすみ市	87.3%	23.6%
418	千葉	匝瑳市	78.0%	33.9%
419	千葉	南房総市	76.9%	21.2%
420	千葉	香取市	74.6%	32.5%
421	千葉	山武市	75.0%	30.9%
422	東京	千代田区	63.8%	20.9%
423	東京	中央区	64.1%	19.9%
424	東京	港区	63.0%	19.4%
425	東京	御蔵島村	0.0%	0.0%
426	東京	新島村	100.0%	0.0%
427	東京	青ヶ島村	0.0%	0.0%
428	東京	三宅島三宅村	50.0%	0.0%
429	東京	利島村	0.0%	0.0%
430	東京	神津島村	0.0%	0.0%
431	東京	小笠原村	20.0%	0.0%
432	東京	大島町	37.5%	12.5%
433	東京	八丈島八丈町	50.0%	25.0%
434	東京	新宿区	66.5%	22.8%
435	東京	文京区	70.8%	23.4%
436	東京	台東区	69.3%	19.9%
437	東京	墨田区	68.3%	23.4%
438	東京	江東区	74.0%	27.3%
439	東京	品川区	71.7%	25.6%
440	東京	目黒区	70.5%	24.6%

	都道府県名	市区町村名	顔認証付きカードリーダー申込率	運用開始率
441	東京	大田区	70.4%	26.0%
442	東京	世田谷区	69.0%	23.0%
443	東京	渋谷区	58.9%	19.8%
444	東京	中野区	71.7%	27.4%
445	東京	杉並区	68.8%	21.1%
446	東京	豊島区	65.5%	18.8%
447	東京	北区	71.7%	24.6%
448	東京	荒川区	76.2%	24.9%
449	東京	板橋区	74.6%	31.2%
450	東京	練馬区	73.2%	28.5%
451	東京	足立区	71.1%	23.9%
452	東京	葛飾区	68.8%	24.3%
453	東京	江戸川区	75.2%	23.6%
454	東京	西多摩郡	70.2%	29.8%
455	東京	東村山市	77.6%	29.7%
456	東京	青梅市	74.3%	25.7%
457	東京	八王子市	74.1%	23.5%
458	東京	立川市	76.3%	26.9%
459	東京	国分寺市	71.4%	18.3%
460	東京	町田市	71.2%	23.5%
461	東京	武蔵野市	72.7%	22.8%
462	東京	国立市	70.9%	21.1%
463	東京	日野市	77.5%	32.5%
464	東京	三鷹市	78.4%	26.8%
465	東京	西東京市	73.7%	24.7%
466	東京	府中市	71.8%	25.6%
467	東京	昭島市	71.5%	21.2%
468	東京	小金井市	74.5%	26.8%
469	東京	調布市	69.8%	20.0%
470	東京	小平市	73.1%	22.8%
471	東京	福生市	71.0%	32.7%
472	東京	狛江市	75.8%	22.0%
473	東京	東大和市	76.9%	30.0%
474	東京	清瀬市	80.0%	26.7%
475	東京	東久留米市	72.2%	31.3%
476	東京	武蔵村山市	81.7%	20.4%
477	東京	多摩市	76.4%	25.2%
478	東京	稲城市	77.6%	28.7%
479	東京	あきる野市	76.3%	26.3%
480	東京	羽村市	80.7%	20.5%

（参考）市区町村別の運用開始状況一覧（9月25日時点）

	都道府県名	市区町村名	顔認証付きカードリーダー申込率	運用開始率
481	神奈川	横浜市鶴見区	68.3%	26.6%
482	神奈川	横浜市神奈川区	75.1%	25.9%
483	神奈川	横浜市西区	69.7%	22.4%
484	神奈川	横浜市中区	66.7%	20.7%
485	神奈川	横浜市南区	68.2%	25.8%
486	神奈川	横浜市保土ケ谷区	71.5%	25.2%
487	神奈川	横浜市磯子区	68.6%	24.0%
488	神奈川	横浜市金沢区	71.5%	26.1%
489	神奈川	横浜市港北区	73.2%	28.6%
490	神奈川	横浜市戸塚区	76.2%	29.7%
491	神奈川	三浦郡	63.4%	29.3%
492	神奈川	高座郡	75.9%	31.5%
493	神奈川	中郡	73.7%	23.2%
494	神奈川	足柄上郡	72.5%	23.6%
495	神奈川	愛甲郡	68.1%	19.1%
496	神奈川	横須賀市	66.8%	23.6%
497	神奈川	平塚市	73.3%	25.6%
498	神奈川	鎌倉市	69.3%	23.4%
499	神奈川	藤沢市	73.5%	25.6%
500	神奈川	小田原市	70.6%	22.5%
501	神奈川	茅ヶ崎市	72.4%	26.4%
502	神奈川	逗子市	71.2%	18.5%
503	神奈川	相模原市中央区	69.5%	27.0%
504	神奈川	相模原市南区	73.0%	23.5%
505	神奈川	相模原市緑区	69.0%	27.3%
506	神奈川	三浦市	71.2%	18.2%
507	神奈川	秦野市	73.6%	22.8%
508	神奈川	厚木市	70.7%	28.2%
509	神奈川	大和市	72.2%	25.2%
510	神奈川	横浜市港南区	72.8%	21.0%
511	神奈川	横浜市旭区	72.2%	21.4%
512	神奈川	横浜市緑区	73.2%	19.5%
513	神奈川	横浜市瀬谷区	75.7%	27.5%
514	神奈川	横浜市栄区	74.7%	29.7%
515	神奈川	横浜市泉区	78.3%	26.4%
516	神奈川	横浜市青葉区	70.7%	28.2%
517	神奈川	横浜市都筑区	75.1%	29.6%
518	神奈川	伊勢原市	70.4%	31.4%
519	神奈川	座間市	64.0%	25.6%
520	神奈川	海老名市	70.7%	21.6%

	都道府県名	市区町村名	顔認証付きカードリーダー申込率	運用開始率
521	神奈川	南足柄市	75.4%	21.1%
522	神奈川	綾瀬市	69.3%	24.0%
523	神奈川	川崎市川崎区	66.3%	24.7%
524	神奈川	川崎市幸区	70.1%	24.2%
525	神奈川	川崎市中原区	68.6%	25.9%
526	神奈川	川崎市高津区	72.7%	25.5%
527	神奈川	川崎市多摩区	73.6%	24.9%
528	神奈川	川崎市宮前区	77.3%	26.5%
529	神奈川	川崎市麻生区	72.2%	21.4%
530	新潟	新潟市中央区	75.8%	27.2%
531	新潟	新潟市北区	83.8%	41.4%
532	新潟	新潟市東区	83.5%	32.2%
533	新潟	新潟市西区	79.7%	31.5%
534	新潟	新潟市江南区	83.3%	29.2%
535	新潟	新潟市秋葉区	81.9%	20.5%
536	新潟	新潟市南区	84.0%	34.7%
537	新潟	新潟市西蒲区	81.5%	28.3%
538	新潟	長岡市	81.8%	32.8%
539	新潟	上越市	82.8%	33.2%
540	新潟	三条市	77.4%	35.7%
541	新潟	柏崎市	84.4%	36.1%
542	新潟	新発田市	81.3%	25.1%
543	新潟	小千谷市	75.5%	38.8%
544	新潟	加茂市	87.5%	29.2%
545	新潟	十日町市	80.6%	41.8%
546	新潟	見附市	71.2%	28.8%
547	新潟	村上市	72.5%	32.4%
548	新潟	燕市	84.5%	30.4%
549	新潟	糸魚川市	84.4%	29.7%
550	新潟	妙高市	88.2%	38.2%
551	新潟	五泉市	78.4%	20.3%
552	新潟	阿賀野市	86.3%	39.2%
553	新潟	佐渡市	67.9%	21.8%
554	新潟	魚沼市	87.5%	41.7%
555	新潟	南魚沼市	78.1%	40.6%
556	新潟	胎内市	81.8%	20.5%
557	新潟	北蒲原郡	92.3%	30.8%
558	新潟	西蒲原郡	94.1%	11.8%
559	新潟	東蒲原郡	93.3%	53.3%
560	新潟	三島郡	83.0%	21.3%

	都道府県名	市区町村名	顔認証付きカードリーダー申込率	運用開始率
561	新潟	南魚沼郡	90.0%	10.0%
562	新潟	中魚沼郡	70.0%	20.0%
563	新潟	刈羽郡	50.0%	0.0%
564	新潟	岩船郡	50.0%	25.0%
565	富山	富山市	85.6%	40.7%
566	富山	高岡市	86.5%	46.2%
567	富山	魚津市	86.7%	42.7%
568	富山	氷見市	85.7%	44.6%
569	富山	滑川市	84.2%	28.9%
570	富山	黒部市	87.5%	51.6%
571	富山	砺波市	88.5%	47.1%
572	富山	小矢部市	92.3%	43.6%
573	富山	中新川郡	82.1%	51.8%
574	富山	下新川郡	73.5%	32.7%
575	富山	射水市	87.1%	50.0%
576	富山	南砺市	88.2%	55.9%
577	石川	金沢市	85.5%	37.9%
578	石川	七尾市	84.4%	30.2%
579	石川	小松市	85.1%	40.0%
580	石川	輪島市	70.7%	24.4%
581	石川	珠洲市	71.4%	35.7%
582	石川	加賀市	89.8%	47.2%
583	石川	羽咋市	80.0%	40.0%
584	石川	能美郡	100.0%	50.0%
585	石川	野々市市	80.9%	33.9%
586	石川	河北郡	88.2%	31.6%
587	石川	羽咋郡	83.3%	23.3%
588	石川	鹿島郡	92.9%	7.1%
589	石川	鳳珠郡	94.9%	41.0%
590	石川	かほく市	80.4%	37.0%
591	石川	白山市	90.3%	36.1%
592	石川	能美市	89.7%	32.8%
593	福井	福井市	86.7%	39.7%
594	福井	敦賀市	78.1%	39.6%
595	福井	越前市	86.3%	41.0%
596	福井	小浜市	86.1%	47.2%
597	福井	大野市	92.3%	30.8%
598	福井	勝山市	80.0%	16.7%
599	福井	鯖江市	85.9%	36.4%
600	福井	あわら市	96.7%	33.3%

（参考）市区町村別の運用開始状況一覧（9月25日時点）

	都道府県名	市区町村名	顔認証付きカードリーダー申込率	運用開始率
601	福井	吉田郡	95.5%	54.5%
602	福井	坂井市	94.1%	38.6%
603	福井	今立郡	66.7%	33.3%
604	福井	南条郡	77.8%	22.2%
605	福井	丹生郡	85.0%	55.0%
606	福井	三方郡	80.0%	30.0%
607	福井	大飯郡	89.5%	47.4%
608	福井	三方上中郡	72.2%	27.8%
609	山梨	甲府市	71.6%	31.6%
610	山梨	山梨市	80.3%	40.9%
611	山梨	西八代郡	95.0%	45.0%
612	山梨	南巨摩郡	83.9%	25.8%
613	山梨	中巨摩郡	86.4%	32.2%
614	山梨	韮崎市	80.3%	45.5%
615	山梨	都留市	71.4%	28.6%
616	山梨	富士吉田市	76.6%	27.0%
617	山梨	南都留郡	80.6%	27.8%
618	山梨	大月市	70.5%	22.7%
619	山梨	北都留郡	25.0%	0.0%
620	山梨	南アルプス市	82.8%	35.6%
621	山梨	甲斐市	85.1%	24.6%
622	山梨	笛吹市	80.8%	26.0%
623	山梨	北杜市	81.8%	25.5%
624	山梨	上野原市	75.0%	33.3%
625	山梨	甲州市	76.5%	31.4%
626	山梨	中央市	81.4%	32.2%
627	長野	長野市	84.5%	31.0%
628	長野	松本市	82.9%	29.9%
629	長野	上田市	82.7%	34.6%
630	長野	岡谷市	79.5%	34.9%
631	長野	飯田市	79.3%	30.9%
632	長野	諏訪市	86.2%	33.0%
633	長野	須坂市	84.1%	39.8%
634	長野	小諸市	83.6%	45.2%
635	長野	伊那市	83.5%	25.2%
636	長野	駒ヶ根市	82.3%	30.6%
637	長野	中野市	81.0%	26.6%
638	長野	大町市	79.5%	40.9%
639	長野	飯山市	90.0%	50.0%
640	長野	茅野市	88.1%	23.8%

	都道府県名	市区町村名	顔認証付きカードリーダー申込率	運用開始率
641	長野	塩尻市	86.3%	27.4%
642	長野	佐久市	82.0%	30.7%
643	長野	千曲市	87.1%	28.2%
644	長野	東御市	83.3%	38.9%
645	長野	南佐久郡	82.9%	34.3%
646	長野	北佐久郡	75.9%	22.4%
647	長野	小県郡	81.8%	0.0%
648	長野	諏訪郡	88.9%	33.3%
649	長野	上伊那郡	82.5%	24.7%
650	長野	下伊那郡	76.0%	25.3%
651	長野	木曽郡	83.3%	22.2%
652	長野	東筑摩郡	86.4%	27.3%
653	長野	北安曇郡	83.7%	38.8%
654	長野	埴科郡	87.5%	37.5%
655	長野	上高井郡	83.3%	41.7%
656	長野	下高井郡	70.0%	30.0%
657	長野	上水内郡	85.0%	55.0%
658	長野	下水内郡	100.0%	25.0%
659	長野	安曇野市	80.7%	23.5%
660	岐阜	岐阜市	83.1%	32.6%
661	岐阜	関市	85.3%	32.6%
662	岐阜	美濃市	96.8%	35.5%
663	岐阜	羽島市	77.7%	25.2%
664	岐阜	各務原市	86.2%	35.4%
665	岐阜	羽島郡	81.1%	40.0%
666	岐阜	本巣郡	84.3%	27.5%
667	岐阜	本巣市	86.1%	25.0%
668	岐阜	山県市	84.2%	31.6%
669	岐阜	郡上市	90.0%	26.7%
670	岐阜	多治見市	85.3%	33.7%
671	岐阜	美濃加茂市	81.7%	29.0%
672	岐阜	加茂郡	72.5%	17.6%
673	岐阜	可児郡	82.4%	23.5%
674	岐阜	中津川市	87.9%	35.3%
675	岐阜	瑞浪市	75.4%	27.5%
676	岐阜	恵那市	76.4%	25.0%
677	岐阜	土岐市	83.3%	36.5%
678	岐阜	大垣市	77.2%	27.9%
679	岐阜	海津市	87.0%	13.0%
680	岐阜	養老郡	71.9%	21.9%

	都道府県名	市区町村名	顔認証付きカードリーダー申込率	運用開始率
681	岐阜	不破郡	85.7%	45.2%
682	岐阜	安八郡	86.8%	18.9%
683	岐阜	揖斐郡	86.5%	34.8%
684	岐阜	高山市	79.4%	30.0%
685	岐阜	下呂市	70.2%	22.8%
686	岐阜	大野郡	100.0%	66.7%
687	岐阜	可児市	76.2%	27.3%
688	岐阜	瑞穂市	85.7%	35.7%
689	岐阜	飛騨市	78.9%	39.5%
690	静岡	賀茂郡	77.5%	38.0%
691	静岡	下田市	81.0%	42.9%
692	静岡	田方郡	89.1%	38.2%
693	静岡	伊豆市	74.4%	14.0%
694	静岡	伊豆の国市	80.3%	22.4%
695	静岡	伊東市	78.1%	26.6%
696	静岡	熱海市	73.7%	27.6%
697	静岡	三島市	84.3%	34.1%
698	静岡	沼津市	83.3%	33.7%
699	静岡	御殿場市	83.3%	29.2%
700	静岡	駿東郡	86.0%	29.3%
701	静岡	裾野市	97.1%	44.3%
702	静岡	富士宮市	82.4%	29.1%
703	静岡	富士市	80.8%	35.2%
704	静岡	静岡市清水区	82.0%	34.2%
705	静岡	静岡市葵区	84.7%	34.8%
706	静岡	静岡市駿河区	88.1%	38.7%
707	静岡	焼津市	85.7%	34.3%
708	静岡	藤枝市	84.2%	39.3%
709	静岡	島田市	86.2%	34.6%
710	静岡	榛原郡	83.3%	39.6%
711	静岡	牧之原市	75.4%	32.8%
712	静岡	御前崎市	82.5%	47.5%
713	静岡	菊川市	86.2%	30.8%
714	静岡	掛川市	81.1%	37.1%
715	静岡	浜松市天竜区	77.5%	22.5%
716	静岡	周智郡	58.8%	35.3%
717	静岡	袋井市	89.9%	40.3%
718	静岡	浜松市浜北区	83.6%	34.2%
719	静岡	磐田市	85.7%	36.3%
720	静岡	浜松市中区	84.3%	36.6%

（参考）市区町村別の運用開始状況一覧（9月25日時点）

	都道府県名	市区町村名	顔認証付きカードリーダー申込率	運用開始率
721	静岡	浜松市西区	86.1%	34.4%
722	静岡	浜松市南区	85.6%	39.2%
723	静岡	浜松市東区	83.5%	39.3%
724	静岡	浜松市北区	83.8%	30.0%
725	静岡	湖西市	84.9%	34.2%
726	愛知	名古屋市千種区	68.6%	23.2%
727	愛知	名古屋市東区	67.1%	25.0%
728	愛知	名古屋市北区	74.3%	31.0%
729	愛知	名古屋市西区	74.5%	26.9%
730	愛知	名古屋市中村区	72.1%	29.7%
731	愛知	名古屋市中区	67.9%	24.1%
732	愛知	名古屋市昭和区	78.0%	27.6%
733	愛知	名古屋市瑞穂区	79.7%	26.1%
734	愛知	名古屋市熱田区	78.5%	28.9%
735	愛知	名古屋市中川区	82.8%	31.7%
736	愛知	名古屋市港区	75.6%	30.5%
737	愛知	名古屋市南区	78.8%	32.9%
738	愛知	名古屋市守山区	83.4%	32.8%
739	愛知	名古屋市緑区	81.4%	26.1%
740	愛知	名古屋市名東区	78.1%	30.1%
741	愛知	名古屋市天白区	81.6%	28.3%
742	愛知	豊橋市	80.4%	25.5%
743	愛知	岡崎市	77.8%	32.5%
744	愛知	一宮市	82.7%	29.7%
745	愛知	瀬戸市	79.2%	36.6%
746	愛知	半田市	77.7%	31.9%
747	愛知	春日井市	83.9%	35.1%
748	愛知	豊川市	84.7%	28.7%
749	愛知	津島市	75.8%	30.6%
750	愛知	碧南市	84.8%	34.8%
751	愛知	刈谷市	81.8%	29.6%
752	愛知	豊田市	79.6%	28.0%
753	愛知	安城市	78.0%	23.5%
754	愛知	西尾市	77.6%	26.9%
755	愛知	蒲郡市	77.2%	26.2%
756	愛知	犬山市	77.3%	30.9%
757	愛知	常滑市	89.3%	34.5%
758	愛知	江南市	79.8%	33.9%
759	愛知	小牧市	77.6%	28.3%
760	愛知	稲沢市	81.6%	32.7%

	都道府県名	市区町村名	顔認証付きカードリーダー申込率	運用開始率
761	愛知	新城市	75.0%	30.3%
762	愛知	東海市	82.4%	34.5%
763	愛知	大府市	84.1%	31.7%
764	愛知	知多市	75.7%	29.9%
765	愛知	知立市	69.4%	27.1%
766	愛知	尾張旭	100.0%	100.0%
767	愛知	尾張旭市	81.9%	32.5%
768	愛知	高浜市	83.7%	28.6%
769	愛知	岩倉市	81.7%	22.5%
770	愛知	豊明市	79.8%	23.2%
771	愛知	日進市	83.1%	24.7%
772	愛知	愛知郡	85.4%	32.9%
773	愛知	西春日井郡	70.6%	17.6%
774	愛知	丹羽郡	78.6%	34.5%
775	愛知	海部郡	73.5%	28.7%
776	愛知	知多郡	75.7%	25.4%
777	愛知	額田郡	83.0%	25.5%
778	愛知	みよし市	80.5%	33.3%
779	愛知	北設楽郡	86.7%	26.7%
780	愛知	田原市	79.7%	28.4%
781	愛知	愛西市	82.4%	29.7%
782	愛知	清須市	80.8%	27.9%
783	愛知	北名古屋市	82.3%	34.7%
784	愛知	弥富市	76.1%	40.8%
785	愛知	あま市	77.4%	32.2%
786	愛知	長久手市	80.6%	28.6%
787	三重	桑名市	78.6%	39.5%
788	三重	四日市市	80.9%	36.1%
789	三重	鈴鹿市	85.6%	39.8%
790	三重	亀山市	88.7%	46.5%
791	三重	津市	79.4%	30.5%
792	三重	松阪市	79.5%	33.4%
793	三重	伊勢市	80.0%	32.6%
794	三重	鳥羽市	76.0%	28.0%
795	三重	尾鷲市	64.1%	20.5%
796	三重	熊野市	57.1%	16.7%
797	三重	伊賀市	83.6%	35.1%
798	三重	名張市	79.4%	38.9%
799	三重	いなべ市	80.0%	34.0%
800	三重	桑名郡	100.0%	50.0%

	都道府県名	市区町村名	顔認証付きカードリーダー申込率	運用開始率
801	三重	員弁郡	85.7%	28.6%
802	三重	三重郡	86.5%	36.5%
803	三重	多気郡	79.3%	29.3%
804	三重	度会郡	77.2%	21.1%
805	三重	志摩市	82.3%	19.8%
806	三重	北牟婁郡	66.7%	16.7%
807	三重	南牟婁郡	71.4%	32.1%
808	滋賀	大津市	82.1%	35.6%
809	滋賀	彦根市	86.2%	34.9%
810	滋賀	長浜市	84.5%	42.8%
811	滋賀	近江八幡市	79.2%	35.4%
812	滋賀	東近江市	87.2%	35.9%
813	滋賀	草津市	81.7%	37.9%
814	滋賀	守山市	85.7%	41.4%
815	滋賀	栗東市	88.7%	43.4%
816	滋賀	野洲市	87.5%	35.0%
817	滋賀	甲賀市	81.3%	36.7%
818	滋賀	蒲生郡	89.2%	40.5%
819	滋賀	犬上郡	82.4%	17.6%
820	滋賀	高島市	83.9%	33.3%
821	滋賀	湖南市	72.3%	33.8%
822	滋賀	米原市	80.9%	29.8%
823	京都	京都市北区	77.6%	28.2%
824	京都	京都市上京区	76.5%	30.0%
825	京都	京都市中京区	73.7%	26.5%
826	京都	京都市下京区	73.5%	28.8%
827	京都	京都市南区	75.0%	29.4%
828	京都	京都市左京区	74.2%	26.8%
829	京都	京都市右京区	72.6%	27.7%
830	京都	京都市東山区	67.3%	32.7%
831	京都	京都市伏見区	75.5%	28.9%
832	京都	乙訓郡	71.4%	35.7%
833	京都	久世郡	90.9%	45.5%
834	京都	宇治市	79.7%	26.9%
835	京都	綴喜郡	69.2%	46.2%
836	京都	相楽郡	77.0%	18.9%
837	京都	船井郡	83.3%	16.7%
838	京都	亀岡市	74.4%	24.0%
839	京都	綾部市	78.3%	37.0%
840	京都	与謝郡	69.2%	35.9%

（参考）市区町村別の運用開始状況一覧（9月25日時点）

	都道府県名	市区町村名	顔認証付きカードリーダー申込率	運用開始率
841	京都	宮津市	77.8%	33.3%
842	京都	福知山市	72.9%	22.6%
843	京都	舞鶴市	76.9%	38.1%
844	京都	城陽市	74.6%	29.7%
845	京都	八幡市	78.9%	29.5%
846	京都	長岡京市	74.8%	26.5%
847	京都	向日市	82.5%	25.8%
848	京都	京田辺市	84.7%	28.8%
849	京都	京丹後市	71.6%	25.4%
850	京都	南丹市	75.4%	26.3%
851	京都	木津川市	76.1%	28.3%
852	京都	京都市西京区	72.4%	27.6%
853	京都	京都市山科区	75.1%	29.3%
854	大阪	堺市北区	77.0%	26.8%
855	大阪	堺市堺区	75.1%	20.3%
856	大阪	堺市中区	76.1%	28.9%
857	大阪	堺市東区	69.9%	20.9%
858	大阪	堺市西区	76.4%	25.1%
859	大阪	堺市南区	74.8%	25.2%
860	大阪	堺市美原区	70.7%	26.8%
861	大阪	大阪市福島区	72.9%	25.8%
862	大阪	寝屋川市	72.7%	29.2%
863	大阪	大阪市港区	72.7%	28.6%
864	大阪	和泉市	74.1%	24.6%
865	大阪	泉大津市	75.8%	24.2%
866	大阪	河内長野市	80.1%	31.4%
867	大阪	大阪市東住吉区	74.7%	24.7%
868	大阪	高槻市	79.9%	26.7%
869	大阪	大阪市西淀川区	69.9%	26.4%
870	大阪	岸和田市	73.2%	22.6%
871	大阪	泉北郡	72.9%	25.6%
872	大阪	貝塚市	77.0%	34.1%
873	大阪	箕面市	76.9%	24.1%
874	大阪	大阪市東成区	74.7%	24.0%
875	大阪	吹田市	80.4%	29.2%
876	大阪	大阪市天王寺区	74.5%	28.3%
877	大阪	大阪市西区	72.9%	27.8%
878	大阪	大東市	75.9%	30.5%
879	大阪	大阪市住吉区	74.3%	25.4%
880	大阪	大阪市生野区	69.8%	20.7%

	都道府県名	市区町村名	顔認証付きカードリーダー申込率	運用開始率
881	大阪	大阪市阿倍野区	75.4%	26.8%
882	大阪	枚方市	80.4%	27.8%
883	大阪	池田市	77.2%	27.0%
884	大阪	門真市	77.2%	27.2%
885	大阪	大阪市大正区	69.6%	23.7%
886	大阪	大阪市此花区	74.6%	29.5%
887	大阪	大阪市東淀川区	76.3%	27.2%
888	大阪	大阪市旭区	73.9%	23.4%
889	大阪	守口市	75.7%	28.0%
890	大阪	大阪市西成区	68.9%	17.7%
891	大阪	藤井寺市	76.5%	27.8%
892	大阪	南河内郡	77.4%	45.2%
893	大阪	交野市	74.6%	32.2%
894	大阪	摂津市	77.2%	24.4%
895	大阪	羽曳野市	75.7%	22.5%
896	大阪	豊中市	73.1%	25.8%
897	大阪	大阪市北区	72.5%	26.6%
898	大阪	茨木市	76.4%	30.2%
899	大阪	大阪市浪速区	77.2%	35.2%
900	大阪	大阪市城東区	76.0%	27.0%
901	大阪	泉佐野市	72.6%	26.4%
902	大阪	柏原市	71.8%	19.1%
903	大阪	豊能郡	84.2%	18.4%
904	大阪	松原市	74.8%	26.6%
905	大阪	富田林市	78.5%	24.9%
906	大阪	東大阪市	72.9%	26.1%
907	大阪	大阪市都島区	74.4%	29.5%
908	大阪	高石市	70.7%	22.0%
909	大阪	八尾市	72.9%	24.9%
910	大阪	泉南市	71.4%	20.8%
911	大阪	四條畷市	74.7%	33.7%
912	大阪	大阪市平野区	78.8%	26.5%
913	大阪	大阪市住之江区	79.9%	27.6%
914	大阪	堺市	100.0%	100.0%
915	大阪	大阪市淀川区	74.9%	28.2%
916	大阪	大阪市鶴見区	75.4%	30.3%
917	大阪	大阪狭山市	79.5%	23.6%
918	大阪	大阪市中央区	68.9%	22.8%
919	大阪	阪南市	78.1%	25.0%
920	兵庫	神戸市東灘区	75.9%	27.2%

	都道府県名	市区町村名	顔認証付きカードリーダー申込率	運用開始率
921	兵庫	神戸市灘区	76.4%	25.1%
922	兵庫	神戸市兵庫区	71.2%	27.7%
923	兵庫	神戸市長田区	73.6%	25.0%
924	兵庫	神戸市須磨区	74.1%	24.8%
925	兵庫	神戸市垂水区	75.4%	30.1%
926	兵庫	西宮市	77.3%	23.7%
927	兵庫	芦屋市	69.5%	19.3%
928	兵庫	宝塚市	79.0%	28.8%
929	兵庫	三田市	75.7%	30.5%
930	兵庫	丹波市	84.8%	44.6%
931	兵庫	丹波篠山市	78.1%	34.4%
932	兵庫	洲本市	65.1%	23.6%
933	兵庫	淡路市	79.3%	22.0%
934	兵庫	南あわじ市	67.8%	22.2%
935	兵庫	西脇市	87.2%	37.2%
936	兵庫	小野市	83.7%	41.3%
937	兵庫	明石市	75.0%	28.7%
938	兵庫	高砂市	81.1%	37.1%
939	兵庫	加古川市	78.1%	32.9%
940	兵庫	三木市	82.5%	36.5%
941	兵庫	加東市	75.8%	40.9%
942	兵庫	加西市	79.2%	38.9%
943	兵庫	多可郡	90.3%	45.2%
944	兵庫	加古郡	76.8%	26.3%
945	兵庫	尼崎市	75.2%	25.7%
946	兵庫	川西市	75.3%	28.1%
947	兵庫	川辺郡	81.8%	36.4%
948	兵庫	伊丹市	75.2%	27.6%
949	兵庫	神崎郡	80.6%	22.2%
950	兵庫	姫路市	84.2%	33.9%
951	兵庫	たつの市	81.2%	35.9%
952	兵庫	佐用郡	76.9%	30.8%
953	兵庫	宍粟市	73.2%	33.9%
954	兵庫	赤穂郡	85.7%	38.1%
955	兵庫	揖保郡	88.2%	29.4%
956	兵庫	相生市	85.1%	46.8%
957	兵庫	赤穂市	72.7%	33.0%
958	兵庫	豊岡市	81.7%	33.1%
959	兵庫	美方郡	79.1%	27.9%
960	兵庫	養父市	83.3%	50.0%

（参考）市区町村別の運用開始状況一覧（9月25日時点）

	都道府県名	市区町村名	顔認証付きカードリーダー申込率	運用開始率
961	兵庫	朝来市	85.0%	36.7%
962	兵庫	神戸市北区	80.4%	32.3%
963	兵庫	神戸市中央区	71.2%	29.4%
964	兵庫	神戸市西区	81.9%	33.1%
965	奈良	奈良市	81.7%	30.3%
966	奈良	大和郡山市	74.2%	32.1%
967	奈良	生駒市	77.9%	26.4%
968	奈良	桜井市	79.2%	22.6%
969	奈良	生駒郡	84.3%	29.4%
970	奈良	宇陀郡	75.0%	0.0%
971	奈良	磯城郡	76.3%	28.8%
972	奈良	大和高田市	79.0%	28.6%
973	奈良	天理市	78.0%	30.0%
974	奈良	山辺郡	100.0%	80.0%
975	奈良	橿原市	78.1%	28.7%
976	奈良	御所市	66.0%	34.0%
977	奈良	五條市	76.6%	27.7%
978	奈良	北葛城郡	78.8%	24.8%
979	奈良	高市郡	76.5%	35.3%
980	奈良	吉野郡	76.8%	14.5%
981	奈良	香芝市	74.6%	30.0%
982	奈良	葛城市	76.1%	19.6%
983	奈良	宇陀市	83.7%	27.9%
984	和歌山	和歌山市	77.4%	31.2%
985	和歌山	橋本市	72.9%	25.6%
986	和歌山	海草郡	75.0%	43.8%
987	和歌山	伊都郡	76.0%	40.0%
988	和歌山	海南市	80.0%	39.0%
989	和歌山	有田市	80.0%	30.9%
990	和歌山	有田郡	80.5%	24.4%
991	和歌山	紀の川市	75.2%	28.9%
992	和歌山	岩出市	82.4%	30.8%
993	和歌山	御坊市	79.7%	33.8%
994	和歌山	田辺市	75.6%	31.3%
995	和歌山	新宮市	75.3%	37.0%
996	和歌山	西牟婁郡	58.3%	25.0%
997	和歌山	東牟婁郡	68.1%	30.6%
998	鳥取	鳥取市	85.1%	35.0%
999	鳥取	米子市	85.7%	38.4%
1000	鳥取	倉吉市	92.8%	50.4%

	都道府県名	市区町村名	顔認証付きカードリーダー申込率	運用開始率
1001	鳥取	境港市	82.7%	42.3%
1002	鳥取	岩美郡	75.0%	37.5%
1003	鳥取	八頭郡	70.3%	32.4%
1004	鳥取	東伯郡	86.3%	41.2%
1005	鳥取	西伯郡	86.0%	40.0%
1006	鳥取	日野郡	84.6%	38.5%
1007	島根	松江市	78.4%	32.8%
1008	島根	安来市	74.5%	27.7%
1009	島根	出雲市	79.7%	28.9%
1010	島根	大田市	83.1%	28.8%
1011	島根	江津市	69.6%	28.3%
1012	島根	浜田市	73.5%	32.7%
1013	島根	益田市	83.3%	33.3%
1014	島根	仁多郡	87.5%	31.3%
1015	島根	雲南市	78.2%	36.4%
1016	島根	飯石郡	100.0%	100.0%
1017	島根	邑智郡	66.7%	10.0%
1018	島根	鹿足郡	83.3%	41.7%
1019	島根	隠岐郡	89.3%	39.3%
1020	岡山	岡山市北区	78.5%	31.3%
1021	岡山	岡山市東区	82.7%	38.0%
1022	岡山	岡山市中区	85.9%	45.0%
1023	岡山	岡山市南区	83.1%	38.0%
1024	岡山	岡山市	100.0%	100.0%
1025	岡山	倉敷市	80.2%	33.3%
1026	岡山	津山市	83.1%	42.3%
1027	岡山	玉野市	71.9%	36.0%
1028	岡山	笠岡市	65.5%	28.6%
1029	岡山	井原市	81.0%	28.6%
1030	岡山	総社市	79.6%	36.7%
1031	岡山	高梁市	77.4%	32.1%
1032	岡山	新見市	81.6%	24.5%
1033	岡山	備前市	69.2%	36.5%
1034	岡山	瀬戸内市	76.3%	25.4%
1035	岡山	赤磐市	81.2%	26.1%
1036	岡山	真庭市	85.0%	42.5%
1037	岡山	美作市	81.3%	37.5%
1038	岡山	浅口市	83.3%	42.9%
1039	岡山	加賀郡	65.0%	10.0%
1040	岡山	和気郡	85.0%	45.0%

	都道府県名	市区町村名	顔認証付きカードリーダー申込率	運用開始率
1041	岡山	都窪郡	88.9%	38.9%
1042	岡山	浅口郡	76.9%	61.5%
1043	岡山	小田郡	100.0%	50.0%
1044	岡山	苫田郡	89.5%	36.8%
1045	岡山	勝田郡	71.4%	33.3%
1046	岡山	久米郡	75.0%	25.0%
1047	岡山	真庭郡	50.0%	0.0%
1048	岡山	英田郡	100.0%	100.0%
1049	広島	広島市中区	77.8%	26.2%
1050	広島	広島市南区	77.1%	29.5%
1051	広島	広島市安芸区	77.1%	31.4%
1052	広島	広島市東区	85.8%	30.3%
1053	広島	広島市安佐北区	77.7%	33.5%
1054	広島	広島市西区	76.7%	36.0%
1055	広島	広島市安佐南区	83.3%	34.9%
1056	広島	広島市佐伯区	81.2%	38.5%
1057	広島	呉市	82.4%	29.5%
1058	広島	竹原市	88.5%	9.6%
1059	広島	三原市	83.2%	43.4%
1060	広島	尾道市	79.9%	37.9%
1061	広島	福山市	80.4%	30.1%
1062	広島	三次市	81.7%	30.3%
1063	広島	庄原市	72.9%	25.7%
1064	広島	大竹市	72.7%	21.2%
1065	広島	東広島市	87.0%	36.1%
1066	広島	廿日市市	85.8%	32.0%
1067	広島	江田島市	84.6%	25.6%
1068	広島	安芸郡	82.4%	34.0%
1069	広島	山県郡	83.3%	23.8%
1070	広島	安芸高田市	81.4%	40.7%
1071	広島	豊田郡	66.7%	13.3%
1072	広島	世羅郡	81.0%	42.9%
1073	広島	神石郡	72.7%	9.1%
1074	山口	下関市	79.9%	25.6%
1075	山口	宇部市	82.0%	34.9%
1076	山口	山口市	81.8%	28.3%
1077	山口	萩市	83.0%	30.0%
1078	山口	周南市	81.7%	41.8%
1079	山口	防府市	75.5%	29.8%
1080	山口	下松市	85.3%	41.2%

（参考）市区町村別の運用開始状況一覧（9月25日時点）

	都道府県名	市区町村名	顔認証付きカードリーダー申込率	運用開始率
1081	山口	岩国市	75.1%	33.3%
1082	山口	山陽小野田市	80.0%	33.6%
1083	山口	光市	85.4%	42.7%
1084	山口	長門市	78.0%	30.5%
1085	山口	柳井市	81.8%	33.8%
1086	山口	美祢市	74.4%	23.1%
1087	山口	大島郡	81.1%	31.1%
1088	山口	玖珂郡	100.0%	83.3%
1089	山口	熊毛郡	74.3%	35.1%
1090	山口	阿武郡	100.0%	50.0%
1091	徳島	徳島市	76.7%	20.6%
1092	徳島	鳴門市	78.9%	22.0%
1093	徳島	小松島市	77.2%	15.2%
1094	徳島	阿南市	80.3%	18.8%
1095	徳島	美馬市	84.5%	20.7%
1096	徳島	三好市	73.1%	28.8%
1097	徳島	勝浦郡	62.5%	37.5%
1098	徳島	名東郡	0.0%	0.0%
1099	徳島	名西郡	83.1%	25.4%
1100	徳島	那賀郡	88.9%	33.3%
1101	徳島	板野郡	77.1%	23.5%
1102	徳島	阿波市	73.1%	28.8%
1103	徳島	吉野川市	74.7%	20.7%
1104	徳島	美馬郡	61.5%	23.1%
1105	徳島	三好郡	81.8%	22.7%
1106	香川	高松市	79.9%	28.5%
1107	香川	丸亀市	85.7%	35.0%
1108	香川	坂出市	86.2%	37.1%
1109	香川	善通寺市	91.1%	30.4%
1110	香川	観音寺市	86.9%	40.2%
1111	香川	さぬき市	86.1%	41.8%
1112	香川	東かがわ市	80.8%	46.2%
1113	香川	三豊市	94.3%	37.5%
1114	香川	小豆郡	71.4%	25.7%
1115	香川	木田郡	85.7%	38.1%
1116	香川	綾歌郡	90.1%	39.4%
1117	香川	仲多度郡	83.9%	31.0%
1118	香川	香川郡	100.0%	33.3%
1119	愛媛	松山市	80.9%	36.5%
1120	愛媛	今治市	81.7%	32.7%

	都道府県名	市区町村名	顔認証付きカードリーダー申込率	運用開始率
1121	愛媛	宇和島市	80.3%	28.2%
1122	愛媛	八幡浜市	77.9%	27.9%
1123	愛媛	新居浜市	78.5%	36.6%
1124	愛媛	西条市	79.5%	31.3%
1125	愛媛	大洲市	86.5%	30.2%
1126	愛媛	四国中央市	74.2%	39.8%
1127	愛媛	伊予市	81.6%	28.6%
1128	愛媛	西予市	75.7%	28.4%
1129	愛媛	東温市	86.2%	41.5%
1130	愛媛	越智郡	75.0%	12.5%
1131	愛媛	上浮穴郡	63.2%	21.1%
1132	愛媛	伊予郡	81.9%	30.6%
1133	愛媛	喜多郡	83.3%	20.8%
1134	愛媛	西宇和郡	80.0%	40.0%
1135	愛媛	北宇和郡	76.9%	46.2%
1136	愛媛	南宇和郡	91.4%	31.4%
1137	高知	高知市	82.3%	34.5%
1138	高知	室戸市	80.0%	5.0%
1139	高知	安芸市	84.2%	31.6%
1140	高知	南国市	82.9%	39.5%
1141	高知	土佐市	85.4%	36.6%
1142	高知	須崎市	81.6%	26.3%
1143	高知	四万十市	77.1%	25.7%
1144	高知	土佐清水市	73.3%	20.0%
1145	高知	宿毛市	69.2%	30.8%
1146	高知	香南市	78.6%	26.2%
1147	高知	香美市	71.7%	34.8%
1148	高知	長岡郡	70.0%	30.0%
1149	高知	土佐郡	71.4%	14.3%
1150	高知	吾川郡	78.0%	36.0%
1151	高知	高岡郡	84.8%	27.8%
1152	高知	幡多郡	72.7%	13.6%
1153	福岡	福岡市	81.3%	29.1%
1154	福岡	糟屋郡	86.3%	38.1%
1155	福岡	古賀市	85.0%	32.7%
1156	福岡	宗像市	78.9%	33.5%
1157	福岡	福津市	83.9%	33.9%
1158	福岡	福岡市西区	81.7%	32.6%
1159	福岡	太宰府市	79.8%	42.1%
1160	福岡	大野城市	85.6%	33.3%

	都道府県名	市区町村名	顔認証付きカードリーダー申込率	運用開始率
1161	福岡	春日市	77.9%	29.7%
1162	福岡	筑紫野市	83.4%	34.7%
1163	福岡	那珂川市	78.0%	23.2%
1164	福岡	糸島市	88.8%	28.2%
1165	福岡	八女市	70.8%	23.1%
1166	福岡	久留米市	80.5%	30.6%
1167	福岡	筑後市	90.0%	30.9%
1168	福岡	朝倉市	89.2%	33.3%
1169	福岡	大川市	74.6%	23.8%
1170	福岡	小郡市	83.5%	32.2%
1171	福岡	朝倉郡	67.6%	29.7%
1172	福岡	三井郡	86.0%	30.2%
1173	福岡	うきは市	75.4%	26.2%
1174	福岡	八女郡	84.2%	36.8%
1175	福岡	みやま市	90.2%	26.2%
1176	福岡	柳川市	76.6%	30.5%
1177	福岡	大牟田市	83.9%	29.9%
1178	福岡	鞍手郡	78.1%	25.0%
1179	福岡	嘉穂郡	85.7%	35.7%
1180	福岡	田川郡	79.2%	22.6%
1181	福岡	直方市	73.5%	24.5%
1182	福岡	飯塚市	79.2%	23.4%
1183	福岡	田川市	82.3%	25.0%
1184	福岡	嘉麻市	75.9%	19.0%
1185	福岡	宮若市	87.0%	23.9%
1186	福岡	遠賀郡	81.8%	27.7%
1187	福岡	中間市	81.6%	32.9%
1188	福岡	北九州市戸畑区	84.9%	34.5%
1189	福岡	北九州市若松区	81.1%	28.0%
1190	福岡	北九州市八幡西区	80.7%	27.6%
1191	福岡	北九州市八幡東区	80.8%	28.2%
1192	福岡	築上郡	75.4%	21.1%
1193	福岡	京都郡	78.5%	21.5%
1194	福岡	豊前市	74.6%	27.1%
1195	福岡	行橋市	81.8%	34.4%
1196	福岡	北九州市門司区	84.8%	37.3%
1197	福岡	北九州市小倉北区	80.1%	27.7%
1198	福岡	北九州市小倉南区	82.4%	31.0%
1199	佐賀	佐賀市	84.7%	29.8%
1200	佐賀	唐津市	81.4%	31.4%

（参考）市区町村別の運用開始状況一覧（9月25日時点）

	都道府県名	市区町村名	顔認証付きカードリーダー申込率	運用開始率
1201	佐賀	鳥栖市	85.2%	22.6%
1202	佐賀	多久市	81.5%	25.9%
1203	佐賀	伊万里市	87.2%	27.7%
1204	佐賀	武雄市	86.9%	32.7%
1205	佐賀	鹿島市	89.6%	35.4%
1206	佐賀	嬉野市	84.0%	56.0%
1207	佐賀	神埼市	81.5%	29.6%
1208	佐賀	神埼郡	95.8%	45.8%
1209	佐賀	三養基郡	81.0%	26.6%
1210	佐賀	小城市	87.1%	37.1%
1211	佐賀	東松浦郡	66.7%	33.3%
1212	佐賀	西松浦郡	93.1%	27.6%
1213	佐賀	杵島郡	94.2%	43.5%
1214	佐賀	藤津郡	75.0%	12.5%
1215	長崎	長崎市	81.2%	23.3%
1216	長崎	佐世保市	80.1%	20.9%
1217	長崎	島原市	85.0%	30.0%
1218	長崎	諫早市	84.5%	25.3%
1219	長崎	大村市	91.0%	35.4%
1220	長崎	五島市	70.4%	25.4%
1221	長崎	平戸市	79.1%	46.5%
1222	長崎	松浦市	78.6%	21.4%
1223	長崎	西海市	77.5%	27.5%
1224	長崎	西彼杵郡	88.5%	29.5%
1225	長崎	東彼杵郡	92.2%	34.4%
1226	長崎	南島原市	80.6%	21.0%
1227	長崎	雲仙市	84.9%	23.3%
1228	長崎	北松浦郡	86.7%	46.7%
1229	長崎	壱岐市	84.2%	10.5%
1230	長崎	対馬市	57.7%	19.2%
1231	長崎	南松浦郡	70.3%	13.5%
1232	熊本	熊本市東区	82.9%	28.4%
1233	熊本	熊本市南区	84.7%	31.7%
1234	熊本	熊本市中央区	85.4%	33.4%
1235	熊本	熊本市西区	89.9%	30.9%
1236	熊本	熊本市北区	85.4%	34.0%
1237	熊本	人吉市	84.8%	35.2%
1238	熊本	荒尾市	77.8%	30.0%
1239	熊本	水俣市	83.0%	35.8%
1240	熊本	宇土市	80.0%	24.4%
1241	熊本	上天草市	76.7%	18.6%
1242	熊本	山鹿市	82.7%	38.3%
1243	熊本	宇城市	82.2%	41.6%
1244	熊本	阿蘇市	76.7%	25.6%

	都道府県名	市区町村名	顔認証付きカードリーダー申込率	運用開始率
1245	熊本	菊池市	72.7%	22.1%
1246	熊本	八代市	77.1%	22.1%
1247	熊本	玉名市	83.2%	39.5%
1248	熊本	合志市	70.6%	30.6%
1249	熊本	天草市	77.9%	29.2%
1250	熊本	下益城郡	85.7%	14.3%
1251	熊本	玉名郡	84.6%	25.6%
1252	熊本	菊池郡	83.1%	33.8%
1253	熊本	阿蘇郡	90.9%	29.5%
1254	熊本	上益城郡	80.3%	33.3%
1255	熊本	八代郡	82.4%	5.9%
1256	熊本	葦北郡	80.0%	22.9%
1257	熊本	球磨郡	80.9%	25.0%
1258	熊本	天草郡	90.0%	30.0%
1259	熊本	熊本市	100.0%	100.0%
1260	大分	大分市	87.9%	34.0%
1261	大分	別府市	83.9%	35.3%
1262	大分	中津市	83.2%	30.9%
1263	大分	日田市	79.5%	22.0%
1264	大分	佐伯市	85.7%	37.8%
1265	大分	臼杵市	85.3%	29.4%
1266	大分	津久見市	69.7%	15.2%
1267	大分	竹田市	73.7%	13.2%
1268	大分	豊後高田市	84.8%	36.4%
1269	大分	杵築市	83.7%	44.2%
1270	大分	宇佐市	79.2%	33.7%
1271	大分	豊後大野市	77.8%	17.5%
1272	大分	由布市	81.6%	36.7%
1273	大分	国東市	76.6%	21.3%
1274	大分	東国東郡	100.0%	100.0%
1275	大分	速見郡	75.0%	30.0%
1276	大分	玖珠郡	75.0%	22.2%
1277	宮崎	宮崎市	89.2%	47.7%
1278	宮崎	都城市	89.0%	54.1%
1279	宮崎	延岡市	87.3%	42.3%
1280	宮崎	日南市	81.3%	35.4%
1281	宮崎	小林市	87.5%	50.0%
1282	宮崎	日向市	86.7%	41.0%
1283	宮崎	串間市	87.0%	47.8%
1284	宮崎	西都市	74.5%	33.3%
1285	宮崎	えびの市	86.5%	45.9%
1286	宮崎	北諸県郡	93.5%	45.2%
1287	宮崎	西諸県郡	70.0%	30.0%
1288	宮崎	東諸県郡	79.4%	32.4%

	都道府県名	市区町村名	顔認証付きカードリーダー申込率	運用開始率
1288	宮崎	東諸県郡	79.4%	32.4%
1289	宮崎	児湯郡	81.7%	33.3%
1290	宮崎	東臼杵郡	88.6%	40.0%
1291	宮崎	西臼杵郡	77.3%	50.0%
1292	鹿児島	鹿児島市	83.8%	38.3%
1293	鹿児島	鹿屋市	89.1%	44.8%
1294	鹿児島	枕崎市	92.3%	38.5%
1295	鹿児島	阿久根市	83.3%	38.9%
1296	鹿児島	出水市	87.3%	39.2%
1297	鹿児島	指宿市	84.1%	43.9%
1298	鹿児島	西之表市	66.7%	46.7%
1299	鹿児島	垂水市	91.3%	47.8%
1300	鹿児島	薩摩川内市	85.9%	32.1%
1301	鹿児島	日置市	81.9%	28.9%
1302	鹿児島	曽於市	79.1%	34.9%
1303	鹿児島	いちき串木野市	87.5%	45.3%
1304	鹿児島	霧島市	87.0%	38.6%
1305	鹿児島	鹿児島郡	0.0%	0.0%
1306	鹿児島	薩摩郡	90.2%	39.0%
1307	鹿児島	出水郡	80.0%	10.0%
1308	鹿児島	姶良郡	100.0%	40.0%
1309	鹿児島	曽於郡	92.3%	53.8%
1310	鹿児島	肝属郡	80.7%	24.6%
1311	鹿児島	南さつま市	80.3%	39.4%
1312	鹿児島	志布志市	87.2%	29.8%
1313	鹿児島	奄美市	79.5%	45.5%
1314	鹿児島	南九州市	84.2%	38.6%
1315	鹿児島	伊佐市	89.4%	38.3%
1316	鹿児島	姶良市	91.7%	43.1%
1317	沖縄	那覇市	72.7%	29.4%
1318	沖縄	うるま市	77.5%	34.2%
1319	沖縄	沖縄市	72.5%	29.7%
1320	沖縄	宜野湾市	71.0%	24.2%
1321	沖縄	宮古島市	69.9%	22.9%
1322	沖縄	石垣市	79.7%	23.0%
1323	沖縄	浦添市	78.8%	31.6%
1324	沖縄	名護市	73.4%	19.3%
1325	沖縄	糸満市	74.3%	22.9%
1326	沖縄	豊見城市	70.4%	28.6%
1327	沖縄	南城市	71.9%	21.9%
1328	沖縄	国頭郡	56.7%	13.3%
1329	沖縄	中頭郡	75.9%	33.8%
1330	沖縄	島尻郡	77.1%	26.8%
1331	沖縄	宮古郡	100.0%	50.0%
1332	沖縄	八重山郡	45.5%	0.0%

（参考）オンライン資格確認に関する照会状況

■オンライン資格確認等コールセンターへの電話、メールでの照会状況　（2022年8月8日～10月14日まで）

頻度の高い問合せ内容	具体的内容	件数
各種周知内容・DM等について	支払基金からの配布物（支部広報誌、リーフレット、ダイレクトメール(DM)）の記載内容に係る確認や対応方法など	8,181
アカウント申請・登録について	医療機関等向けポータルサイトのアカウントの申請・登録についてのお問い合わせなど	5,810
オンライン資格確認の導入等について	オンライン資格確認について、導入方法、導入検討における相談、運用開始の手続、運用開始入力フォームに関する照会など	5,491
カードリーダーについて	顔認証付きカードリーダーについて、申込方法や制約、配送予定・配送状況の確認など	3,667
電子証明書について	医療機関等に設置している資格確認端末(PC)にインストールする電子証明書についての申請方法など	3,155
補助金について	補助の条件、補助金の申請に必要な書類・様式・郵送先、補助金の内容の詳細、交付など	2,596
オンライン資格確認の利用申請について	オンライン資格確認の実施で必要となる利用申請の手順やその後の流れの確認など	1,615
資格確認端末のセットアップ方法について	医療機関等に設置している資格確認端末(PC)について、セットアップの設定、マスターアカウント初期化の方法がわからないなど	1,466
受付業務（システム導入後の運用について）	限度額適用認定情報の閲覧機能について、利用開始後の運用方法等に関する照会など	1,402
システム導入について	オンライン資格確認導入にあたり、対応する回線・OSやレセコンとの連携に関する入電など	529
電子処方箋について	電子処方箋について、概要、運用開始の手続、導入検討における相談など	456
その他	オンライン請求に関する照会、保険者からの入電など	1,981
お問い合わせ件数　総計		36,349